

政策分野等	5 都市基盤・産業	更新日	令和8年5月29日
施策等	1 都市基盤整備の推進と公共交通の整備	担当部	環境部
基本的な方向性等	3 快適で安全な生活環境づくりを推進するため、道路、橋梁、排水路、上下水道などの計画的な整備・維持管理を行います。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	学習等供用施設管理	継続	37,332	37,332	○	環境政策課
2	移転補償跡地管理	継続	4,813	26,994	○	環境政策課
3	空港周辺調査委託	改善	4,260	4,008	○	環境政策課
4	民家防音事業	継続	5,626	6,281	○	環境政策課
事業費合計			52,031	74,615		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 （進捗状況）	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 （主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等）	・学習等供用施設について適切な管理の下、地域住民のコミュニティ活動を推進した。 ・移転補償跡地及びエアフロントオアシスの適切な管理を行うとともに、移転補償跡地は、庁内及び地元と協議の上、返還・購入に係る方針を定め、令和8年度以降に購入予定の3か所を除き、返還・購入した。また、購入予定の3か所については、大阪航空局と調整のうえ、購入計画を立てた。 ・空港周辺調査により、航空機騒音を始めとする各種障害の実態把握等ができた。 ・民家防音事業を実施することにより、地域住民の良好な環境を確保した。		
今後の 方向性 （課題解決 の方策等）	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	・学習等供用施設については、施設や設備の老朽化が進んでいることから、現状（利用率、立地場所、他公共施設との距離など）を整理し、市の公共施設の在り方に関する基本方針に応じ、集約化を検討する。 ・移転補償跡地については、購入時期等を大阪航空局と調整する。 ・民家防音事業については、騒音の状況に応じ、国、県に対し、補助制度の創設や拡充を要望する。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	5-1-3-1
事業名	学習等供用施設管理				最終更新日	令和8年5月29日
実施根拠	春日井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例				担当課	環境政策課
関連計画	—			関連する 附属機関	—	
総合計画 施策体系	政策分野等	5 都市基盤・産業			基本計画 重点方針	—
	施策等	1 都市基盤整備の推進と公共交通の整備				
	基本的な 方向性等	3 快適で安全な生活環境づくりを推進するため、道路、橋梁、排水路、上下水道などの計画的な整備・維持管理を行います。				
目的・ 事業概要	【目的】 小牧基地及び名古屋空港における航空機の騒音により生活を阻害されている周辺住民の民生安定と福祉向上を図るため、防音された学習・集会等の場を提供とコミュニティ活動の推進を図る施設である。					
	【事業概要】 昭和46年度から学習等供用施設が設置され、空港周辺に50施設、高蔵寺分屯基地周辺に2施設の計52施設が地域住民に利用されている。 平成17年4月1日から、施設管理が経験やノウハウ、近郊性などから迅速・適正に行われるとして「公の施設の管理方針」に基づき、随意指定により地元の区長・町内会長14名を指定管理者として委託し、現在の指定期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日の5か年である。					
	事業期間					
過去の経緯、 主な実績等	・学習等供用施設の活用実態は、区・町内会活動を始め、老人会・子ども会、青年団などの地域コミュニティ活動、地区社会福祉協議会活動、和太鼓・ダンス等の趣味・芸術等のサークル等、地元の集会施設として地域住民に利用されている。					
	・学習等供用施設のうち14施設については、愛知県から使用電気料に対する補助金（名古屋飛行場周辺共同利用施設運営費補助金）を受けている。					
	・令和2年度の改修工事から、LED化等に伴う電気料削減額を試算し、次年度からの指定管理料を減額している。					
	・令和7年度からの指定管理料について、施設の利用状況を考慮し、決定している。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			37,332千円	37,332千円	37,497千円	37,566千円
	特定財源	国・県支出金	2,050千円	1,999千円	2,050千円	1,938千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		35,282千円	35,333千円	35,447千円	35,628千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 学習等供用施設指定管理委託 【事業費】 学習等供用施設指定管理 37,332千円 ・改修工事を実施した施設について、LED 化等に伴う電気料削減額を試算し、次年度以降の指定管理料を減額					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・区町内会活動を始め、老人会、子ども会、青年団などの地域コミュニティ活動、地区社会福祉協議会活動、和太鼓・ダンス等の趣味・芸術等のサークル等、地元の集会施設として幅広く利用されている。 【成果や課題等】 ・施設や設備が老朽化している。 ・現在、公共施設の在り方について検討されており、学習等供用施設についても、見直しの対象となっている。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・学習等供用施設の現状（利用率、立地場所、他公共施設との距離など）を整理する。 ・市の公共施設の在り方に関する基本方針に応じ、集約化を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	5-1-3-2
事業名	移転補償跡地管理				最終更新日	令和8年5月29日
実施根拠					担当課	環境政策課
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	5 都市基盤・産業			基本計画 重点方針	—
	施策等	1 都市基盤整備の推進と公共交通の整備				
	基本的な 方向性等	3 快適で安全な生活環境づくりを推進するため、道路、橋梁、排水路、上下水道などの計画的な整備・維持管理を行います。				
目的・ 事業概要	【目的】 飛行場周辺に点在する移転補償跡地※について、緑地や公園として整備することによって、緩衝効果を高め、空港周辺地域の環境を保全するとともに、市民の憩いの場として有効活用する。 ※航空機騒音の対策のため、移転補償により建物等が移転した跡地 【事業概要】 移転補償跡地について、国土交通省から無償で借り受けて整備し、植栽管理等を実施してきた。一方で、名古屋空港の県営化に伴い、国土交通省大阪航空局からは、跡地の返還又は購入を求められている。 R8年度当初現在 移転補償跡地 3か所（花壇広場 1か所、児童公園 2か所） エアフロントオアシス (5,839.17㎡)					
	事業期間					
過去の経緯、 主な実績等	・移転補償跡地については、平成22年度までに名古屋飛行場周辺地域整備事業費補助金等を活用し、公園花壇広場等として整備してきたが、平成23年度以降は、市単独で管理を実施している。 ・エアフロントオアシスについては、北側の国土交通省が整備した公園部分は、大阪航空局よりエアフロントオアシス施設維持運用業務委託を受け管理を実施している一方、南側に市が設置したトイレ、遊具及び駐車場等は、市費で管理を実施している。 〈委託事業等〉 移転補償跡地植栽管理委託 生棚川植栽管理委託 エアフロントオアシス清掃管理委託 エアフロントオアシス植栽管理委託 等					
	[参考] 移転補償跡地数（年度当初） 7年度 3か所 （花壇広場 1か所、児童公園 2か所） 5、6年度 35か所 （公園・花壇・広場 28か所、運動広場・貯水槽 3か所、児童公園 4か所） 4年度 38か所 （公園・花壇・広場 31か所、運動広場・貯水槽 3か所、児童公園 4か所） 3年度 42か所 （公園・花壇・広場 35か所、運動広場・貯水槽 3か所、児童公園 4か所）					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			26,994千円	4,813千円	61,465千円	19,587千円
	特定財源	国・県支出金	1,392千円	1,447千円	1,392千円	1,296千円
		その他	千円	千円	千円	千円
一般財源		25,602千円	3,366千円	60,073千円	18,291千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)				
	・移転補償跡地3か所の維持管理（植栽の管理、トイレ清掃等）を実施。				
	【事業費】				
	光熱水費 204 千円 修繕料 66 千円 植栽管理等委託 3,978 千円 工事請負費 541千円 手数料等 23千円				
成果指標	【歳入】				
	国庫委託金（エアフロントオアシス施設管理委託） 1,447千円				
	[参考] 他課による購入実績 購入跡地（カッコ内は、購入跡地数） 6年度 味美ふれあいセンター駐車場用地(1)、名鉄味美駅駐輪場用地(2)、 防火水槽用地(1)*				
	※防火水槽用地については、一部を購入し、残りを返還している。				
これまでの 取り組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】		
			・空港周辺の良好な環境を維持することができた。 ・返還により移転補償跡地の維持管理に必要なコストを軽減できた。		
			【成果や課題等】 ・令和6年度の返還又は購入により残り3か所となった移転補償跡地を購入するにあたり、必要な手続き、予算措置等を計画的に進める。 ・エアフロントオアシスについては、施設が老朽化してきているとともに、国から土地の返還を求められている(令和9年度を目処)。 ・空港設置管理者である愛知県に対し、国土交通省からの買い受け及び維持管理を要望しているが、現在のところ、買い受ける意思はないとの回答を受けている。		
今後の 方向性	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
	(課題解決のために必要な方策等)				
	・地元の意向を確認し、購入時期等を大阪航空局と調整する。 ・必要な移転補償跡地を購入する。 令和8年度購入予定 味美上ノ町字丑渡2158-1 (B20) 21,300千円 (令和8年度予算) 9年度 味美西本町字一里塚1548-2 (D5) 31,400千円 (令和6年度見積) 10年度 花長町1-17-8外10筆 (F2・31) 151,600千円 (令和6年度見積) ・エアフロントオアシスについては、地元や国土交通省大阪航空局と調整を図る。 ・小牧市にも同様なエアフロントオアシスが整備されており、その動向（購入、返還）について注視する。				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	改善	年度	令和8年度	整理番号	5-1-3-3	
事業名	空港周辺調査委託			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠				担当課	環境政策課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	5 都市基盤・産業			基本計画 重点方針	
	施策等	1 都市基盤整備の推進と公共交通の整備				
	基本的な 方向性等	3 快適で安全な生活環境づくりを推進するため、道路、橋梁、排水路、上下水道などの計画的な整備・維持管理を行います。				
目的・ 事業概要	【目的】 昭和50年度から空港周辺住民の民生安定を図るため、空港周辺の味美連合区、春日井区、勝川区、牛山区の4区に対し、次の内容を委託するもの。 【事業概要】 委託内容 ・飛行場周辺対策に関する要望のとりまとめ ・飛行場周辺対策事業に関すること ・航空機騒音測定に関すること ・飛行場周辺における状況等の報告に関すること ・基地・空港に起因する諸問題の連絡調整に関すること					
	事業期間	昭和50年～				
過去の経緯、 主な実績等	・空港周辺住民が受けている名古屋空港及び自衛隊小牧基地に起因する、航空機騒音を始めとする各種障害の実態把握と空港周辺対策の円滑な実施ができた。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			4,008千円	4,260千円	4,345千円	4,600千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		4,008千円	4,260千円	4,345千円	4,600千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・飛行場周辺対策に関する要望のとりまとめ ・飛行場周辺対策事業に関すること ・航空機騒音測定に関すること ・飛行場周辺における状況等の報告に関すること ・基地・空港に起因する諸問題の連絡調整に関すること 【事業費】 飛行場周辺調査委託 4,260 千円					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・空港周辺住民が受けている名古屋空港及び自衛隊小牧基地に起因する、航空機騒音を始めとする各種障害の実態把握と、空港周辺対策の円滑な実施ができた。 【成果や課題等】 ・国、県等関係機関に対する要望活動の基礎資料として活用するため、引き続き、空港周辺の住民（4区）の協力が必要である。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・国、県等関係機関に対する要望活動の基礎資料とするため、引き続き、空港周辺の住民（4区）の協力を得て、調査委託を実施する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	改善	・測定頻度を見直すことにより、委託料の減額を実施。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	5-1-3-4																																																	
事業名	民家防音事業			最終更新日	令和8年5月29日																																																	
実施根拠	春日井市民家防音工事補助金交付要綱			担当課	環境政策課																																																	
関連計画	—		関連する 附属機関	—																																																		
総合計画 施策体系	政策分野等	5 都市基盤・産業			基本計画 重点方針	—																																																
	施策等	1 都市基盤整備の推進と公共交通の整備																																																				
	基本的な 方向性等	3 快適で安全な生活環境づくりを推進するため、道路、橋梁、排水路、上下水道などの計画的な整備・維持管理を行います。																																																				
目的・ 事業概要	【目的】 飛行場周辺における航空機騒音の影響を緩和し、住民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため。 【事業概要】 県営名古屋空港周辺の一定区域の住宅に対して、平成17年4月1日から愛知県が定める基準により、住民が住宅防音工事等を実施する場合の工事費を助成する。																																																					
	事業期間																																																					
過去の経緯、 主な実績等	・10年を経過した空調機器の更新に補助金が充当され、住民負担を軽減することで航空機騒音の影響を緩和することができた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>6年度</th><th>5年度</th><th>4年度</th><th>3年度</th><th>2年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防音工事（未実施）</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr> <td>防音工事（告示日後）</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr> <td>機能回復工事（未実施）</td><td>1台</td><td>0台</td><td>3台</td><td>4台</td><td>4台</td></tr> <tr> <td>機能回復工事（告示日後）</td><td>0台</td><td>1台</td><td>2台</td><td>0台</td><td>0台</td></tr> <tr> <td>再更新工事（未実施）</td><td>6台</td><td>23台</td><td>15台</td><td>15台</td><td>51台</td></tr> <tr> <td>再更新工事（告示日後）</td><td>0台</td><td>2台</td><td>6台</td><td>3台</td><td>0台</td></tr> <tr> <td>再々更新工事</td><td>13台</td><td>16台</td><td>14台</td><td>18台</td><td>13台</td></tr> </tbody> </table>							6年度	5年度	4年度	3年度	2年度	防音工事（未実施）	0件	0件	0件	0件	0件	防音工事（告示日後）	0件	0件	0件	0件	0件	機能回復工事（未実施）	1台	0台	3台	4台	4台	機能回復工事（告示日後）	0台	1台	2台	0台	0台	再更新工事（未実施）	6台	23台	15台	15台	51台	再更新工事（告示日後）	0台	2台	6台	3台	0台	再々更新工事	13台	16台	14台	18台	13台
		6年度	5年度	4年度	3年度	2年度																																																
	防音工事（未実施）	0件	0件	0件	0件	0件																																																
	防音工事（告示日後）	0件	0件	0件	0件	0件																																																
	機能回復工事（未実施）	1台	0台	3台	4台	4台																																																
	機能回復工事（告示日後）	0台	1台	2台	0台	0台																																																
	再更新工事（未実施）	6台	23台	15台	15台	51台																																																
	再更新工事（告示日後）	0台	2台	6台	3台	0台																																																
	再々更新工事	13台	16台	14台	18台	13台																																																
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																																																
			6,281千円	5,626千円	2,449千円	4,754千円																																																
	特定財源	国・県支出金	5,227千円	4,781千円	2,101千円	3,986千円																																																
		その他	千円	千円	千円	千円																																																
	一般財源		1,054千円	845千円	348千円	768千円																																																

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 民家防音工事補助金交付実績					
			台数(件数)	事業費		
	防音工事(未実施)		0件	0千円		
	防音工事(告示日後)		0件	0千円		
	機能回復工事(未実施)		5台	870千円		
	機能回復工事(告示日後)		0台	0千円		
	再更新工事(未実施)		14台	2,305千円		
	再更新工事(告示日後)		3台	338千円		
	再々更新工事		18台	2,017千円		
	再々更新工事(告示日後)		0台	0千円		
	再々々更新工事		1台	95千円		
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・補助金により住民負担が少なく空調機が更新できるため、航空機騒音による障害を軽減することにつながっている。 【成果や課題等】 ・防音対策に効果的な補助事業を実施するよう、国や県に対し、求めていく必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・空港が存続する限りは、航空機騒音により悪影響が継続するため、補助事業も継続する。 ・現在の補助対象区域以外についても、騒音による被害が生じているため、国、県に対し、補助制度の創設や拡充について、要望する。 ・補助事業を実施している近隣市町の状況等を整理し、必要に応じ、事務の進め方について愛知県と調整を図る。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

政策分野等	6 環境	更新日	令和8年5月29日
施策等	1 地球環境の保全と自然との共生	担当部	環境部
基本的な方向性等	1 子どもへの環境教育をはじめ、幅広い世代が環境について学ぶ機会の充実を図り、自ら考え行動する人材を育成するとともに、環境にやさしい持続可能なライフスタイルを促進します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	環境都市推進啓発	継続	949	1,062	◎	環境政策課
2	環境まちづくりパートナーシップ会議	継続	700	700	◎	環境政策課
事業費合計			1,649	1,762		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	◎	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	環境基本計画、地球温暖化対策実行計画に基づく各種施策や啓発事業を実施している。また、市民・事業者・市の三者協働による環境まちづくりを推進する組織である「かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議」との共催により、環境フェスを始めとした各種啓発事業を継続して実施している。施策の進捗や啓発事業等の実績については、環境審議会で審議を受けるとともに、環境報告書により広く市民に周知している。 環境活動を実際に行っている方の多くは高齢であり、従来以上に幅広い世代、特に将来を担う若年層が環境に関心を持つきっかけづくりとする事業が必要である。また、年々複雑化する環境問題に対応するため、多様な主体との連携を図り市民・事業者に対する効果的な啓発が必要である。		
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	・環境基本計画、地球温暖化対策実行計画に定める指標等の進捗について把握し、引き続き広く市民へ周知を図る。 ・環境まちづくりの基盤となる人材を育成するため、環境アカデミーを始めとする各種事業を実施し、環境活動の実践に繋げていく。 ・環境フェス等の啓発事業については従来以上に気軽に参加できる内容とするなど、幅広い世代、特に若年層が環境に関心をもつきっかけづくりとする。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-1-1-1	
事業名	環境都市推進啓発			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	春日井市環境基本条例			担当課	環境政策課	
関連計画	春日井市環境基本計画 春日井市地球温暖化対策実行計画		関連する 附属機関	環境審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境		基本計画 重点方針	1 人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	1 地球環境の保全と自然の共生				
	基本的な 方向性等	1 子どもへの環境教育をはじめ、幅広い世代が環境について学ぶ機会の充 実を図り、自ら考え行動する人材を育成するとともに、環境にやさしい 持続可能なライフスタイルを促進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 環境基本計画に定める環境像の実現に向け、市民・事業者・市の三者協働による環境ま ちづくりを推進する。 【事業概要】 ・環境基本計画、地球温暖化対策実行計画に基づく取組実施状況について公表する。 ・環境への取組みを率先して実施するリーダー的な役割を担う人材を育成するための市民 向け連続講座や、環境まちづくりの基盤となる人材を育成するための親子を対象とした 講座を開催する ・幅広い世代が環境について気軽に学ぶことができるよう、多様な主体と連携を図り、環 境フェス、エコワールド（春日井まつり）などの啓発イベントを実施する。					
	事業期間	平成12年度～				
過去の経緯、 主な実績等	・環境基本計画に定める環境目標の達成状況、地球温暖化対策実行計画に定める成果指標 の進捗状況等について、毎年環境報告書を作成し公表している。 ・市民環境アカデミーは平成28年度より開催しており累計272人が修了、一部の修了 者は春日井まつりボランティアへ参加している。また、子ども環境アカデミーは環境部 各課が連携を図り様々な講座を企画、例年多くの応募がある。 ・春日井まつりでは、かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議との共催とし、環境 部各課のみならず、市民団体や事業者も参画し環境について幅広く学ぶことができるブ ースを出展、多くの参加者に啓発を行っている。 ・かすがい環境フェスでは、参加者を抽選制としていた市民環境フォーラムを令和6年度 から見直し、多様な主体との連携を図りつつ「学ぶ。触れる。交流・体験する」をテー マに、ワークショップ等を主体とした全員参加型のイベントとして実施している。 ・毎週第一水曜日をエコライフDAYと定め、SNSを活用した環境情報の発信や、市職員 向けに節電行動の実践等を呼びかけている。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			1,062千円	949千円	751千円	1,076千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		1,062千円	949千円	751千円	1,076千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)				
	- 環境基本計画に定める施策の実施状況について、環境審議会にて報告・審議を受けるとともに、環境報告書として公表、広く市民に公表した。 - 市民環境アカデミーは全6回の連続講座を実施し22名が修了、子ども環境アカデミーは部内各課の連携により5回の講座を実施し延べ59組138名が受講した。 - 春日井まつりでは環境部各課の他、市民団体、事業者等と連携し、エコワールドとして幅広く環境について学べるブースを出展、10,771人の参加があった。 - かすがい環境フェスでは著名人を招いての環境講演、かすがい環境賞の表彰等を行い、3,000人の参加があった。実施にあたっては連携協定締結事業者、他自治体、事業者等によるブース出展のほか、中部大学ボランティア・NPOセンターの協力を得るなど、多様な主体との連携を図った。 - 市の環境啓発事業に対し、あいおいニッセイ同和損害保険から15万円の寄付を、(公財)瀬戸信用金庫地域振興協力基金から20万円の助成を受けた。				
成果指標	指標名	目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	市民環境アカデミー 受講者数	40人 (毎年度)	41人	45人	48人
	環境フェス参加人数 ※R5までは環境フォーラム、抽選制	3,000人	3,000人	1,500人	270人
これまでの 取り組みによる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 - 環境基本計画、地球温暖化対策実行計画に基づく各種取組状況について審議会で審議を受け、環境報告書として広く市民に公表できている。 - 市民環境アカデミーについては、修了者が春日井まつりボランティア(R7年度4名)や愛知県地球温暖化防止活動推進員(R7年度末現在春日井市12名のうち8名が受講生)へ参画するなど、環境保全活動の実践につながっている。 - エコワールド、かすがい環境フェス等のイベントにおいては、幅広い主体との連携を図り実施できおり、より多くの市民が環境について身近に考える機会となっていると考えられる。 - 市が実施する環境啓発事業に対し寄附や助成が寄せられていることは、外部からの高い評価の証であると考えられる。 【成果や課題等】 - 環境活動を行っている方の多くは高齢であり、幅広い世代、特に若年層が環境に関心を持つきっかけづくりとする事業が必要である。 - 環境問題は年々複雑化するなか、幅広く環境について学ぶ機会を提供するため、多様な主体との連携を図ることが重要である。		
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし		
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) - 環境基本計画の進捗などに関し環境審議会にて審議を受けるとともに、環境報告書等により公表、広く市民に周知する。 - 市民環境アカデミー、子ども環境アカデミーについては、多くの市民が興味を持つ講座内容とするとともに、ワークショップ・フィールドワーク等を取り入れるなど、従来以上に啓発効果を高いものとする。 - 春日井まつり、かすがい環境フェスについては、幅広く環境について気軽に学べる機会とするため、多様な主体との連携を図り、参加型の講座や体験型イベント(ワークショップ)等を企画していく。				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続	- PDCAサイクルによる進行管理を行い、環境基本計画に基づき、市民・事業者・市のパートナーシップにより、引き続き各種施策を実施する。 - 市民環境アカデミーについては幅広く環境について学ぶ機会とするため連続講座を継続していくが、子ども環境アカデミーについてはより多くの児童が気軽に参加できるものとするよう、部内各課の連携による開催は継続しつつ、各回募集とする。 - かすがい環境フェスについては、令和7年度の実施状況を踏まえるとともに、更なる参加者増に向け多様な主体との連携を図っていく。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-1-1-2	
事業名	環境まちづくりパートナーシップ会議			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	春日井市環境基本条例			担当課	環境政策課	
関連計画	春日井市環境基本計画 春日井市地球温暖化対策実行計画		関連する 附属機関	環境審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	1 人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	1 地球環境の保全と自然との共生				
	基本的な 方向性等	1 子どもへの環境教育をはじめ、幅広い世代が環境について学ぶ機会の充 実を図り、自ら考え行動する人材を育成するとともに、環境にやさしい 持続可能なライフスタイルを促進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 市民、事業者、行政の協働により春日井市環境基本計画の環境目標を実現するための組織として、環境まちづくりパートナーシップ会議（以下「PS会議」。）を設立し、環境基本計画に示された取組みの推進と、持続可能な社会の実現を図る。 【事業概要】 ・総会（年1回）、運営会議（市民団体代表者、事業者会員の従業員等から構成、月1回）にて、PS会議自主イベントを企画運営するとともに、市との共催事業として春日井まつりエコワールド、かすがい環境フェス等を実施するなど、年間を通して環境啓発事業を実施する。 ・持続可能な社会の実現に寄与するため、環境の保全等の活動を実施する市民団体会員に対し、支援金を交付する。					
	事業期間	平成14年～				
過去の経緯、 主な実績等	【会員数】 平成14年12月25日に設立し、令和8年4月末日現在の構成は、市民会員27名、市民団体会員14団体、事業者会員6社（構成員551名）となっている。 【主な活動】 自主イベント：エコツアー、エコクッキング、自然観察会等 市との共催事業：エコワールド、かすがい環境フェス、子ども環境アカデミー その他：広報誌の発行（年4回）、支援金の交付、 【行政が実施する事業との関係】 ・エコワールド、かすがい環境フェスについては、市との共催で実施するとともに、自主事業として体験型のブースを出展するなど、環境教育・環境学習の推進に努めている。 ・環境保全活動を行う市民団体への支援や、エコファミリー向けイベントの開催など、環境まちづくり参加人数の増加につながる活動を継続して実施している。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			700千円	700千円	800千円	800千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
一般財源		700千円	700千円	800千円	800千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・PS 会議の自主事業として、わいわいカーニバルや「見よう！聞こう！市民活動！」での ブース出展を行った。また、7年度より新たに土岐川観察館でのガサガサ体験やきのこの 菌打ち体験等を企画した。 ・市との共催事業として春日井まつりエコワールド、かすがい環境フェスを企画・運営し た。なお、当該イベントにおいては、自主事業として体験型のブース出展も実施した。 参加実績：R5：20,970 人、R6：13,210 人、R7：14,833 人					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7 年度	6 年度	5 年度
	環境まちづくりパート ナーシップ会議会員数		530名（6 年度）	551名	547名	582名
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・市が行う環境啓発事業のうち、「環境に触れるきっかけづくり」の多く はPS会議が担っており、その他市が実施する事業について講師の派遣 や共催としての参加など、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画の 推進にあたり中核的な役割を果たしている。 ・これまでの継続した活動が評価され、新たな団体や事業者が参画する など、組織の活性化につながっている。 ・若い世代への働きかけとして、エコファミリー支援制度を設け各種イ ベントを開催、PS会議の活動に関心を持つ機会としている。 【成果や課題等】 ・近年個人会員数は伸び悩み、市民活動団体も高齢化が進んでいること 等から、幅広い世代、多様な主体の参画を促し、会員の増員を図って いく必要がある。 ・運営にあたっては事務局（環境政策課）の関与が大きく、組織の主体性 や自主性が求められる。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・市民環境アカデミーの修了者に対しPS会議への参画を促すなどにより、会員の増員を図 り活動の活性化を目指す。 ・各種啓発活動やイベントの企画にあたっては、従来以上に気軽に参加でき、多くの市民 が関心をもつような内容とするとともに、参加者をエコファミリー、市民会員へ誘導し ていく。 ・将来を担う若年層に対し、地球温暖化を始めとする多様な環境問題について学び、考え、 実践できる機会となるよう環境学習を継続して実施していく。 ・市民、事業者、市の協働、連携による事業実施を基本とするが、企画・運営にあたって は会員がより主体的・自主的に行えるよう、運営のありかたについて検討していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・わいわいカーニバルへの参加、ホテルの観察会の開催のほか、令和7年度に好 評を得た土岐川観察館でのガサガサ体験等各種自主事業を実施する。また、新 たな企画についても運営会議で検討していく。 ・かすがい環境フェスについては、昨年度の実施状況を踏まえつつ「学ぶ、ふれ る、交流・体験する」事業となるよう、企画段階から市との連携を図る。 ・自主事業・市との共催事業ともに多様な主体との連携を図り、幅広い層へ参加 を呼びかけ、環境について考えるきっかけとする。				

政策分野等	6 環境	更新日	令和8年5月29日
施策等	1 地球環境の保全と自然との共生	担当部	環境部
基本的な方向性等	2 省エネ型の機器や再生可能エネルギーなどの導入促進と有効活用を図るとともに、家庭や学校、事業所における省エネ・創エネ・蓄エネを推進し、「2050年ゼロカーボンシティかすがい」の実現を図ります。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	地球温暖化対策啓発	継続	2,372	788	○	環境政策課
2	地球温暖化対策関連補助	縮小	26,411	0	○	環境政策課
3	カーボンオフセット事業	継続	4,950	4,950	○	環境政策課
事業費合計			33,733	5,738		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	1世帯あたりの月間電力使用量（kWh）	290 （R6 年度）	245 （R12年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	地球温暖化対策実行計画に基づく各種啓発活動や継続した補助事業の実施により、市域の二酸化炭素排出量は年間 13,479 t 削減している。また、幅広い世代への啓発事業を実施しており、多くの市民・事業者が地球温暖化について考えるきっかけづくりとなっている。 市も一事業者として地球温暖化対策を推進する必要がある、電力の地産地消・カーボンフリー電力導入や、水源地との連携によるカーボンオフセットの実施などにより、事務事業に伴う温室効果ガスを大幅に削減している。また、これらの率先的な取り組みについて、市民・事業者へ周知を図っている。 しかしながら、地球温暖化対策実行計画に定める削減目標達成に向けては更なる取組みを推進していく必要がある、限られた予算の中でより効果的な事業を検討していく必要がある。		
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	・地球温暖化対策実行計画に定める成果指標等の進捗について把握し、引き続き広く市民へ周知を図る。 ・低炭素社会づくりに向けた人材を育成するため、幅広い世代に向けた啓発事業を実施する。 ・市事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に向け、電力の地産地消等の取組みを継続して実施するとともに、公共施設への再エネ導入等さらなる取組みについて検討していく。 ・公共施設における省エネの取組みをクレジット化するなど、新たな取組みを推進するとともに、その成果を市民・事業者へ展開していく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-1-2-1	
事業名	地球温暖化対策啓発			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法、春日井市環境基本条例			担当課	環境政策課	
関連計画	春日井市環境基本計画 春日井市地球温暖化対策実行計画		関連する 附属機関	環境審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境		基本計画 重点方針	1 人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	1 地球環境の保全と自然との共生				
	基本的な 方向性等	2 省エネ型の機器や再生可能エネルギーなどの導入促進と有効活用を図るとともに、家庭や学校、事業所における省エネ・創エネ・蓄エネを推進し、「2050年ゼロカーボンシティかすがい」の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 ・2050年カーボンニュートラル実現に向けて、市民の環境保全の意識向上、地球温暖化対策の取組みをより一層推進する。 ・2013年度を基準年度とし、2030年度に市内から排出される温室効果ガスを46%削減目標とする。また、2030年度に市の事務事業から排出される温室効果ガスを51%削減する。 【事業概要】 ・環境にやさしいライフスタイルへの転換、行動について、学び、考え、実践してもらうきっかけづくりとして小・中学校における推進啓発講座や打ち水大作戦等を実施する。 ・事業者の環境に配慮した取組みを推進するため、自主的かつ積極的に環境に配慮した取組みを実践している事業所を「かすがいエコオフィス」として認定するほか、事業者向けセミナーとして、国や県が実施する補助事業、支援事業を紹介する。 ・再生可能エネルギーの地産地消等、地球温暖化対策に係る市の率先的な取り組みを市ホームページ等にて周知し、市民や事業者の自主的な取組みを促進するきっかけとする。					
	事業期間	令和5年度～				
過去の経緯、 主な実績等	・2012年3月に策定し、2019年3月に改定した「地球温暖化対策実行計画」を2023年3月改訂、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現をめざし、2030年における温室効果ガス排出量削減目標、再生可能エネルギー導入目標等を設定した。また、4項目の基本施策（Ⅰ再生可能エネルギーの利用促進、Ⅱ市民・事業者の活動促進、Ⅲ低炭素まちづくりの推進、Ⅳ循環型社会の形成）のもとに11項目の主要施策を位置付け、これに基づく各種取組みを推進。 ・2021年6月22日、「ゼロカーボンシティかすがい」を宣言。電気小売事業者との連携により、クリーンセンターでの発電電力を公共施設へ供給しエネルギーの地産地消を実現するとともに、その他供給を受ける電力をすべてカーボンフリーとし、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを削減している。 ・「春日井市役所地球温暖化対策行動指針」と「春日井市節電対策取組要領」の取組みを踏まえ、2020年3月に策定した「市役所地球温暖化対策行動指針」を2024年3月に改定。市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいる。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			788千円	2,372千円	2,434千円	2,316千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	111千円	169千円
		その他	0千円	0千円	0千円	千円
一般財源		788千円	2,372千円	2,323千円	2,147千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・エコオフィス認定事業所：認定事業所数 83事業所（令和7年度末） ・電力の地産地消：本庁舎他107施設（令和8年4月1日現在）へCO2フリー電力の供給を受けるとともに、小中学校の使用電力をクリーンセンター発電電力で賄っている。 ・ゼロカーボン推進啓発講座：電力の地産地消等をテーマに小学生315名、中学生450名が受講。FDAを講師として開催したカーボンフリー環境講座は親子34名が受講。 ・(株)バイウィル、(株)大垣共立銀行と「J-クレジットを活用したカーボンニュートラルに関する連携協定」を締結。 ・市事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量削減目標等を見直すとともに、職員の行動変容を促すため、「温対だより」等を発行。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	各世帯1か月あたりの平均電気使用量		245kWh (12年度)	推計中	290kWh	276kWh
	市役所エネルギー起源CO ₂ 排出量（公用車除く）		15,863t (12年度)	推計中	21,796t	22,255t
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び	【理由】 ・ゼロカーボン推進啓発講座では春日井市の取組みや身近に感じられるテーマを取り上げており、啓発効果の高い事業であると考えられる。 ・電力の地産地消や省エネによるクレジットの創出事業等市の率先的な行動を広く周知することで、市民・事業者の環境意識向上が期待できる。			
		具体的な 成果や 課題等	【成果や課題等】 ・計画に定める温室効果ガス削減目標達成に向け市民・事業者の取組み推進が求められ、効果的な啓発が必要である。 ・市事務事業に伴い排出される温室効果ガスはクリーンセンター発電電力の活用により大幅に削減されたものの、市役所地球温暖化対策行動指針に定める目標達成に向け更なる取組みが必要である。 ・小中学校向け講座開催にあたっては、学校側のスケジュールが支障となるなど、今後の実施内容について検討が必要である。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・2050年カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策実行計画に基づく取組みの進捗を把握し、市域全体での温室効果ガス削減を推進していく。 ・市事務事業に伴い排出される温室効果ガス削減に向け、電力の地産地消等の取組みを継続して実施するとともに、更なる削減に向けた公共施設への再エネ導入等について検討を行う。 ・地球温暖化対策実行計画に定める主要施策「環境教育と情報提供の充実」に基づき、低炭素社会づくりにむけた人材を育成するため、幅広い世代への啓発を行っていく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・事業者における再生可能エネルギーの導入促進や省エネ・節電行動等の取組みを推進するため、ゼロカーボンセミナーの開催やあいち脱炭素経営支援プラットフォームを通じた情報提供を実施する。 ・小中学校向け講座については、愛知県地球温暖化防止活動推進員を活用するなど、関係機関との連携を図り実施していく。 ・電力需給契約の内容（電力の地産地消、カーボンフリー電力の調達、連携して実施する啓発事業等）について検討を進める。 ・公共施設における照明のLED化を始めとした省エネの取組みのクレジット化を推進するとともに、事業者等による活用を促進するため、その仕組みや活用方法について周知を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	縮小	年度	令和8年度		整理番号	6-1-2-2																																																				
事業名	地球温暖化対策関連補助				最終更新日	令和8年5月29日																																																				
実施根拠	春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱、春日井市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱				担当課	環境政策課 住宅政策課																																																				
関連計画	春日井市環境基本計画 春日井市地球温暖化対策実行計画			関連する 附属機関	環境審議会																																																					
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	1 人と地域がつなが 暮らしやすさ																																																				
	施策等	1 地球環境の保全と自然との共生																																																								
	基本的な 方向性等	2 省エネ型の機器や再生可能エネルギーなどの導入促進と有効活用を図るとともに、家庭や学校、事業所における省エネ・創エネ・蓄エネを推進し、「2050年ゼロカーボンシティかすがい」の実現を図ります。																																																								
目的・ 事業概要	【目的】 ・再生可能エネルギー設備等の設置や、既存住の省エネルギー化を図るための改修工事に対し支援を行うことにより、家庭における地球温暖化対策（創エネ・省エネ・蓄エネ）を推進し、地球温暖化対策実行計画に定める目標達成に向け、家庭部門における温室効果ガスの排出を抑制する。 【事業概要】 ・建築から1年以上経過した既存の住宅へ燃料電池、蓄電池及び電気自動車等充給電設備（V2H）を導入する際の設置費の一部を補助する。 ・市内の既存住宅（戸建、共同住宅等）について、ZEH水準への適合を図るための設計及び改修に要する費用の一部を補助する																																																									
	事業期間	住宅用地球温暖化対策機器設置費補助：平成10年度～ 民間住宅省エネ改修費補助：令和6年度～																																																								
過去の経緯、 主な実績等	【地球温暖化対策機器設置費補助】 過去の経緯 H10～ 太陽光発電施設補助開始（単体補助、H30まで） H24～ 燃料電池補助開始 H28～ HEMS、蓄電池補助開始 H31～ 太陽光発電施設に係る一体的導入補助開始 R04～ V2H補助開始 R07～ 既存住宅（築一年以上経過）のみ対象 実績 <table><tr><td>種類</td><td>R5(件)</td><td>R6(件)</td><td>R7(件)</td><td>累計(件)</td><td>CO₂削減量(t)</td></tr><tr><td>太陽光発電施設</td><td>94</td><td>97</td><td>48</td><td>5,273</td><td>10,153</td></tr><tr><td>燃料電池</td><td>42</td><td>9</td><td>14</td><td>949</td><td>1,262</td></tr><tr><td>HEMS（単体+一体的）</td><td>161</td><td>204</td><td>104</td><td>1,229</td><td>176</td></tr><tr><td>蓄電池（単体+一体的）</td><td>226</td><td>281</td><td>154</td><td>1,705</td><td>1,768</td></tr><tr><td>V2H</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>23</td><td>24</td></tr></table> ※過去に対象としていた機器：太陽熱利用システム（H17～29）、エコキュート・エコウィル（H18～H21）、窓断熱改修（H31～R05） 【民間住宅省エネ改修費補助実績】 過去の経緯 R06～ 補助事業開始 R07～ 省エネ診断を補助対象から除外 実績 <table><tr><td>対象事業</td><td>補助率</td><td>上限額</td><td>R6(件)</td><td>R7(件)</td></tr><tr><td>省エネ設計・改修（省エネ基準）</td><td>2/5</td><td>30万円</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td>省エネ設計・改修（ZEH水準）</td><td>4/5</td><td>70万円</td><td>43</td><td>23</td></tr></table> ※両補助事業とも、令和8年度よりまちづくり推進部住宅政策課へ移管。							種類	R5(件)	R6(件)	R7(件)	累計(件)	CO ₂ 削減量(t)	太陽光発電施設	94	97	48	5,273	10,153	燃料電池	42	9	14	949	1,262	HEMS（単体+一体的）	161	204	104	1,229	176	蓄電池（単体+一体的）	226	281	154	1,705	1,768	V2H	7	6	5	23	24	対象事業	補助率	上限額	R6(件)	R7(件)	省エネ設計・改修（省エネ基準）	2/5	30万円	3	0	省エネ設計・改修（ZEH水準）	4/5	70万円	43	23
	種類	R5(件)	R6(件)	R7(件)	累計(件)	CO ₂ 削減量(t)																																																				
	太陽光発電施設	94	97	48	5,273	10,153																																																				
	燃料電池	42	9	14	949	1,262																																																				
	HEMS（単体+一体的）	161	204	104	1,229	176																																																				
	蓄電池（単体+一体的）	226	281	154	1,705	1,768																																																				
	V2H	7	6	5	23	24																																																				
	対象事業	補助率	上限額	R6(件)	R7(件)																																																					
	省エネ設計・改修（省エネ基準）	2/5	30万円	3	0																																																					
	省エネ設計・改修（ZEH水準）	4/5	70万円	43	23																																																					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																																																				
			0千円	26,411千円	51,086千円	26,839千円																																																				
	特定財源	国・県支出金	千円	12,831千円	25,690千円	6,121千円																																																				
		その他	千円	千円	千円	千円																																																				
	一般財源		0千円	13,580千円	25,396千円	20,718千円																																																				

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【地球温暖化対策機器設置費補助】 令和7年度より、新築住宅については省エネ基準適合義務が課せられたことを踏まえ、限られた予算で効率的な補助事業となるよう補助対象を既存住宅（築1年以上経過）のみとした。 【民間住宅省エネ改修費補助】 令和6年度に実績のなかった省エネ診断を補助対象外とし、実際に省エネ改修を行う場合のみを補助対象とした。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	市内の太陽光発電量（10kW未満）		57,304kW（12年度）	推計中	50,591kW	46,830kW
	各世帯の1か月あたりの平均の電気使用量		245kWh（12年度）	推計中	290kW	276kW
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・地球温暖化対策実行計画では2050年カーボンニュートラルに向け家庭部門の温室効果ガス排出量を基準年度比66％削減することとされており、目標達成に向け支援を継続していく必要がある。 ・民間住宅省エネ改修については、受付開始後1か月程度で申請額が予算上限に達するなど、市民の省エネに対する意識が高まっていると考えられる。 【成果や課題等】 ・計画に定める成果指標「10kW未満の太陽光発電」導入量については達成に向け順調に推移している。また、市内の1世帯あたり月間電力使用量は基準年度である2013年度の314kWから約8％減少している。 ・新築住宅の省エネ化は年々進んでいる反面、既存住宅は省エネ基準の適合割合が低く、限られた予算の中でより効果的・効率的な支援が必要である。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・新築住宅については令和7年度より省エネ基準適合義務が課されており、市の補助の有無に限らず省エネ化が進むものと考えられるため、家庭部門の温室効果ガス排出量削減にあたっては既存住宅に重点を置いた施策を推進することが重要である。 ・限られた予算の中で効果的な補助事業とするため、市民の省エネに対する意識、地球温暖化対策機器の市場価格の動向及び国・県等が実施する補助事業の情報収集に努めるとともに、制度の見直しを随時行っていく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	縮小	【地球温暖化対策機器設置費補助】 ・市補助の有無に係わらず導入が進むと考えられる住宅用太陽光発電施設及び家庭用エネルギー管理システムについては補助対象外とする。 【民間住宅省エネ改修費補助】 ・省エネ基準適合への改修を補助対象外とし、省エネ効果がより高いZEH水準適合のみを補助対象とする。 ・より多くの市民の省エネ化への取組みを支援するため、補助対象件数を増やすとともに補助の上限額を70万円から30万円に引き下げる。 【共通】 住宅に関する各種補助の窓口を一本化するため、当該事業をまちづくり推進部住宅政策課へ移管（事業費22,950千円、うち県支出金5,737千円）する。なお、当該補助事業については、地球温暖化対策実行計画に掲げる施策「蓄電池、EV等による太陽光発電の有効活用」、「省エネリフォームの推進」等に合致するものであり、家庭部門の温室効果ガス排出量に密接な関連を有することから、今後も補助実績等を把握し、制度の見直し等必要に応じ住宅政策課と連携を図るものとする。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-1-2-3	
事業名	カーボンオフセット事業			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法、春日井市環境基本条例			担当課	環境政策課	
関連計画	春日井市環境基本計画 春日井市地球温暖化対策実行計画		関連する 附属機関	環境審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境		基本計画 重点方針	1 人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	1 地球環境の保全と自然との共生				
	基本的な 方向性等	2 省エネ型の機器や再生可能エネルギーなどの導入促進と有効活用を図るとともに、家庭や学校、事業所における省エネ・創エネ・蓄エネを推進し、「2050年ゼロカーボンシティかすがい」の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 木曽川上流域を始めとする水源地に広がる森林は、自然環境の保全、地球温暖化の防止、水源涵養、土砂災害防止等我々の生活と大きな関わりのある多面的な機能を有している。水源地との住民交流をとおして、上流域の森林がもたらす恩恵の理解促進、持続可能な森林の整備や地球温暖化対策に関する取り組みを推進する。 【事業概要】 木曽川上流域を始めとする町村等と連携し、J-クレジット制度を活用したカーボンオフセット事業の他、地球温暖化対策に資する各種事業を実施する。 ・上下流の相互理解：春日井まつりでの上流域の木材を活用したブース出展、水源地向け赴き間伐・植林等の体験、上下流住民の交流事業等の実施 ・J-クレジット制度の活用：水源地の森林整備により創出されたクレジットを活用し、市内の温室効果ガス排出量を削減（カーボンオフセット） ・国産木材の活用：保育園への木工製品導入、出生祝い品として木材を活用するなど、市民が水源地の木材に触れ水源林の大切さを学ぶ機会を創出					
	事業期間	令和5年度～				
過去の経緯、 主な実績等	・政府より2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言がなされたことや、市においても2021年6月に「ゼロカーボンシティかすがい」を宣言するなど、温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題となっている。 ・令和5年度に木曽広域連合を構成する6町村と「木曽広域連合を構成する6町村と春日井市との連携・協力に関する協定」を締結、協定にもとづく事業としてカーボンオフセットを実施、当該取り組みを市ホームページ等で周知することにより、水源地保全や環境保全の意識醸成が図られ、市域全体での温室効果ガス排出量の削減が期待される。 ・カーボンオフセットのみならず、水源地の木材活用、上下流住民交流など率優先的な取り組みを実施。実績を市ホームページ等で周知することにより、市民への啓発効果を高めるとともに、市内事業者への取り組みの波及も期待できる。 ・クレジット購入にあたっては、森林環境譲与税の積立基金を有効活用している。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			4,950千円	4,950千円	5,005千円	5,022千円
	特定財源	0千円	0千円	0千円	0千円	千円
		0千円	0千円	0千円	0千円	千円
一般財源			4,950千円	4,950千円	5,005千円	5,022千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 春日井市地球温暖化対策実行計画に定める施策(他地域との連携)として、木曽広域連合を構成する6町村との連携による各種施策を実施。また、当課主催の事業者向けセミナー等の機会を捉え、水源地由来のクレジットを活用したカーボンオフセットの取組みを周知した。 ・カーボンオフセット 水源地の森林整備により創出されたクレジットについて、木曽町より 270t、王滝村より 30t を購入、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスをオフセットした。 ・森林体験ツアー 水源地の恩恵理解促進のための森林整備作業体験ツアーを産業部農政課主催で8月 29日に実施。18組 36名が参加した。 ・木工製品の活用 木曽広域連合内の木材を使用したテーブル(298,100 円)を購入、庁外からの来客者へも周知できるよう秘書課前の打合せコーナーに設置した。					
	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	カーボンオフセット量		400t-CO ₂	300t-CO ₂	370t-CO ₂	871t-CO ₂
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・水源地との連携によるカーボンオフセットの実施は、春日井市地球温暖化対策実行計画に定める施策「他地域との連携」としての事業「水源地等との市民交流事業」に合致している。 ・水源地における森林保全の取組みは、温室効果ガス排出量削減のみならず、水源涵養、土砂災害防止など広く市民に恩恵をもたらしている。 【成果や課題等】 ・市域全体での温室効果ガス排出量の削減につなげるためには、当該取組みを市内事業者等へ波及させる必要がある。 ・水源地の恩恵を将来にわたり享受するためには、カーボンオフセットにとどまらず、水源地との各種連携事業を実施し、市民・事業者に上下流の相互理解を促進していくことが重要である。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・カーボンオフセットの取組みを市内事業者等へ波及させるため、水源地の町村等のクレジット保有量を把握し、市と同様の取組み実施を呼び掛ける。 ・地球温暖化対策に関する市民、事業者の活動促進に向け、カーボンオフセット事業のみならず水源地と連携した各種取組を継続して実施していく。 ・J-クレジットの購入にあたっては、森林環境譲与税の積立基金を活用していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・木曽広域連合を構成する6町村のクレジット保有量を把握し、市事務事業に伴い排出される温室効果ガスをオフセットする(木曽町、王滝村より、合計で約300t-CO ₂ を予定) ・水源地の町村等との連携を図り、環境フェスでのブース出展など各種事業を実施、広く市民に地球温暖化対策等に関する啓発を行う ・市が実施する事業者向けセミナー等の機会を捉え、市や水源地の町村等が取り組む地球温暖化対策についての取組みを紹介、水源地由来のクレジットを活用したカーボンオフセットの取組みについて呼び掛ける。				

政策分野等	6 環境	更新日	令和8年5月29日
施策等	1 地球環境の保全と自然との共生	担当部	環境部
基本的な方向性等	3 大規模災害や熱中症など、気候変動の影響に伴う適応策に取り組むとともに、事業活動や日常生活における公害の未然防止と環境負荷の低減を促進し、持続可能な社会の実現を図ります。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	気候変動適応策啓発	継続	18	17	○	環境政策課
2	合併処理浄化槽設置費補助	継続	22,360	30,100	○	環境保全課
3	公害苦情相談	継続	0	0	○	環境保全課
4	公害防止指導	継続	870	8,468	○	環境保全課
5	環境基礎講習会	継続	0	0	○	環境保全課
6	環境監視調査	継続	10,077	11,146	○	環境保全課
7	分析機器整備（環境分析センター管理費）	廃止	6,215	0	○	環境保全課
事業費合計			39,540	49,731		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	-	-	-

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	気候変動の影響に伴う適応策として、各種啓発事業や、危険な暑さから避難できる施設（クーリングシェルター）の指定等を行っているが、気候変動による影響は年々増大しており、特に熱中症のリスクは増大している。 迅速な苦情対応や立入指導により、公害の未然防止と良好な生活環境を確保している。また、集中浄化槽（大型合併処理浄化槽）については、地元からの相談を随時受け付け、その内容を把握するとともに、国の補助制度等について情報提供を行っている。		
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	・打ち水大作戦を始めとする気軽に参加できるイベント等を通じ啓発を行うとともに、民間事業者等との連携によりクーリングシェルターを指定し、熱中症のリスク低減を図る。 ・生活排水対策として有効な合併処理浄化槽への転換促進のため、啓発活動を他機関と連携して実施する。また、国・県の動向に応じて補助制度の見直しを検討する。 ・公害苦情相談の早期解決に向けた発生源者や申出人への対応や、集中浄化槽（大型合併処理浄化槽）については、地元からの相談を随時受け付け、その内容を把握するとともに、国の補助制度等について情報提供を行う。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-1-3-1	
事業名	気候変動適応策啓発			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法、春日井市環境基本条例			担当課	環境政策課	
関連計画	春日井市環境基本計画 春日井市地球温暖化対策実行計画		関連する 附属機関	環境審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境		基本計画 重点方針	1 人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	1 地球環境の保全と自然との共生				
	基本的な 方向性等	3 大規模災害や熱中症など、気候変動の影響に伴う適応策に取り組むとともに、事業活動や日常生活における公害の未然防止と環境負荷の低減を促進し、持続可能な社会の実現を図ります				
目的・ 事業概要	【目的】 - 豪雨や猛暑など、すでに生じている気候変動の影響や避けられない影響に対処するため、地球温暖化対策実行計画に基づく適応策の取組みを推進する。 【事業概要】 - 気候変動の影響に備える適応策について、学び、考え、実践してもらうきっかけづくりとしての啓発事業を実施する。 - 危険な暑さから避難できる冷房設備等が整った施設をクーリングシェルターとして指定し、熱中症対策を推進するとともに、涼を分かち合うことで、家庭でのエアコン使用を抑える地球温暖化対策(クールシェア)を推進する。					
	事業期間	令和5年度～				
過去の経緯、 主な実績等	2012年3月に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、2019年3月に「気候変動適応計画」を盛り込み改定した（その後、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現をめざし、2023年3月に改定）。また、本市における重点的に取組みを進める分野（自然災害（洪水・内水対策）、健康（熱中症対策）、国民生活・都市生活（ヒートアイランド等対策））を定め、これに基づく各種取組みを推進。 - 令和5年度から熱中症対策と地球温暖化対策の取組みとして、かすがいクールシェアスポットを設置。令和6年度の気候変動法の改正を受け、熱中症対策の取組み強化としてクーリングシェルターを指定。 - 令和5年度から「ゼロカーボンシティ かすがい 打ち水大作戦」として、打ち水をして、冷房の利用時間を減らすことで二酸化炭素の排出を減らし、地球温暖化について考えるきっかけづくりのため、市民・事業者賛同登録を呼びかけている。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			17千円	18千円	0千円	0千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		17千円	18千円	0千円	0千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・打ち水大作戦：大暑（7/22）～処暑（8/23）を期間に定め市民・事業者へ打ち水を呼び掛け、1,012名からの賛同登録を得た。また勝川駅前通商店街振興組合協力のもと、7/26勝川弘法市にて打ち水イベントを実施、8月6日にはこども環境アカデミーの講座として水でっぽう作り・打ち水を実施した。 ・クーリングシェルター：88施設（公共25施設、民間63施設）を指定、熱中症特別警戒アラート発令時の施設開放に加え、アラート発令の有無に係わらず、クールシェアの取組みとして一般に開放 ・春日井市公式LINEで、位置情報を利用してクーリングシェルター施設の検索ができるようにした					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	クーリングシェルター		100施設 （12年度）	88施設	71施設	21施設
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・打ち水大作戦は家庭や事業所など市内各所で気軽に参加できるイベントとして実施しており、多くの市民・事業者から賛同を得るなど啓発効果は高いと考えられる。 ・クーリングシェルターは大型ショッピングセンターや小規模の調剤薬局など、市内各所に指定できており、危険な暑さから避難できる施設として有効に機能していると考えられる。 【成果や課題等】 ・計画に定める温室効果ガス削減目標達成に向け市民・事業者の取組み推進が求められ、効果的な啓発が必要である。 ・気候変動による影響は年々増大しており、熱中症等のリスクが増大している。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・幅広い世代が気軽に参加できるイベント等を通じ、地球温暖化対策について考えるきっかけづくりを行う。 ・クーリングシェルター指定にあたっては、公共施設はもとより市内事業所とも連携を図り、市民が利用しやすい環境を整備していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・打ち水大作戦を実施し広く市民・事業者からの賛同を募るとともに、勝川弘法市、子ども環境アカデミー等機会を捉え啓発事業を実施。 ・クーリングシェルターとして協力いただける民間事業者を継続して募集。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度	整理番号	6-1-3-2	
事業名	合併処理浄化槽設置費補助				最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱				担当課	環境保全課	
関連計画	—			関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—	
	施策等	1 地球環境の保全と自然との共生					
	基本的な 方向性等	3 大規模災害や熱中症など、気候変動の影響に伴う適応策に取り組むとともに、事業活動や日常生活における公害の未然防止と環境負荷の低減を促進し、持続可能な社会の実現を図ります。					
目的・ 事業概要	【目的】 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を設置する者、または単独処理浄化槽（汲取り便槽）から合併処理浄化槽へ転換する者に対し、補助金を交付する。 【事業概要】 専用住宅に合併処理浄化槽を設置する個人に対する補助制度である。 補助対象区域は、公共下水道事業計画区域（雨水整備のみの公共下水道事業計画区域を除く。）を除いた区域である。 補助対象は、次の条件を全て満たした合併処理浄化槽である。 ・BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/L以下の機能を有する。 ・放流水の総窒素濃度が20mg/L以下、または総磷濃度が1mg/L以下の機能を有する。 ・環境配慮型浄化槽である。（令和元年度から要件変更）						
	事業期間	平成元年度 ～					
過去の経緯、 主な実績等	【補助制度の経緯】 平成 元年度～ 浄化槽補助制度開始（新設5～50人槽） 平成13年度～ 単独転換の補助枠を設置（5～10人槽。新設補助減額。） （H13改正浄化槽法施行に伴い、新設浄化槽は原則合併処理浄化槽と規定。） 平成19年度～ くみ取り転換の補助枠を設置（新設補助減額。単独、くみ取り転換補助増額。） 平成23年度～ 転換補助額増強（補助対象浄化槽を窒素・りん高度処理型浄化槽に限定。） 平成26年度～ 補助額増強（重点区域を設定、国・県補助基準額を超える補助額を設定。） 平成27年度～ 補助対象地域変更（下水道供用開始がされていない一部の地域を追加。熊野、上条地区。） 令和 元年度～ 転換に伴い必要となる宅内配管工事費を補助対象とした。 補助対象地域変更（上条地区について、下水道供用開始にともない除外） 令和 6年度～ 新設浄化槽（更新、建替えを除く）への補助を対象外とした。 【補助実績】 平成元年度から令和6年度までの補助累計5,924基 【令和6年度の啓発活動】 ・ホームページ、広報、消費生活展などのイベント等で補助制度や生活排水対策に関する周知啓発 ・商業施設等（全2箇所）での啓発（上田楽町、坂下町） ・事業者との連携による啓発活動 ※春日井市管工事業協同組合と補助制度などに関する周知啓発（消費生活展、春日井まつり） ※清掃、保守点検、工事施工業者、浄化槽メーカーに補助制度啓発を協力依頼 ・公共施設でのパネル展示（坂下公民館、南部、西部ふれあいセンター、高蔵寺ふれあいセンター） ・重点区域（約2,800世帯）に補助制度のチラシを配布 ・さぼてん（図書館の事業PRサポート展示）の活用						
	事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
30,100千円				22,360千円	29,533千円	56,972千円	
特定財源		国支出金	6,019千円	15,880千円	17,907千円	△1,622千円 ※2	
		県支出金	5,234千円	4,403千円	5,702千円	7,244千円	
一般財源		18,847千円	2,077千円	5,924千円	51,350千円		

※2 5ヵ年計画終了につき返還

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【補 助 額】22,360千円〔3,580千円〕 【補助基数】35基〔6基〕 新設6基、転換29基(単独処理浄化槽27基、汲取り便槽2基) 〔新設2基、転換4基(単独処理浄化槽4基、汲取り便槽0基)〕 ※〔 〕内は重点区域(建替除く。)の実績値 ・ホームページ、広報等で補助制度や生活排水対策に関する周知啓発を実施した。 ・補助制度などに関する周知啓発を行った。(公民館でのパネル展示、春日井まつり、さぼてん)					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	補助基数 (うち、転換基数)		80基 (60基)	35基 (29基)	42基 (36基)	210基 (57基)
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・ホームページ、広報、消費生活展などのイベント等を活用し、生活排水対策の 必要性や浄化槽補助制度に関する周知啓発を継続的に実施している。 【成果や課題等】 ・生活排水対策を進めるには、台所等から発生する生活雑排水の適正処理が必要 であり、生活雑排水が未処理で放流される単独処理浄化槽及び汲取り便槽を合 併処理浄化槽に転換してもらうように今後も継続的に周知啓発を実施する必 要がある。 ・国や県の宅内配管工事費に対する補助要件は、単独処理浄化槽から合併処理浄 化槽へ転換する場合だけとなっていたが、令和2年度より汲取り便槽から転換 する場合が県費の補助対象となった。 ・地元自治会等から、老朽化等の問題を抱えた集中浄化槽(大型合併処理浄化槽) に関する相談がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・単独処理浄化槽や汲取り便槽からの転換は生活排水対策として有効であるため、転換基数が増加 するよう効果的な啓発活動を関係機関と連携し実施する。 ・国や県、他市の動向等を注視し、補助内容を検討のうえ必要に応じて見直しを実施する。 ・集中浄化槽(大型合併処理浄化槽)の補助制度等について、国や県の動向等を注視する。また、必 要に応じ意見交換会等へ出席するなど、地元意見を把握していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・専用住宅に合併処理浄化槽を設置する個人への補助を継続するとともに、集中浄化槽に 関する地元からの相談を随時受け付け、その内容を把握する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-1-3-3																																												
事業名	公害苦情相談			最終更新日	令和8年5月29日																																												
実施根拠	水質汚濁防止法等環境関係法令 県民の生活環境の保全等に関する条例 春日井市生活環境の保全に関する条例			担当課	環境保全課																																												
関連計画	—		関連する 附属機関	—																																													
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—																																											
	施策等	1 地球環境の保全と自然との共生																																															
	基本的な 方向性等	3 大規模災害や熱中症など、気候変動の影響に伴う適応策に取り組むとともに、事業活動や日常生活における公害の未然防止と環境負荷の低減を促進し、持続可能な社会の実現を図ります。																																															
目的・ 事業概要	【目的】 市民の健康を保護し、生活環境を保全するため、公害に関する苦情相談が発生した場合、速やかに状況把握したうえで、事業者等に適切な指導や調整等を行い、公害苦情が紛争に発展する前の段階での解決を図る。 【事業概要】 - 市民の相談に応じ、関係法令等について、必要な知識や情報を市民に提供する。 - 事業者等に対して、苦情解決のための必要な手段、手続き等について指導し、又は助言する。 - 苦情の原因となった公害について、周辺への影響、原因等について早期に調査し、事実を明らかにする。																																																
	事業期間																																																
過去の経緯、 主な実績等	【公害苦情等の状況】 - 窓口での公害苦情相談における対応時間は電話に比べ長く、1時間以上となる場合もある。 - 市ホームページからのメールによる匿名の相談が多く寄せられるが、詳細な状況確認が難しいため、解決に時間を要する傾向がある。 公害苦情処理件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>大気</th><th>臭気</th><th>水質</th><th>騒音</th><th>振動</th><th>土壌</th><th>その他</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td><td>52件</td><td>65件</td><td>38件</td><td>79件</td><td>4件</td><td>1件</td><td>7件</td><td>246件</td></tr> <tr> <td>R5</td><td>61件</td><td>78件</td><td>21件</td><td>89件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>3件</td><td>252件</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>30件</td><td>70件</td><td>21件</td><td>75件</td><td>4件</td><td>0件</td><td>2件</td><td>202件</td></tr> </tbody> </table> 公害に関する相談状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R6</th><th>R5</th><th>R4</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td><td>115件</td><td>117件</td><td>95件</td></tr> </tbody> </table>					年度	大気	臭気	水質	騒音	振動	土壌	その他	合計	R4	52件	65件	38件	79件	4件	1件	7件	246件	R5	61件	78件	21件	89件	0件	0件	3件	252件	R6	30件	70件	21件	75件	4件	0件	2件	202件	年度	R6	R5	R4	相談件数	115件	117件	95件
	年度	大気	臭気	水質	騒音	振動	土壌	その他	合計																																								
	R4	52件	65件	38件	79件	4件	1件	7件	246件																																								
	R5	61件	78件	21件	89件	0件	0件	3件	252件																																								
R6	30件	70件	21件	75件	4件	0件	2件	202件																																									
年度	R6	R5	R4																																														
相談件数	115件	117件	95件																																														
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																																											
			0千円	0千円	0千円	0千円																																											
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																																											
		その他	千円	千円	千円	千円																																											
	一般財源		0千円	0千円	0千円	0千円																																											

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-1-3-4																																																												
事業名	公害防止指導			最終更新日	令和8年5月29日																																																												
実施根拠	水質汚濁防止法等環境関係法令 県民の生活環境の保全等に関する条例 春日井市生活環境の保全に関する条例			担当課	環境保全課																																																												
関連計画	—		関連する 附属機関	—																																																													
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—																																																											
	施策等	1 地球環境の保全と自然との共生																																																															
	基本的な 方向性等	3 大規模災害や熱中症など、気候変動の影響に伴う適応策に取り組むとともに、事業活動や日常生活における公害の未然防止と環境負荷の低減を促進し、持続可能な社会の実現を図ります。																																																															
目的・ 事業概要	【目的】 市民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とし、工場等から発生する排水、騒音、振動等について必要な規制を実施する。 【事業概要】 騒音規制法、振動規制法や水質汚濁防止法等に基づく特定施設等の設置届出の受理審査、工場等立入による規制基準の遵守等指導を実施する。																																																																
	事業期間																																																																
過去の経緯、 主な実績等	【主な法規制の経緯】 昭和43年12月 騒音規制法施行 昭和46年10月 県公害防止条例施行（平成15年10月県生活環境の保全等に関する条例施行） 昭和47年5月 悪臭防止法施行 昭和51年12月 振動規制法施行 平成13年4月 水質汚濁防止法事務委任（昭和46年6月法施行） 平成15年2月 土壌汚染対策法施行 平成20年7月 春日井市生活環境の保全に関する条例施行 平成22年10月 春日井市土砂等の埋立て等に関する条例施行 平成24年4月 大気汚染防止法（一般粉じん）事務委任（昭和43年12月法施行） 【実績】 特定施設設置届出等審査件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>大気</th><th>悪臭</th><th>水質</th><th>土壌</th><th>騒音・振動 （特定建設作業含）</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td><td>6件</td><td>18件</td><td>73件</td><td>287件</td><td>1,450件</td><td>1,834件</td></tr> <tr> <td>R5</td><td>18件</td><td>18件</td><td>81件</td><td>256件</td><td>1,609件</td><td>1,982件</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>12件</td><td>17件</td><td>137件</td><td>370件</td><td>1,726件</td><td>2,262件</td></tr> </tbody> </table> ・工場等立入調査件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>大気</th><th>悪臭</th><th>水質</th><th>騒音</th><th>振動</th><th>協定締結工場</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td><td>23件</td><td>30件</td><td>159件</td><td>61件</td><td>4件</td><td>53件</td><td>330件</td></tr> <tr> <td>R5</td><td>15件</td><td>36件</td><td>130件</td><td>69件</td><td>0件</td><td>51件</td><td>301件</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>17件</td><td>41件</td><td>162件</td><td>68件</td><td>3件</td><td>48件</td><td>339件</td></tr> </tbody> </table>					年度	大気	悪臭	水質	土壌	騒音・振動 （特定建設作業含）	合計	R4	6件	18件	73件	287件	1,450件	1,834件	R5	18件	18件	81件	256件	1,609件	1,982件	R6	12件	17件	137件	370件	1,726件	2,262件	年度	大気	悪臭	水質	騒音	振動	協定締結工場	合計	R4	23件	30件	159件	61件	4件	53件	330件	R5	15件	36件	130件	69件	0件	51件	301件	R6	17件	41件	162件	68件	3件	48件	339件
	年度	大気	悪臭	水質	土壌	騒音・振動 （特定建設作業含）	合計																																																										
	R4	6件	18件	73件	287件	1,450件	1,834件																																																										
	R5	18件	18件	81件	256件	1,609件	1,982件																																																										
R6	12件	17件	137件	370件	1,726件	2,262件																																																											
年度	大気	悪臭	水質	騒音	振動	協定締結工場	合計																																																										
R4	23件	30件	159件	61件	4件	53件	330件																																																										
R5	15件	36件	130件	69件	0件	51件	301件																																																										
R6	17件	41件	162件	68件	3件	48件	339件																																																										
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																																																											
			8,468千円	870千円	915千円	3,758千円																																																											
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																																																											
		その他	千円	千円	千円	千円																																																											
	一般財源		8,468千円	870千円	915千円	3,758千円																																																											

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)							
	特定施設設置届出等審査件数							
	大気	悪臭	水質	騒音	振動	土壌	特定建設作業 (騒音・振動)	合計
	15件	17件	100件	88件	90件	236件	1,511件	2,057件
成果指標	工場等立入調査件数							
	大気	悪臭	水質	騒音	振動	協定締結工場	合計	
	23件	40件	140件	58件	3件	47件	311件	
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・計画的に立ち入りを行うことで、遵守状況の確認を行い適切な指導ができています。					
			【成果や課題等】 ・環境法令や条例に基づく届出審査件数が多く、各環境法令に基づく幅広い審査を行うため、職員の専門的な知識が必要であり、知識を有する職員の確保と育成が重要である。 ・工場等への立ち入りには様々な状況に応じた対応が求められるため、適切な判断力と指導力が求められる。					
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・職員の知識向上を図るため、環境研修や講習を積極的に受講させるようにし、専門的な知識を有する職員の育成に努める。 ・公害の未然防止を図るため、市内の工場等に対する立入り調査を計画的に実施する。 ・専門的な知識を取得するため、工場等への立入りは主担当者とは1名の2名体制で実施し、現場で指導手法や専門的な知識を取得する機会をもつ。 ・測定機器の更新については、単年度に集中しないよう計画的に実施する。 ・開発行為等の各種許認可時の各課意見に関し、当課に関連した届出がなされているかのアフターフォローを行う体制を整える。 ・環境分析センター廃止に伴い、監視体制を見直すとともに、事業所指導のための排水調査を外注する。							
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)						
	継続	・専門的な知識を有する職員を育成するため、計画的に環境研修や講習を受講させるよう予算計上する。 ・公害の未然防止を図るため、計画的に市内の工場等への立入調査を実施する。						

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-1-3-5	
事業名	環境基礎講習会			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	水質汚濁防止法等環境関係法令 県民の生活環境の保全等に関する条例 春日井市生活環境の保全に関する条例			担当課	環境保全課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	
	施策等	1 地球環境の保全と自然との共生				
	基本的な 方向性等	3 大規模災害や熱中症など、気候変動の影響に伴う適応策に取り組むとともに、事業活動や日常生活における公害の未然防止と環境負荷の低減を促進し、持続可能な社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 市民の健康を保護し、生活環境を保全するためには、事業者が公害関係法令を理解し、法令に基づく規制基準を遵守するとともに、環境負荷の低減に向けて行動することが必要であることから、事業者に対して公害防止の重要性、法規制について周知を図る。 【事業者概要】 事業者に公害関係法令の理解度を高めてもらい、法令に基づく規制基準を遵守してもらうため、事業者向けに騒音・振動・悪臭等の規制に関する基礎講習会を開催する。					
	事業期間					
過去の経緯、 主な実績等	【講習会開催実績】 令和元年度 全1回 51人参加（実施日：令和元年11月17日） 各種法令（水質、土壌、騒音・振動、悪臭）等に基づく規制 令和2～5年度 開催実績なし 令和6年度 全2回 計53人参加（実施時期：令和6年10月2日、11月7日） ① 各種法令（水質、土壌、騒音・振動、悪臭）等に基づく規制及び届出について ② ゼロカーボンに関する取組み等について（外部講師）					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			0千円	0千円	0千円	0千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		0千円	0千円	0千円	0千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 令和7年度 全1回 計16人参加(実施時期：令和8年2月2日) ① 各種法令(水質、土壌、騒音・振動、悪臭)等に基づく規制及び届出について ② ゼロカーボンに関する取組み等について(外部講師)					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	講習会参加人数		—	計16人	計53人	開催なし
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・受講者アンケート結果について、「講習会の内容は理解できましたか。」の設問に対し、「よく理解できた」、「ある程度できた」は、80%以上であり、各事業者の環境担当者に対する講習の目的は達成できたと考えられる。 【成果や課題等】 ・工場等に対する公害防止指導については、公害関係に基づく届出審査(約2,000件/年)、工場等立ち入り調査(約300件/年)により実施しているところであるが、未だ、約220件/年程度の公害苦情が寄せられている。 ・公害の未然防止を図るためには、事業者が公害関係法令を理解し、法令に基づく規制基準の遵守が必要である。公害苦情の原因となる事業者はもとより、大規模な企業においても団塊世代社員の大量退職により、公害関係法令を理解した職員の養成が必要となっている。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・今後の講習会について、公害苦情の原因となる事業者はもとより、大規模な企業においても団塊世代社員の大量退職により、公害関係法令を理解した職員の養成が必要なおことにならないため、数年は継続して行う必要があると考えられる。 ・受講していない事業者(特に中小企業)に対し、環境基礎講習会への出席やその内容の周知方法について検討し、環境法令に基づく適切な届け出や公害の未然防止に繋げる必要がある。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	公害の未然防止の観点から、事業者が公害関係法令を理解し、法令に基づく規制基準を遵守してもらうため、環境基礎講習会を開催する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-1-3-6	
事業名	環境監視調査			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	水質汚濁防止法、騒音規制法、春日井市生活環境の保全に関する条例			担当課	環境保全課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境		基本計画 重点方針	—	
	施策等	1 地球環境の保全と自然との共生				
	基本的な 方向性等	3 大規模災害や熱中症など、気候変動の影響に伴う適応策に取り組むとともに、事業活動や日常生活における公害の未然防止と環境負荷の低減を促進し、持続可能な社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 環境監視を行い、市内環境の保全に努める。					
	【事業概要】 大気汚染、水質汚濁及び騒音などの環境監視にて環境基準適合状況を確認するほか、地下水位測定などの依頼調査を行うことにより、市内環境の保全に努めている。 また、環境調査結果の推移、開発等による環境への影響について、他課の考察や調査方針に関して有効な調査方法を助言するなど、その影響を把握するために必要な協力及び環境調査を行っている。					
	事業期間	毎年度				
過去の経緯、 主な実績等	・毎年度、環境監視調査の結果をまとめた環境調査報告書を作成し、情報コーナー及び図書館等に設置するとともに関係機関へ配付している。令和3年度からは、市ホームページにも掲載している。 ・環境監視調査の代表的な結果を用いて、環境問題をわかりやすく解説した『かすがいの環境調査報告書mini版』を作成し、情報コーナー及び図書館等に設置し、市ホームページで公表している。 ・リニア中央新幹線等の大規模開発に伴う河川への影響調査や搬入・搬出車両の増加に伴う周辺道路での騒音調査を行っている。 ・春日井市内の地下水のPFOS及びPFOAにおいて、令和4年度に当時の暫定指針値を超過する地下水が判明しており、指針値を超過する範囲の確認や河川等の公共用水域への影響調査を行っている。 ・令和8年3月に環境分析センターが業務を廃止したため、環境関連の公共施設の維持管理、受託分析などの依頼調査を終了した。 ・令和7年度に良好な環境基準の達成状況が継続している調査等について、調査の継続や調査地点数等について見直しを実施した。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			11,146千円	10,077千円	14,874千円	13,974千円
	特定財源	国・県支出金	50千円	50千円	187千円	343千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		11,096千円	10,027千円	14,687千円	13,631千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	大気汚染常時観測機器保守管理業務委託				6,160 千円	
	自動車騒音常時監視面的評価業務委託				2,167 千円	
	大気及び水質に関する環境監視調査（計3件）				1,301 千円	
	大気測定局電気料（下津局、移動局）				302 千円	
大気測定局エアコン取替修繕（下津局）				143 千円		
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	環境基準達成		89.5	84.9	89.0	91.1
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・大気、水質、騒音など環境監視調査結果は、機器更新や点検等保守管理によって、より高い信頼性を持って関係部局に情報提供がなされ、各部局の施策や事業に活用されている。 ・環境監視調査結果において、大規模開発に伴い河川等の公共用水域の水質や周辺道路における騒音等の調査結果に大きな影響がないことを確認している。 ・PFOS及びPFOAの調査を継続して実施し、地下水について指針値を超える地域に拡大がなく、また、公共用水域へ影響がないことを確認し、その内容を公表している。 【成果や課題等】 ・令和8年3月に環境分析センターが業務を廃止により一部の事業を終了したため、事業計画及び点検内容を見直す必要がある。 ・令和7年度は地下水調査で環境基準不適合が判明したため環境基準達成率が減少している。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・民間委託を活用した環境監視調査を実施し、環境基準適合状況の確認と周知を継続する。 ・PFOS及びPFOAについて、引き続き地下水及び公共用水域における水質調査を行い、新たに指針値を超える状況にないか確認する。超過が確認された場合に市民周知のため公表する。また、環境省が設置する専門家会議での議論や法等の整備の動向を注視する。 ・公害防止指導と並行して環境監視調査を実施して、環境の保全に努める。 ・環境分析センター廃止に伴い、監視体制を見直すとともに、河川水分析など環境調査を外注する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	河川水水質分析			4,187 千円	
		大気汚染常時観測機器保守管理業務委託			4,042 千円	
		自動車騒音常時監視面的評価業務委託			2,475 千円	
		大気汚染常時観測機器取外等作業委託			285 千円	
	固定局電気料（下津局）			154 千円		

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	廃止	年度	令和8年度	整理番号	6-1-3-7	
事業名	分析機器整備（環境分析センター管理費）			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	水質汚濁防止法、騒音規制法、大気汚染防止法			担当課	環境保全課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	1 地球環境の保全と自然との共生				
	基本的な 方向性等	3 大規模災害や熱中症など、気候変動の影響に伴う適応策に取り組むとともに、事業活動や日常生活における公害の未然防止と環境負荷の低減を促進し、持続可能な社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 環境調査等の分析に使用する機器について、定期的な点検や老朽化した機器の更新を行い、調査結果の信頼性を確保することを目的とする。 【事業概要】 環境分析センターでは、発光分析、分光分析、質量分析及び分離分析を始めとした分析機器を用いて、市内の大気、騒音及び水質などの調査を行い、また、環境施設や下水道施設の維持管理等のための分析や受託分析を行っている。 これらの調査・分析の結果は、事業者等への指導、市民への情報提供、各種環境施策への反映等がなされるため、分析機器等の定期的な点検や更新を行い、調査結果の信頼性を確保する。					
	事業期間					
過去の経緯、 主な実績等	- 既存の分析機器修繕及び更新計画等を定期的に見直すことにより、環境監視体制に定める環境監視調査を計画的に、かつ継続的に履行し、監視調査結果を公表した。 - 耐用年数後も適切に保守管理することにより、重要備品（分析機器）の延命化を図った。 - 令和7年度に環境分析センターの分析業務のあり方を検討し、令和8年3月に業務を廃止した。 ※分析機器延命率 算出方法：取得年数10年以上の重要物品数／重要物品総数（％）					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			千円	6,215千円	9,603千円	10,420千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
一般財源		千円	6,215千円	9,603千円	10,420千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・点検等		VOC用 GCMS 保守管理	1,895 千円		
			ICP 発光分光分析装置保守管理	1,386 千円		
			イオンクロマトグラフ点検整備	1,230 千円		
			超純水製造装置点検	617 千円		
		還元気化水銀測定装置点検整備	他 3 件	1,086 千円		
成果指標	指標名		目標値（年度）	7 年度	6 年度	5 年度
	分析機器延命率 （取得年数10年以上の 重要物品数／重要物品総 数）		—	54.8 (17/31)	54.8 (17/31)	50.0 (16/32)
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・機器の計画的な更新によって、法改正等に対応した高い精度の分析結果を、依頼部局に提供し、施策や事業に活用された。 ・定期的な保守管理によって、機器の損耗状況を把握し、分析精度の維持と機器の延命化が図られている。 【成果や課題等】 ・令和7年度に環境分析センターの分析業務のあり方を検討し、令和8年3月に業務を廃止した。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 令和8年度からは民間委託を活用して分析を行うこととし、環境調査等の業務を継続していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	廃止					

政策分野等	6 環境	更新日	令和8年5月29日
施策等	1 地球環境の保全と自然との共生	担当部	環境部
基本的な方向性等	4 豊かな自然を守り育てるなかで、自然と親しむ機会や場の充実を図るほか、希少な動植物の保護・再生を促進し、生息・生育環境の保全を図るとともに、いつまでも身近に自然を感じることができる生活環境の形成を推進します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	自然環境保全活動推進員 （自然環境保全推進）	継続	675	1,119	○	環境保全課
2	自然観察会、自然環境 学習会 （自然環境保全推進）	継続	107	137	○	環境保全課
3	外来種の周知、希少野 生動植物種の保護 （自然環境保全推進）	継続	0	17	○	環境保全課
事業費合計			782	1,273		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	自然環境の保全を行う市民団体などの会員数	564(2022)	700(2026)

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果や課題を踏まえた効果検証等)	(成果) 豊かな自然を守り、育てるため、希少種保護のための巡回活動が実施されているほか、連絡会議やステップアップ講座等により、自然環境保全活動推進員の資質、技術の向上が図られている。自然観察会や自然環境学習会を開催し、自然に親しむ機会や自然について考えるきっかけを提供している。 外来種対策、希少野生動植物保護等を総合的に推進する生物多様性地域戦略は、専門委員会において戦略の内容等を検討し、策定された。 (課題) 希少な動植物の保護・再生を促進するため、新たな自然環境保全活動推進員の確保、保護活動等に対する市民意識の向上、学習会等への市民参加の促進などを図る必要がある。 また、市指定希少野生動植物種の生息状況を把握する資料が、平成26年度希少種生息状況調査報告書（平成24年・25年調査）であり、10年以上経過していることから、現状を把握し直す必要がある。		
今後の方向性 (課題解決の方策等)	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	自然環境保全活動推進員の活動を支援するとともに、新規推進員の養成や人員確保方法、市民への分かりやすい啓発方法について検討する。 生物多様性地域戦略に位置付けている市域全体を対象とした野生生物の基礎調査については、現時点で十分に実施されていない。今後、専門委員会等の意見を踏まえ、調査対象を市域全体とするものの妥当性や、重点的に調査すべき地域・生物種の絞り込みについて検討する。その上で、当該調査の結果に基づき、希少種の指定や生物多様性地域戦略における数値目標の設定など、新たな施策の立案や進捗管理の指標として活用する。 外来種については、随時特定外来種が追加されていることから、HPでの周知啓発や必要に応じた対応マニュアルの整備など、継続した周知啓発及びその対応に取り組む。また、駆除・防除対策への対応については、公共用地について管理担当部署に協力を依頼するとともに、市民・事業者と一体となり対応できるよう協力を依頼するなど実施可能な方法を検討する。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-1-4-1	
事業名	自然環境保全活動推進員（自然環境保全推進）			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	春日井市自然環境の保全を推進する条例			担当課	環境保全課	
関連計画	環境基本計画		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境		基本計画 重点方針	—	
	施策等	1 地球環境の保全と自然との共生				
	基本的な 方向性等	4 豊かな自然を守り育てるなかで、自然と親しむ機会や場の充実を図るほか、希少な動植物の保護・再生を促進し、生息・生育環境の保全を図るとともに、いつまでも身近に自然を感じることができる生活環境の形成を推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 ・自然環境の保全に関する知識を普及し、及び保全活動を推進する。					
	【事業概要】 ・自然環境調査への協力、自然観察会や学習会の運営など、自然環境の保全を推進する市民のリーダーとして活動を行っている春日井市自然環境保全活動推進員を設置している。（任期2年） ・市は、推進員の養成や活動の支援、協力を行っている。					
	事業期間	平成17年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【令和3年度】 ・希少種保護のための巡回活動 月1回（少年自然の家、植物園周辺） ・ステップアップ講座 年7回（推進員としての資質、技能向上を目的） ・推進員連絡会議 年6回（推進員活動に必要な連絡調整及び意見交換）					
	【令和4年度】 ・希少種保護のための巡回活動 月1回（少年自然の家、植物園周辺） ・ステップアップ講座 年6回（推進員としての資質、技能向上を目的） ・推進員連絡会議 年6回（推進員活動に必要な連絡調整及び意見交換） ・推進員養成講座 年6回（第9期推進員養成のための講座を実施） 【令和5年度】 ・希少種保護のための巡回活動 月1回（少年自然の家、植物園周辺） ・ステップアップ講座 年7回（推進員としての資質、技能向上を目的） ・推進員連絡会議 年6回（推進員活動に必要な連絡調整及び意見交換） 【令和6年度】 ・希少種保護のための巡回活動 月1回（少年自然の家、植物園周辺） ・ステップアップ講座 年8回（推進員としての資質、技能向上を目的） ・推進員連絡会議 年6回（推進員活動に必要な連絡調整及び意見交換） ・推進員養成講座 年6回（第10期推進員養成のための講座を実施）					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			1,119千円	675千円	699千円	510千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		1,119千円	675千円	699千円	510千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・希少種保護のための巡回活動 月1回 (少年自然の家、植物園周辺) ・ステップアップ講座 年9回 (推進員としての資質、技能向上を目的) ・推進員連絡会議 年6回 (推進員活動に必要な連絡調整及び意見交換)					
成果指標	指標名		目標値 (年度)	7年度	6年度	5年度
	推進員数 (年度当初)		30人	27人	23人	23人
	ステップアップ講座 実施回数		10回	9回	8回	7回
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・年間を通じ、希少種保護のための巡回活動が実施されている。 ・連絡会議による巡回活動の情報共有やステップアップ講座等により、推進員の資質、技術向上が図られている。 【成果や課題等】 ・自然環境保全活動推進員は、年間を通じた自然環境保全の活動が必要となり、活動の継続性や新たな担い手創出 (2年に1度の養成講座) が課題となっている。 ・定期的に推進員連絡会議を開催しているが、仕事等の都合により参加できない推進員もあり、また、世代間による連絡方法や連絡に対する意識差があり、円滑な推進員活動の妨げとなっている。このことが、新たな担い手創出妨げの原因の一つとなっている可能性もある。 さらに、日々の連絡や日程調整において、メールや電話によるが、話の行き違いなどにより事務局における負担が大きくなっている。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	・新たな自然環境保全活動推進員確保のための養成講座のあり方や推進員としての活動が継続できる効果的な方法を推進員と協議し、検討していく。 ・指定希少野生動植物種の現状や自然環境保全活動推進員の活動内容などを市民へ周知し、認知度向上を図るため、市民参加イベントや各施設の展示スペースを活用していき、新たな担い手創出、活動継続につなげていく。 ・推進員との連絡体制において、話の行き違いが発生し講座等の企画調整に時間を要していたことを解決するため、一度に伝達でき、日程調整やスケジュール管理が一つの場所でできる、市議会での導入実績もあるLINEWORKS (ラインワークス) の導入を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・希少種保護のための巡回活動 ・ステップアップ講座 (外部講師による実践型講座を実施) ・推進員連絡会議 ・推進員養成講座 (第11期推進員養成のための講座を実施) ・LINEWORKS導入 ・円滑なLINEWORKSの運用開始のため、推進員一人一人に合わせた方法で、丁寧な説明を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度	整理番号	6-1-4-2
事業名	自然観察会、自然環境学習会 （自然環境保全推進）				最終更新日	令和8年5月29日
実施根拠	春日井市自然環境の保全を推進する条例				担当課	環境保全課
関連計画	環境基本計画			関連する 附属機関	—	
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	1 地球環境の保全と自然との共生				
	基本的な 方向性等	4 豊かな自然を守り育てるなかで、自然と親しむ機会や場の充実を図るほか、希少な動植物の保護・再生を促進し、生息・生育環境の保全を図るとともに、いつまでも身近に自然を感じることができる生活環境の形成を推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 ・市内に残された豊かな自然や身近な自然を将来の世代に継承していくために、自然と親しむ機会を提供し、参加者が自然について考えるきっかけを提供する。 【事業概要】 ・市と自然環境保全活動推進員の協働で豊かな自然や身近な自然を感じることのできるイベントを開催する。					
	事業期間	平成17年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【自然観察会】 川の中の生き物の採取観察、水の汚れなどの調査 令和2年度 10月 庄内川（参加27人のうち児童13人） 令和3年度 10月 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 令和4年度 5月 庄内川（参加50人のうち児童24人） 令和5年度 7月 庄内川（参加23人のうち児童8人） 令和6年度 6月 庄内川（参加21人のうち児童10人） 【自然環境学習会】 令和2年度 ・11月 身近な自然の観察と工作 潮見坂平和公園（参加27人のうち児童13人） 令和3年度 ・8月 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ・11月 身近な自然の観察と工作 潮見坂平和公園（参加7人のうち児童4人） 令和4年度 ・9月 希少種の自然観察と鉢植え 少年自然の家（参加24人のうち児童12人） ・11月 身近な自然の観察と工作 潮見坂平和公園（参加26人、うち児童14人） 令和5年度 ・8月 身近な自然の観察とレクリエーション 高森山公園（参加12人のうち児童6人） ・8月 水を用いた実験と工作 落合公園（参加26人のうち児童15人） ・12月 身近な自然の観察と工作 潮見坂平和公園（参加22人のうち児童11人） 令和6年度 ・5月 身近な自然の観察とレクリエーション 高森山公園（参加25人のうち児童13人） ・8月 水を用いたレクリエーションや実験、工作 落合公園（参加34人のうち児童18人） ・12月 自然散策や身近な自然観察、工作 潮見坂平和公園（参加16人のうち児童7人）					
	事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)
137千円				107千円	130千円	119千円
特定財源		国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
一般財源			137千円	107千円	130千円	119千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) (自然観察会) 川の中の生き物の採取観察、水の汚れなどの調査 ・6月 庄内川 (参加22人のうち児童11人) (自然環境学習会) 外来種ゲーム、水のレクリエーションと実験、水鉄砲作り ・8月 落合公園 (参加15人のうち児童8人) 春日井市の蝶展とギフチョウ学習会 ・11月 蝶展：市役所1階フロア (来場者400人以上) 学習会：文化フォーラム春日井 (参加者21人) 身近な自然の観察とレクリエーション (ハンモック体験) ・11月 高森山公園 (参加11人のうち児童5人) 自然散策や身近な自然観察、ミニ門松作り ・12月 潮見坂平和公園 (参加 22 人のうち児童 12 人) 市指定希少種「ギフチョウ」の学習会 ・3月 文化フォーラム春日井 (参加 16 人のうち児童8人)					
成果指標	指標名		目標値 (年度)	7年度	6年度	5年度
	開催回数		6回	6回	4回	4回
	児童参加人数 (延人数)		60人	44人	48人	40人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・自然観察会や自然環境学習会を通じ、自然について考える機会を提供した。 【成果や課題等】 ・より多くの方に参加してもらうことが必要である。 ・小学生を対象としているが、その保護者にも自然の大切さを感じてもらい、家族で考える機会を提供することが必要である。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・イベントの企画内容や周知方法を工夫し、実施回数を増やすなど、より多くの方が参加してもらえるよう検討し、自然環境保全の大切さの周知啓発普及を推進していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・自然観察会 2回 (うち1回は、希少種「ギフチョウ観察会」) ・自然環境学習会 4回 (うち1回は、希少種「ギフチョウ」保護の周知啓発のための展示会及び学習会)				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-1-4-3	
事業名	外来種の周知、希少野生動植物種の保護（自然環境保全推進）			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 春日井市自然環境の保全を推進する条例			担当課	環境保全課	
関連計画	環境基本計画、生物多様性地域戦略		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境		基本計画 重点方針	—	
	施策等	1 地球環境の保全と自然との共生				
	基本的な 方向性等	4 豊かな自然を守り育てるなかで、自然と親しむ機会や場の充実を図るほか、希少な動植物の保護・再生を促進し、生息・生育環境の保全を図るとともに、いつまでも身近に自然を感じることができる生活環境の形成を推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 ・生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物についての周知啓発を行うとともに、在来生物の保護をはじめとした生物多様性保全を推進する。 ・市内の特に保護する必要がある希少な野生動植物種を指定希少野生動植物種として指定し、後世に残すことができるよう良好な自然環境を保全する。 【事業概要】 ・生物多様性地域戦略（令和4年3月策定）に基づき、必要な施策を実施していく。 ・ホームページ等を通じ情報提供し、周知啓発する。					
	事業期間	平成17年度 ～ （外来種は平成26年度～）				
過去の経緯、 主な実績等	【令和2年度】 ・生物多様性地域戦略策定に向け専門委員会を開催（2回） ・地元区と八田川堤防にてオオキンケイギク駆除活動を実施（3回） 【令和3年度】 ・生物多様性地域戦略策定に向け専門委員会を開催（2回） ・生物多様性地域戦略策定（令和4年3月） 【令和5年度】 ・イベント等での周知啓発を実施、パンフレットの配布 ・地元区と八田川堤防にてオオキンケイギク駆除活動を実施（1回） 【パネル展示等により周知啓発】 平成30年度 緑と花のフェスティバル（少年自然の家）や春日井まつり 令和元年度 緑と花のフェスティバル（少年自然の家） 令和2年度 新型コロナウイルス感染症対策のためイベント開催中止 【これまで問題となった外来生物等】 オオキンケイギク、カミツキガメ、ワニガメ、ヒアリ、ミシシippiaカミミガメなど 【市指定希少野生動植物種（平成24年1月指定）】 ・植物3種 シデコフシ、ササユリ、ヒメカンアオイ ・動物5種 カヤネズミ（哺乳類）、ヨタカ（鳥類）、ナゴヤダルマガエル（両生類）、ギフチョウ、ヒメタイコウチ（昆虫類） 【これまでに作成した周知啓発パンフレット】 ・平成23年度 指定希少種 ・平成27年度 自然環境調査（希少種センサス）の結果や自然環境の保全 ・平成29年度 特定外来生物					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			17千円	0千円	0千円	0千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		17千円	0千円	0千円	0千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・イベント等での周知啓発を実施 ・広報、HP等での周知啓発を実施 ・春日井まつりとかがすかい環境フェスにて、生物多様性の認知度調査として、生物多様性クイズを実施（回答数 366、クイズ正答率 64.2% 概ね認知されていると判断） ・HP に、新たに特定外来生物であるオオキンケイギクとクビアカツヤカミキリのページを作成し、駆除方法等を掲載し周知啓発を実施 ・町内会等が実施するオオキンケイギクの駆除活動支援として、支援事業の電子申請サポートの提供を開始					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	市指定希少野生動植物種数		8種	8種	8種	8種
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・周知啓発用パンフレット、外来種対応マニュアル（カメ類全般）を作成、各イベント等において周知啓発を実施している。 ・市内で繁茂する地域が見られるオオキンケイギクや県内で拡大がみられるクビアカツヤカミキリに対し、駆除方法等をHPに掲載し周知啓発。 【成果や課題等】 ・生物多様性の認知度調査を行い、認知度の現状把握ができています。 ・野生動植物種の保護のためには、自然環境保全活動推進員を中心とした巡回活動や学習会などを通じて、市民と一体となった希少な野生動植物の保護に努める必要がある。 ・市指定希少野生動植物種の生息状況を把握する資料が、平成26年度希少種生息状況調査報告書（平成24年・25年調査）であり、10年以上経過していることから、現状を把握し直す必要がある。 ・駆除活動を含めた外来種対策を実施するとともに、特定外来生物についての通報等に対し迅速な対応を行う必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・昨年度行った市民に対する「生物多様性の認知度調査」を踏まえ、さらなる生物多様性の周知方法や意識啓発を検討する。 ・生物多様性地域戦略に位置付けている市域全体を対象とした野生生物の基礎調査については、現時点で十分に実施されていない。今後、専門委員会等の意見を踏まえ、調査対象を市域全体とすることの妥当性や、重点的に調査すべき地域・生物種の絞り込みについて検討する。その上で、当該調査の結果に基づき、希少種の指定や生物多様性地域戦略における数値目標の設定など、新たな施策の立案や進捗管理の指標として活用する。 ・引き続き、他市の市民参加型のイベントなどの事例収集に努め、参考とする。 ・特定外来生物の駆除・防除対策の対応については、公共用地について管理担当部署に協力を依頼するとともに、市民・事業者と一体となり対応できるよう協力を依頼するなど実施可能な方法を検討する。 ・外来種対策や希少種の保護について、各種パンフレット等を活用し市民に啓発していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・法改正に即したパンフレットの改正案検討 ・イベント等での周知啓発を実施、パンフレットの配布 ・広報、HP等での周知啓発を実施 ・公共用地における特定外来生物の駆除・防除対策について、管理担当部署に協力を依頼 ・地域や生物を限定した生物基礎調査の実施に向け、情報収集や有識者との意見交換を進め方向性を決定				

政策分野等	6 環境	更新日	令和8年5月29日
施策等	2 ごみ減量とまちの美化の推進	担当部	環境部
基本的な方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	生ごみ減量講座・出前講座	継続	20	21	◎	ごみ減量推進課
2	青空教室	継続	644	647	○	ごみ減量推進課
3	3R推進事業所・レジ袋削減協定	継続	0	0	○	ごみ減量推進課
4	家庭用生ごみ処理機購入費補助	継続	1,451	1,800	○	ごみ減量推進課
5	生ごみ・食品ロス削減啓発	継続	73	0	○	ごみ減量推進課
6	リユース推進	継続	0	0	○	ごみ減量推進課
7	資源分別収集・拠点収集	継続	603,658	616,781	○	ごみ減量推進課
8	資源物持去監視	継続	0	0	○	ごみ減量推進課
9	資源回収団体奨励金補助	継続	2,480	2,500	○	ごみ減量推進課
10	発火性危険物分別啓発	継続	8,269	0	○	ごみ減量推進課
11	事業系一般廃棄物の減量対策	継続	0	0	○	ごみ減量推進課
12	衛生プラント施設管理	継続	297,267	330,537	◎	衛生プラント ごみ減量推進課
13	ごみ収集（民間委託含む）	継続	1,443,440	1,411,684	○	清掃事業所 ごみ減量推進課
14	さわやか収集	継続	0	0	○	清掃事業所
15	し尿収集（民間委託含む）	継続	45,994	58,226	○	清掃事業所
16	クリーンセンター施設管理	継続	2,085,703	1,980,219	◎	クリーンセンター
17	最終処分場施設管理	継続	114,813	119,352	◎	クリーンセンター
18	クリーンセンター施設再整備	継続	8,093,542	2,809,381	◎	クリーンセンター
19	リサイクルプラザ啓発	継続	1,998	1,120	◎	クリーンセンター
20	衛生プラント施設整備	継続	1,483	26,000	◎	クリーンセンター
事業費合計			12,700,795	7,358,268		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	1人1日あたりのごみ排出量（g）	640 （2025年度）	660以下 （2026年度）
	ごみ出しルールやマナーが守られているごみステーションの割合（％）	90.4 （2025年度）	91.0 （2026年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	◎	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	ごみの減量を推進するため、令和7年度も補助金・奨励金交付などの事業や、各種講座、展示等による啓発、事業系廃棄物の適正排出指導等を実施し、令和7年度の1人1日当たりのごみ排出量は640g（前年比20g減）となり、令和10年度の間目標を達成している。資源化率は22.2%で一定水準を保っており、引き続き中間目標25%を目指す。 ごみ収集は、安全かつ確実な収集に努めつつ、クリーンセンター基幹的設備改良工事に伴う市外搬出では、現業員PTを編成し、収集、搬出ルートの検討や搬出先の視察など準備を着実に進め、安全かつ確実な収集、搬出業務を遂行することができた。さわやか収集は、登録件数の増加に対し収集コースの調整など滞りなく実施し、ごみが出されていなかったり不在だったりした際にはケアマネなどに連絡し、利用者の安否確認にもつながっている。し尿収集は遅滞なく実施するとともに、指示書の電子化により受付業務、統計業務の効率化を図った。 クリーンセンター、衛生プラント、最終処分場は、安全で安定的な運転管理と計画的で適正な維持管理に努め、施設の健全性は保たれている。特にクリーンセンターでは発火対策の強化で初期消火能力が向上し、火災による設備停止リスクを低減しており、令和7年度の消防要請は0件であった。第1工場1号焼却炉は令和7年度の連続稼働を実現し、市外でのごみ処理費を低減することができた。第2工場は一工場体制化に向けた基幹的設備改良工事が計画通り進捗した。令和7年度下半期は同工事により第2工場が停止するため、第1工場で処理しきれない可燃ごみは近隣の4市2組合と民間事業者に運搬や処理を依頼し、ごみ処理を継続した。エコメッセでは、市民ニーズの変化や採算性も考慮し、廃止・縮小を含めた継続事業の見直しを行うとともに、ごみ減量を目的としたリユースを促進する仕組みの実証実験に関する連携協定を株式会社ジモティーと締結した。		
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	令和5年度に策定した「一般廃棄物処理基本計画」の目標値の達成を目指し、ごみ減量、資源化率の向上、プラごみ削減、食ロス削減等の施策を推進していく。さらに、耐用年数を迎える衛生プラントについて、次期処理施設の整備を進める。 市民に対しては、ごみの減量などの達成状況について、市民の意識がより向上し、自ら取り組んでいるという実感や達成感が得られるよう工夫し、引き続き周知・啓発を図っていく。 ごみ収集については、最適な収集体制を構築しつつ、安全対策に万全を期す方法や設備の導入を検討し、適正な人員確保に努める。さわやか収集については、高齢化に伴い希望者の増加が予測されるため、適切な収集体制を検討するとともに、申請から面談、審査、利用開始までの処理短縮に向け、人員配置も含めた適切な事務処理体制を構築していく。し尿収集については、現年における徴収を強化して新規滞納の発生を抑制するとともに、災害時（大雨時の水入りを含む。）のし尿収集を迅速に対応するため、直営の収集体制を維持する。 クリーンセンター、衛生プラント、最終処分場については、引き続き適正な施設の維持・運営と効率的な運用を行う。特にクリーンセンターでは、第2工場の基幹的設備改良工事のしゅん工を目指すとともに、一工場体制化に向け第1工場の解体を進めつつ、更新された第2工場焼却炉の立上げを計画的に行う。また一工場体制下でも安定したごみ処理を実現するため、プラントメーカーと災害協定を締結するほか、ごみ受入ルールの変更により混雑緩和と機械等の整備時間を確保する。衛生プラント施設整備については、現衛生プラントが令和15年度に施設の寿命を迎えるため、次期衛生プラントの建設に向け必要な手続きを進めていく。 エコメッセ春日井については、「ジモティースポット春日井」を開設して市民へのリユース啓発を図るとともに、自然環境保全や地球温暖化防止なども加えた環境全般に関する啓発施設として、事業範囲拡大の可否を検討する。		

関連する附属機関の意見等
食品ロス削減の推進、発火性危険物の分別に係る啓発の強化 クリーンセンター施設再整備の実施

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-1																																																					
事業名	生ごみ減量講座・出前講座（ごみ減量啓発）			最終更新日	令和8年5月29日																																																					
実施根拠	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例			担当課	ごみ減量推進課																																																					
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	春日井市廃棄物減量等推進審議会																																																						
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—																																																				
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進																																																								
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。																																																								
目的・ 事業概要	【目的】 燃やせるごみのうち約40%※を占める生ごみの減量を促進するとともに、ごみの減量と資源化に対する市民意識の醸成を図る。※愛知県によるごみの組成調査（令和元年度実施） 【事業概要】 ・「生ごみ減量講座」：無印良品イーアス春日井や春日井市婦人会協議会と連携し、家庭から出る生ごみを堆肥化する「ぼかし作り講座」等を開催する。 ・「出前講座」：地域の団体や事業者からの依頼に応じて、ごみの減量やリサイクルに関する出前講座を実施する。																																																									
	事業期間	生ごみ減量講座：平成26年度～																																																								
過去の経緯、 主な実績等	【生ごみ減量講座】 ・令和2年度は都市緑化植物園の「秋の里山まつり」の中で講座を実施 ・令和4年度から無印良品イーアス春日井と連携し、店舗内で講座を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">令和4年度</th> <th colspan="3">令和5年度</th> <th colspan="3">令和6年度</th> </tr> <tr> <th>月</th> <th>会場</th> <th>受講者</th> <th>月</th> <th>会場</th> <th>受講者</th> <th>月</th> <th>会場</th> <th>受講者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>無印良品イーアス春日井</td> <td>①15人 ②17人</td> <td>6月</td> <td>無印良品イーアス春日井</td> <td>①14人 ②8人</td> <td>12月</td> <td>無印良品イーアス春日井</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>レディヤンかすがい</td> <td>15人</td> <td>10月</td> <td>無印良品イーアス春日井</td> <td>①7人 ②5人</td> <td>2月</td> <td>レディヤンかすがい</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2月</td> <td>レディヤンかすがい</td> <td>18人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 【出前講座】 ・いきがい推進課「春日井市出前講座」のメニューの一つとして「春日井市のごみとリサイクルの現状」について講座を実施 ・令和3年度からレディヤンかすがい等の日本語教室に通う外国人を対象に、ごみの分別方法に関する講座を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数・受講者数</td> <td>5回 118人</td> <td>4回 118人</td> <td>7回 155人</td> </tr> </tbody> </table>					令和4年度			令和5年度			令和6年度			月	会場	受講者	月	会場	受講者	月	会場	受講者	6月	無印良品イーアス春日井	①15人 ②17人	6月	無印良品イーアス春日井	①14人 ②8人	12月	無印良品イーアス春日井	18人	2月	レディヤンかすがい	15人	10月	無印良品イーアス春日井	①7人 ②5人	2月	レディヤンかすがい	12人				2月	レディヤンかすがい	18人					令和4年度	令和5年度	令和6年度	実施回数・受講者数	5回 118人	4回 118人	7回 155人
	令和4年度			令和5年度			令和6年度																																																			
	月	会場	受講者	月	会場	受講者	月	会場	受講者																																																	
	6月	無印良品イーアス春日井	①15人 ②17人	6月	無印良品イーアス春日井	①14人 ②8人	12月	無印良品イーアス春日井	18人																																																	
2月	レディヤンかすがい	15人	10月	無印良品イーアス春日井	①7人 ②5人	2月	レディヤンかすがい	12人																																																		
			2月	レディヤンかすがい	18人																																																					
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																							
実施回数・受講者数	5回 118人	4回 118人	7回 155人																																																							
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																																																				
			21千円	20千円	20千円	40千円																																																				
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																																																				
		その他	千円	千円	千円	千円																																																				
	一般財源		21千円	20千円	20千円	40千円																																																				

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【生ごみ減量講座】 ・生ごみ発酵用の種菌となるぼかし作りの講座を開催するとともに、家庭用生ごみ処理機購入費補助やエコメッセの講座で開催している生ごみ減量講座の啓発を実施した。 無印良品イーアス春日井（12月14日・19人） レディヤンかすがい（2月7日・15人） 【出前講座】 ・レディヤンかすがいや高蔵寺ふれあいセンターの日本語教室に通う外国人を対象に、ごみの分別方法に関する講座を実施 レディヤンかすがい（6月13日・9人）（6月15日・69人） 高蔵寺ふれあいセンター（6月15日・20人） ・レディヤンかすがいで生協の母親連絡会グループに対して、プラスチックリサイクルに関する出前講座を実施（6月22日・21人） ・イーアス春日井・スターバックスと連携し、「オリジナルカップ作りでエコを学ぼう」と題してプラスチックごみとリサイクルに関する講座を実施（12月20日・①17人、②13人、③19人、④20人）					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	生ごみ減量講座 受講者数		35人	34人	30人	52人
	出前講座 受講者数		200人	188人	155人	118人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・「生ごみ減量講座」は無印良品と連携することで子育て世代の参加者が増加し、幅広い世代に啓発できるようになった。また、短時間の簡易な講座とすることで、エコメッセ春日井の本格的な「ぼかし作り講座」の参加につなげることができている。 ・「出前講座」は、日本語教室と連携することで、外国人住民に対してごみの分別排出を啓発できるようになった。また、イーアス春日井・スターバックスと連携することで、子育て世代の参加者が増加し、幅広い世代に啓発できるようになった。 【課題】 ・引き続き、多くの市民が集まる商業施設や団体等と連携して講座を開催することで、これまで参加したことがない市民を取り込み、ごみ減量に対する意識の高揚を図っていく必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 【生ごみ減量講座】 ・商業施設と連携して開催することで、参加者の拡大を図る。また、家庭用生ごみ処理機購入費補助やエコメッセが実施している「ぼかし講座」をあわせてPRし、継続的な取組を促進する。 【出前講座】 ・地域の団体等のニーズに応じて講座の内容を編成するとともに、商業施設や国際交流団体等と連携することで、特に子育て世代や外国人住民に対する啓発を推進する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-2																												
事業名	青空教室（ごみ減量啓発）			最終更新日	令和8年5月29日																												
実施根拠	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例			担当課	ごみ減量推進課																												
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	春日井市廃棄物減量等推進審議会																													
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—																											
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進																															
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。																															
目的・ 事業概要	【目的】 小学4年生及び年長児に対して適切なごみの分別排出や本市のごみの現状等について出前授業を実施し、ごみの減量と分別意識の醸成を図る。 【事業概要】 - 市内の小学校に職員が出向き、4年生を対象に社会科副読本「くらしとごみ」を教材にごみやリサイクルについて講話を実施するほか、ごみ収集車へのごみの積込み体験を行う。 - 市内の保育園、幼稚園、認定こども園に職員が出向き、年長児を対象にごみやリサイクルについて講話を実施するほか、ごみ収集車へのごみの積込み体験を行う。																																
	事業期間	【小学校】平成元年度～（副読本：昭和62年度～）、【保育園等】平成5年度～																															
過去の経緯、 主な実績等	【小学校】 - 市内小学校4年生を対象とした社会科の授業として実施することで、子どもの頃からごみ処理や分別の必要性を学び、ごみ減量や資源化に関する意識を醸成するために開始した。 - 平成27年度からは、生ごみの減量に関する3きり運動の啓発も行い、燃やせるごみの減量に向け家庭への波及を期する内容を追加した。 - 令和5年度に無印良品イース春日井と連携し、夏休みに小学生を対象とした「ごみの分別とリサイクル」講座を開催した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施校</td><td>37校</td><td>37校</td><td>37校</td></tr> <tr> <td>受講児童数</td><td>2,859人</td><td>2,708人</td><td>2,696人</td></tr> </tbody> </table>						令和4年度	令和5年度	令和6年度	実施校	37校	37校	37校	受講児童数	2,859人	2,708人	2,696人																
		令和4年度	令和5年度	令和6年度																													
実施校	37校	37校	37校																														
受講児童数	2,859人	2,708人	2,696人																														
	【保育園等】 令和8年度から、清掃事業所からごみ減量推進課に事務移管 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立保育園</td><td>27園</td><td>29園</td><td>29園</td></tr> <tr> <td>私立保育園</td><td>7園</td><td>6園</td><td>10園</td></tr> <tr> <td>私立こども園</td><td>6園</td><td>7園</td><td>6園</td></tr> <tr> <td>私立幼稚園</td><td>7園</td><td>9園</td><td>8園</td></tr> <tr> <td>合計園数</td><td>47園</td><td>51園</td><td>53園</td></tr> <tr> <td>受講者数</td><td>1,941人</td><td>1,917人</td><td>1,805人</td></tr> </tbody> </table>						令和4年度	令和5年度	令和6年度	公立保育園	27園	29園	29園	私立保育園	7園	6園	10園	私立こども園	6園	7園	6園	私立幼稚園	7園	9園	8園	合計園数	47園	51園	53園	受講者数	1,941人	1,917人	1,805人
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																														
公立保育園	27園	29園	29園																														
私立保育園	7園	6園	10園																														
私立こども園	6園	7園	6園																														
私立幼稚園	7園	9園	8園																														
合計園数	47園	51園	53園																														
受講者数	1,941人	1,917人	1,805人																														
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																											
			647千円	644千円	627千円	616千円																											
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																											
		その他	千円	千円	千円	千円																											
一般財源		647千円	644千円	627千円	616千円																												

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	【小学校】 実施校数 市内 37 小学校 受講者数 小学4年生 2,663 人 実施月 令和6年5月～6月 【保育園等】 実施園数 57 園 受講者数 主に年長児 1,876 人 (公立保育園 29、私立保育園 12、私立こども園 6、私立幼稚園 10)					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	実施小学校数		37校	37校	37校	37校
	受講者数(小学生)		2,600人	2,663人	2,696人	2,708人
	実施園数		60園	57園	53園	51園
	受講児童数		1,900人	1,876人	1,805人	1,917人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・平成元年度以降、既に約10万人以上(約3,000人×37年間)に対して行っている。 ・発火性危険物用指定袋や水切り袋を配付するなどして家庭への啓発につなげられている。 【課題】 ・青空教室は、ごみ収集車への積み込み体験を行うため、現業員も従事しているが、ごみ収集車の操作が可能な現業員が当課には1名のみのため、体制が脆弱である。 ・令和8年度から保育園等の青空教室を清掃事業所からごみ減量推進課に移管することに伴い、講座の実施方法等を検討する必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ―：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・子どもたちにごみの減量や資源分別の必要性を学んでもらうため、社会科副読本の作成と市内小学校37校での青空教室実施を継続していくとともに、ごみ収集車を操作できる現業員のバックアップ体制の確保を図る。 ・生ごみの水切りや発火性危険物の分別排出について講話の中で説明するとともに、水切り袋と発火性危険物用指定袋を配布し、各家庭での実践を促す。 ・保育園等における青空教室の実施方法等について検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	保育園等における青空教室を清掃事業所からごみ減量推進課に移管				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-3																														
事業名	3R推進事業所・レジ袋削減協定（ごみ減量啓発）			最終更新日	令和8年5月29日																														
実施根拠	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 春日井市レジ袋削減推進協議会規約 春日井市ごみ減量3R推進事業所認定制度実施要綱			担当課	ごみ減量推進課																														
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	春日井市廃棄物減量等推進審議会 ごみゼロ社会推進あいち県民会議																															
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—																													
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進																																	
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。																																	
目的・ 事業概要	【目的】 「3R推進事業所認定制度」は、ごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組む事業者を3R推進事業所として認定し、その取り組みを広く市民に周知することで、市民や事業者のごみの減量やリサイクルに対する意識の高揚を図る。 「レジ袋削減に関する協定」は、海洋プラスチックを始めとした環境問題に配慮し、ごみ減量、地球温暖化防止及び循環型社会の構築を目指していくとともに、事業者が配布するレジ袋の削減により、ごみの減量やCO₂発生を抑制する。（令和7年度に廃止） 【事業概要】 「3R推進事業所認定制度」は、認定した事業者へは認定通知とともに認定証（シール）を交付するほか、認定した事業所の取り組みを広報春日井や市ホームページで紹介し、広く市民に周知する。 「レジ袋削減に関する協定」は、市内の市民団体や事業者と協定を締結し、平成21年4月から市内のスーパー、クリーニング店を中心にレジ袋の有料化を実施しており、レジ袋の削減を推進した。（令和7年度に廃止）																																		
	事業期間	3R推進事業所認定制度：平成17年度～ レジ袋削減に関する協定：平成20年度～令和7年度																																	
過去の経緯、 主な実績等	【3R推進事業所認定制度】 春日井市の独自制度となる3R推進事業所認定制度は、平成26年3月改定の環境基本計画における具体的な取組みの中で、「春日井市3R推進事業所認定制度」として推進している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>認定事業所名</th><th>認定日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>株古川電機製作所春日井工場（製造業）</td><td>平成17年8月31日</td></tr> <tr> <td>2</td><td>八光造園株（造園工事業）</td><td>平成17年8月31日</td></tr> <tr> <td>3</td><td>昌和工業株（製造業）</td><td>平成17年8月31日</td></tr> <tr> <td>4</td><td>株昭和電機製作所（製造業）</td><td>平成17年8月31日</td></tr> <tr> <td>5</td><td>株ジーシーデンタルプロダクツ（歯科材料製造業）</td><td>平成18年7月11日</td></tr> <tr> <td>6</td><td>日本金液株（金液製造販売業）</td><td>平成18年9月4日</td></tr> <tr> <td>7</td><td>株ケーズコーポレーション（警備業）</td><td>平成19年7月9日</td></tr> <tr> <td>8</td><td>株レボ（障がい福祉業）</td><td>平成28年5月9日</td></tr> <tr> <td>9</td><td>河村商事（株）春日井古紙センター</td><td>令和3年1月7日</td></tr> </tbody> </table> 【レジ袋削減に関する協定】 平成20年10月 春日井市レジ袋削減推進協議会発足 平成21年1月 協定締結 平成21年4月 レジ袋有料化開始 令和2年7月 レジ袋有料義務化 令和5年3月～4月 レジ袋削減に関する状況調査を廃止 令和7年7月 ごみゼロ社会推進あいち県民会議総会にて「レジ袋削減取組店制度」廃止決定 令和7年10月 春日井市レジ袋策電推進協議会解散、協定廃止					No.	認定事業所名	認定日	1	株古川電機製作所春日井工場（製造業）	平成17年8月31日	2	八光造園株（造園工事業）	平成17年8月31日	3	昌和工業株（製造業）	平成17年8月31日	4	株昭和電機製作所（製造業）	平成17年8月31日	5	株ジーシーデンタルプロダクツ（歯科材料製造業）	平成18年7月11日	6	日本金液株（金液製造販売業）	平成18年9月4日	7	株ケーズコーポレーション（警備業）	平成19年7月9日	8	株レボ（障がい福祉業）	平成28年5月9日	9	河村商事（株）春日井古紙センター	令和3年1月7日
	No.	認定事業所名	認定日																																
1	株古川電機製作所春日井工場（製造業）	平成17年8月31日																																	
2	八光造園株（造園工事業）	平成17年8月31日																																	
3	昌和工業株（製造業）	平成17年8月31日																																	
4	株昭和電機製作所（製造業）	平成17年8月31日																																	
5	株ジーシーデンタルプロダクツ（歯科材料製造業）	平成18年7月11日																																	
6	日本金液株（金液製造販売業）	平成18年9月4日																																	
7	株ケーズコーポレーション（警備業）	平成19年7月9日																																	
8	株レボ（障がい福祉業）	平成28年5月9日																																	
9	河村商事（株）春日井古紙センター	令和3年1月7日																																	
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																													
			0千円	0千円	0千円	0千円																													
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																													
		その他	千円	千円	千円	千円																													
一般財源		千円	千円	千円	千円																														

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【3R推進事業所認定制度】 新たな事業所の認定はなく、合計で9事業所。 【レジ袋削減に関する協定】 ・令和7年7月4日、ごみゼロ社会推進あいち県民会議総会において、「レジ袋削減取組店制度」について、令和7年度の表彰をもって廃止することが決定 ・令和7年10月15日、「春日井市レジ袋削減推進協議会」及び「春日井市におけるレジ袋の削減に関する協定」について、当初の目的（レジ袋有料化及びレジ袋削減率80%以上）を達成したため、協議会及び協定の廃止を決定・通知					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	【3R推進事業所認定制度】 認定件数		9件	9件	9件	9件
	【レジ袋削減に関する協定】 協定締結実績		—	廃止	13事業者 25店舗	13事業者 25店舗
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・「レジ袋削減に関する協定」については、マイバッグ等の持参の啓発やレジ袋有料化等により、協定において当初目標としていた削減率80%以上を達成し、レジ袋の削減が広く認知されている。 【課題】 ・「3R推進事業所認定制度」は、令和2年度に1事業者を追加して以降増えていない。また、環境政策課所管の「春日井市エコオフィス認定制度」と類似している。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 【3R推進事業所認定制度】 ・環境政策課所管の「春日井市エコオフィス認定制度」との統合を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-4	
事業名	家庭用生ごみ処理機購入費補助（ごみ減量啓発）			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱			担当課	ごみ減量推進課	
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	春日井市廃棄物減量等推進審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 燃やせるごみのうち約40%を占める生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理機による自家処理を促進する。 【事業概要】 家庭用生ごみ処理機購入者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 対 象 者 市内に住所を有し、家庭用生ごみ処理機を販売店から購入した者 補助金額 家庭用生ごみ処理機の購入価格の2分の1（上限10,000円）					
	事業期間	平成20年度～				
過去の経緯、 主な実績等	- 生ごみ処理機の交付対象となっている機器は、攪拌機能のついたものに限定していたが、令和元年度に取扱基準を見直し、令和2年度からコンポストなど安価な製品も交付対象とした。 - 令和5年度に家庭用生ごみ処理機購入費補助制度に関するアンケート調査を実施 対象者：令和2年4月から令和5年12月までの本制度申請者340名 調査期間：令和6年1月26日～2月19日 回答者数：241名（回答率70.9%） - 令和7年度から「愛知県内の販売店から購入」の要件を廃止し、インターネット購入も補助対象としたほか、上限額を2万円から1万円に減額した。					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	補助件数	電動式	68	51	64	101
	コンポスト等	42	36	40	44	
交付金額		1,262,900	965,900	1,214,600	2,096,400	
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			1,800千円	1,451千円	2,096千円	1,215千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		1,800千円	1,451千円	2,096千円	1,215千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・補助件数 182件（電動式 123件、コンポスト等 59件） ・交付金額 1,450,300円					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	交付件数		180件	182件	145件	104件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判定理由】 ・令和5年度のアンケート調査において、生ごみ処理機の利用による生ごみ量の変化について、31%の人が「ほとんど出なくなった」、20%の人が「7割から9割程度減少した」と回答しており、生ごみ減量に効果的な手段の一つと考えられる。 ・同アンケート調査において、生ごみ処理機の購入動機について、60%の人が「助成金交付制度があったから」と回答しており、補助制度が利用促進につながっていると考えられる。 【課題】 ・令和7年度からインターネット購入も補助対象とし、補助上限額を2万円から1万円に減額するとともに予算額を増額したことから、多くの市民に補助制度を利用してもらえるよう周知啓発する必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・多くの市民に補助制度を利用してもらうため、販売店等にチラシを送付し、周知への協力を依頼するほか、広報紙や市ホームページ、SNS、ごみ分別アプリ、チラシ等の媒体や、生ごみ減量講座等の各種講座、消費生活展等のイベントで周知する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	6-2-1-5
事業名	生ごみ・食品ロス削減啓発（ごみ減量啓発）				最終更新日	令和8年5月29日
実施根拠	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例				担当課	ごみ減量推進課
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画			関連する 附属機関	春日井市廃棄物減量等推進審議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 家庭系燃やせるごみの約4割が生ごみで、生ごみの半分近くが手つかずの食品や食べ残しなどの「食品ロス」となっている。生ごみは水分を多く含むため焼却処理の負担となるほか、食品ロスは国際的な課題でもあるため、その削減を図る。 【事業概要】 (1) 3きり（水切り、食べきり、使いきり）など家庭で実践できる生ごみ削減の取組を啓発する。 (2) 食品ロス削減月間（10月）等に食品ロス削減に関する情報をイベントや講座、広報誌、SNS等の様々な手段により発信する。 (3) 「3010運動」の普及など宴会や外食時における食べ残しの削減を啓発する。 (4) 福祉団体や事業者等と連携し、フードドライブ等により未利用食品の有効活用を推進する。 (5) 市内の事業者や団体等による食品ロス削減の取組を促進するため、「あいち食品ロスパートナーシップ制度」について周知する。					
	事業期間	令和5年度～				
過去の経緯、 主な実績等	・愛知県による家庭系食品ロス量調査（第1回）を本市含むサンプル市で実施（本市の家庭系燃やせるごみに含まれる食品ロス量は18.8％）（令和元年度） ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行（令和元年10月） ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定（令和2年3月） ・フードドライブ受付窓口を地域共生推進課に設置したほか、消費生活展や春日井まつりで食品ロス削減に関するパネル展示や未利用食品の寄付の受付等を実施（令和5年度） ・地域共生推進課において、子ども食堂やフードバンクなどの福祉団体、事業者等で構成する「春日井市フードドライブ事業ネットワーク連絡会」を設置（令和5年度） ・広報10月号で「食品ロス削減」の特集記事を掲載（令和5年度） ・企画政策課において、市と㈱パローホールディングスが包括連携協定を締結（令和5年度） ・「食品ロス削減推進計画」を内包する形で「春日井市一般廃棄物処理基本計画」を策定（令和6年3月） ・令和6年度から啓発用水切り袋を青空教室や出前講座、消費生活展等のイベントで配布 ・愛知県による家庭系食品ロス量調査（第2回）を本市含むサンプル市で実施（本市の家庭系燃やせるごみに含まれる食品ロス量は15.2％）（令和6年度）					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			0千円	73千円	73千円	0千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		0千円	73千円	73千円	0千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) - 青空教室や出前講座、消費生活展等のイベントで啓発用水切り袋を配布 - 消費生活展や春日井まつり、環境フェスで食品ロス削減に関するパネル展示や未利用食品の提供を実施 - 三菱UFJ銀行春日井支店から啓発用水切り袋 5,000 枚の寄附を採納 (R7.11.7)					
成果指標	指標名		目標値 (年度)	7年度	6年度	5年度
	1人1日当たり家庭系食品ロス量(g/人・日)		81.0 (10年度)	—	62.3	89.0 (元年度)
	フードドライブ受付量(kg)		1,000 (8年度)	1,001	1,047	889
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 - 企画政策課・地域共生推進課と連携してフードドライブの仕組みを構築し、市役所に常設のフードドライブ受付窓口を設置したほか、福祉団体等で構成するフードドライブ事業ネットワーク連絡会を通じて関係機関の連携強化が図られている。 - 青空教室等で水切り袋を配布し、生ごみの水切りの啓発をしている。 - 広報やイベント等を通じて市民に食品ロス削減を啓発している。 - 令和6年3月に一般廃棄物処理基本計画に内包する形で食品ロス削減推進計画を策定した。 1人1日当たり家庭系ごみが減少(R6:471g)し、計画の中間目標(R10:478g)を達成している。 【成果や課題等】 - 生ごみの水切りや食品ロスの削減は、実践しやすくごみの減量効果が大きいため、引き続き啓発する必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) - 青空教室等の各種講座やイベント等を通じて、生ごみの水切りや食品ロス削減を啓発する。 - 愛知県による家庭系食品ロス量調査(開封調査)に協力し、本市における食品ロス発生状況の把握に努める。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-6	
事業名	リユース推進（ごみ減量啓発）			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 春日井市と株式会社マーケットエンタープライズとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定 春日井市と株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定 春日井市と株式会社ジモティーとのごみの減量を目的としたリユースを促進する仕組みの実証実験に関する協定書			担当課	ごみ減量推進課	
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	春日井市廃棄物減量等推進審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 リユースショップやフリマアプリなど様々な形態の取引が広がるなど、リユース市場が拡大、多様化する中、インターネット上でリユースのプラットフォームを運営する民間事業者と連携し、モノを大切に使うことへの市民の意識向上とごみの減量やリユースにつなげることを目的とする。 【事業概要】 - 不要品の一括査定から売却までができるリユースプラットフォーム「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズ、「地元の掲示板ジモティー」を運営する株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携協定（令和7年1月8日締結）に基づき、市ホームページやチラシ等で「おいくら」及び「ジモティー」を紹介し、「不要品を捨てる前にリユースする」選択肢を市民に周知啓発する。 - 春日井市と株式会社ジモティーとのごみの減量を目的としたリユースを促進する仕組みの実証実験に関する協定書（令和7年12月26日締結）に基づき、エコメッセ春日井に「ジモティースポット春日井」を開設する。					
	事業期間	令和6年度～				
過去の経緯、 主な実績等	- 株式会社マーケットエンタープライズ及び株式会社ジモティーとリユース活動の促進に向けた連携協定を締結（令和7年1月8日） - 市ホームページ（粗大ごみ・クリーンセンター持ち込み）やチラシで「おいくら」及び「ジモティー」を紹介（令和7年1月）					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			0千円	0千円	0千円	—千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		千円	千円	千円	千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・春日井市と株式会社ジモティーとのごみの減量を目的としたリユースを促進する仕組みの実証実験に関する協定書を締結（令和7年12月26日）					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	おいくら（市HP経由Web依頼数）（件・点）		600件 1,500点	550件 1,308点	111件 262点	—
	ジモティー（市HP経由Webアクセス数）（件）		7,000件	6,456件	1,732件	—
	家庭系粗大ごみ排出量（t）		1,600 t	1,590 t	1,665 t	1,605 t
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 令和7年1月に連携協定を締結し、市ホームページやチラシ、SNS等で周知を開始したところ、市ホームページを経由して一定の査定依頼やWebアクセスにつながっている。 【成果や課題等】 ・不要品が捨てられる前にリユースにつながるよう、ジモティースポットの設置について周知する必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・市ホームページやチラシ、SNS等で引き続き周知啓発する。 ・令和8年5月にエコメッセ春日井にジモティースポット春日井を開設する。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	ジモティースポット春日井を開設				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度		整理番号	6-2-1-7	
事業名	資源分別収集・拠点収集（資源分別収集）					最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 各種リサイクル法					担当課	ごみ減量推進課	
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画			関連する 附属機関		春日井市廃棄物減量等推進審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境				基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進						
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。						
目的・ 事業概要	【目的】 ごみの減量と資源循環の促進を図るため、市内全域でごみステーションにおける資源物の分別収集を実施するとともに、公共施設等における拠点収集を実施する。 【事業概要】 ・プラスチック製容器包装、金属類（小型家電を含む）、飲料缶、ガラスびん、ペットボトル、新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、牛乳パック類、古着について、資源として分別収集を行う。 ・金属類のうち発火性危険物（充電式電池、充電池式電池を内蔵する小型家電、スプレー缶・ガスボンベ、ライター）について、ごみ処理施設への混入による火災を防止するため、分別排出を啓発するとともに、分別収集した金属類の中間処理（金属類から発火性危険物を分別）を行い、中間処理後は適正な処分、再資源化を行う。 ・公共施設において、スプレー缶・ライター、充電式小型家電、蛍光管、廃食用油、電池類の拠点収集を実施する。							
	事業期間	資源分別収集：平成10年度～（平成14年～全域） 資源拠点収集：平成2年10月～						
過去の経緯、 主な実績等	【沿革】平成2年10月 空き缶の拠点収集を開始（くうかん鳥） 平成14年10月 市内全域で飲料缶、ガラスびん、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック類、古着の行政回収を実施。 市内各地区での開始年度は次のとおり。 （平成10年度）坂下地区 （平成11年度）味美地区 （平成12年度）南部・高蔵寺地区 （平成13年度）西部北・篠木地区 （平成14年度）鷹来地区、藤山台・岩成台・中央台・高座台、中部北東・中部北西地区、高森台・石尾台・押沢台 平成15年6月 廃食用油の拠点収集を開始 平成18年1月 市内全域で、雑がみ収集を開始。 平成22年10月 市内5地区（不二ガ丘、中央台、東野町、小野町、前並町）をモデル地区として、プラスチック製容器包装の分別収集を実施。 平成25年4月 市内全域で、プラスチック製容器包装・金属類（小型家電を含む）の収集開始。金属類の持ち去り監視を開始 平成31年2月 スプレー缶・ライターの拠点収集を開始 令和元年10月 蛍光管の拠点収集を開始 令和2年11月 愛知県電機商業組合春日井支部と協定を締結し、協力店（11店舗）においてリチウムイオン電池を内蔵する小型家電の拠点収集を開始 令和3年4月 金属類（発火性危険物）の中間処理を導入 令和3年10月 金属類（発火性危険物）の指定袋（赤色）を導入 令和3年10月 小型家電の拠点収集を開始 令和8年1月 電池類のステーション収集開始。併せて、郵便局、金融機関、農協、一部の公共施設における乾電池の拠点回収を終了 【実績】・資源分別収集・拠点収集の実施により、ごみの減量と資源化が進んでいる。							
	事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)	
616,781千円				603,658千円	532,748千円	511,456千円		
特定財源		国・県支出金	千円	千円	千円	千円		
		その他	79,400千円	74,972千円	77,609千円	66,650千円		
一般財源		537,381千円	528,686千円	455,139千円	444,806千円			

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)				
	・資源物のステーション収集を実施				
	・スプレー缶・ライター、充電式小型家電、蛍光管、廃食用油、電池類の拠点収集を実施				
	・令和8年1月から電池類のステーション収集開始。併せて、郵便局、金融機関、農協、一部の公共施設における乾電池の拠点回収を終了				
	・令和8年3月に金属類（発火性危険物用指定袋）及び啓発チラシの全戸配布を実施				
成果指標	・令和9年3月からのクリーンセンター1工場体制化に向けて、特定廃棄物区分の廃止など分別区分の見直しに係る条例を改正				
	・事業者による資源化量を把握するためアンケート調査を実施				
	指標名	目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	資源化量（行政回収・集団回収・クリーンセンター処理分）	15,745 t (10年度)	12,098 t	12,830 t	13,424 t
資源化量（事業者店頭回収等）	8,560 t (10年度)	7,311 t	6,236 t	7,130 t	
	資源化率（事業者資源化量含む）	25.0%(10年度)	22.2%	21.2%	22.4%
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】		
			・資源の排出先が、ごみステーションや地域活動等のほかに、市民にとって利便性の高いスーパーの店頭回収や町中のコンテナボックスの拠点回収等によりリサイクル率（全体収集量に占める資源化量の割合：22.4%）は、県平均（22.1%）を上回っている		
			・リチウムイオン電池そのものやリチウムイオン電池を使用した製品が飛躍的に普及し、クリーンセンターやパッカー車の発煙・発火トラブルのリスクが高まっている。		
			【成果や課題等】		
			・2033（令和15）年度を最終目標とする目標値（成果指標）の達成に向けて、引き続き資源の分別排出を促進する必要がある。		
			・ごみステーションが、1年当たり約80箇所のペースで増加（R2：7,279→R8:7,757）しており、市民の排出利便性が向上する反面、収集運搬の作業効率が年々悪化している。		
			・リチウムイオン電池対策（分別排出）が喫緊の課題となっている（誤排出リスクが高くなり、作業の難易度を上げる要因の一つとなっている）。		
			・ごみステーションの（増減の）数が影響しない地区単位の収集運搬の業務価格は、昨今の担い手不足・燃料費の高騰・車両のイニシアル・ランニングコストの増加の影響等追いついていない可能性が高い。		
			・人手不足の現状において、人手の確保が困難な上、担い手の高齢化の課題を抱え、持続的な体制づくりが懸念される。		
			・令和4年4月からプラスチック資源循環促進法が施行されたことに伴い、プラスチック資源の一括収集や再商品化について対応を検討する必要がある。		
			・膨張したバッテリーを出先機関で受け取った場合の保管方法を検討する必要がある。		
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし		
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等）				
	・リチウムイオン電池対策（分別排出の啓発）を引き続き実施する。				
	・11年度にプラ資源一括回収（10年度にモデル地区の実証実験）を控える。				
	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）			
8年度の 主な実施内容	継続	・リチウムイオン電池による発煙・発火トラブルや火災事故の未然防止を図るため、発火性危険物の分別排出の啓発に取り組む。			
		・プラ資源一括回収について「モデル地区の実証実験の実施の有無」、「導入スケジュールの検討」等に取り組む。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-8																																																																																																							
事業名	資源物持去監視（資源分別収集）			最終更新日	令和8年5月29日																																																																																																							
実施根拠	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例			担当課	ごみ減量推進課																																																																																																							
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	春日井市廃棄物減量等推進審議会																																																																																																								
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—																																																																																																						
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進																																																																																																										
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。																																																																																																										
目的・ 事業概要	【目的】 資源物は有価で取引されるため、市が収集する前に外国人などによる持ち去り行為が横行している。職員による監視パトロール等を強化することにより、適正な資源リサイクル体制及び資源売却等による収入の確保を図る。 【事業概要】 市内約7,500か所のごみステーションのうち、委託業者や市民からの持ち去り情報の多い地区を重点的に、資源収集日に職員による早朝監視パトロールを実施する。																																																																																																											
	事業期間	平成19年度～																																																																																																										
過去の経緯、 主な実績等	【沿革】 平成19年 持ち去り監視を開始 平成21年4月 持ち去り行為の禁止 平成30年4月 金属類に加え、古紙類の持ち去り監視を開始 令和6年7月 持ち去り監視の方法を巡視から張り込みに変更 令和6年12月 市公式LINEによる通報受付を開始 令和6年12月 春日井警察署との合同監視を実施 令和7年4月 持ち去り監視実施要領を改正し、告発までの持ち回数短縮化 【実績】 (回) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="4">パトロール</th><th colspan="4">通報</th><th colspan="4">指導・警告</th></tr> <tr> <th>金属類</th><th>飲料缶</th><th>古紙類</th><th>計</th><th>金属類</th><th>飲料缶</th><th>古紙類</th><th>計</th><th>金属類</th><th>飲料缶</th><th>古紙類</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td><td>24</td><td>1</td><td>41</td><td>66</td><td>12</td><td>20</td><td>88</td><td>120</td><td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td></tr> <tr> <td>R2</td><td>18</td><td>0</td><td>26</td><td>44</td><td>44</td><td>10</td><td>59</td><td>113</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>R3</td><td>27</td><td>6</td><td>11</td><td>44</td><td>66</td><td>23</td><td>42</td><td>131</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr> <tr> <td>R4</td><td>25</td><td>8</td><td>14</td><td>47</td><td>50</td><td>30</td><td>12</td><td>92</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>R5</td><td>13</td><td>26</td><td>5</td><td>44</td><td>76</td><td>68</td><td>17</td><td>161</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>3</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>29</td><td>19</td><td>2</td><td>50</td><td>100</td><td>125</td><td>5</td><td>230</td><td>10</td><td>7</td><td>0</td><td>17</td></tr> </tbody> </table>						パトロール				通報				指導・警告				金属類	飲料缶	古紙類	計	金属類	飲料缶	古紙類	計	金属類	飲料缶	古紙類	計	R1	24	1	41	66	12	20	88	120	2	0	1	3	R2	18	0	26	44	44	10	59	113	0	0	0	0	R3	27	6	11	44	66	23	42	131	2	0	0	2	R4	25	8	14	47	50	30	12	92	0	0	0	0	R5	13	26	5	44	76	68	17	161	1	2	0	3	R6	29	19	2	50	100	125	5	230	10	7	0	17
		パトロール					通報				指導・警告																																																																																																	
金属類		飲料缶	古紙類	計	金属類	飲料缶	古紙類	計	金属類	飲料缶	古紙類	計																																																																																																
R1	24	1	41	66	12	20	88	120	2	0	1	3																																																																																																
R2	18	0	26	44	44	10	59	113	0	0	0	0																																																																																																
R3	27	6	11	44	66	23	42	131	2	0	0	2																																																																																																
R4	25	8	14	47	50	30	12	92	0	0	0	0																																																																																																
R5	13	26	5	44	76	68	17	161	1	2	0	3																																																																																																
R6	29	19	2	50	100	125	5	230	10	7	0	17																																																																																																
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																																																																																																						
			0千円	0千円	0千円	0千円																																																																																																						
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																																																																																																						
		その他	千円	千円	千円	千円																																																																																																						
	一般財源		千円	千円	千円	千円																																																																																																						

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)											
	【実施内容】 ・市民等からの通報に基づき、職員による早朝監視パトロールを実施した。											
	【実績】(回)											
	パトロール				通報				警告			
	金属類	飲料缶	古紙類	計	金属類	飲料缶	古紙類	計	金属類	飲料缶	古紙類	計
R7	15	37	0	52	144	238	12	394	5	7	0	12
成果指標	指標名			目標値(8年度)		7年度		6年度		5年度		
	通報件数(件)			350		394		230		161		
	指導・警告件数(件)			15		12		17		3		
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・令和6年7月から持ち去り監視の方法を巡視から張り込みに変更したことで、直接指導する回数が増加したため。 ・令和6年12月から市公式LINEによる通報受付を開始したことで、通報件数が増加したため。 【成果や課題等】 ・通報を参考に監視区域を設定し、職員による早朝監視パトロールを実施しているものの、既に持ち去られた後と考えられる状況や、発見しても逃走されることもあり、撲滅には至っていない。									
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし									
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・令和6年7月に持ち去り監視の実施方法を変更し、直接指導する回数が増加したため、引き続き張り込みによる監視パトロールを実施するとともに、春日井警察署との連携を図る。 ・令和7年4月から持ち去り監視実施要領を改正し、告発までの持ち去回数を短縮化したため、回数に応じて禁止命令や告発を行う。											
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)										
	継続											

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-9																								
事業名	資源回収団体奨励金補助（資源分別収集）			最終更新日	令和8年5月29日																								
実施根拠	春日井市一般廃棄物処理基本計画 春日井市資源回収団体奨励金交付要綱			担当課	ごみ減量推進課																								
関連計画	—		関連する 附属機関	—																									
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針																								
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進																											
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。																											
目的・ 事業概要	【目的】 - 資源回収活動を行う団体に奨励金を交付することにより、家庭から排出される古紙、古着などの資源物が回収されごみの減量やリサイクルに資するとともに、地域活動の促進を図る。 【事業概要】 - 昭和56年度から子ども会、学校、町内会等の資源回収団体に対し、収集量に応じた奨励金を申請により交付している。 - 交付対象 継続的に活動している市内の団体で、営利を目的としていないもの。 - 対象品目 新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、牛乳パック類、古着、アルミ缶、ガラスびん - 奨励金額 品目毎に5円/kgを補助（1円未満の端数切捨て）																												
	事業期間	昭和56年度～																											
過去の経緯、 主な実績等	- 資源回収団体奨励金を交付することにより、町内会、子ども会などの地域活動によって、新聞紙など資源が回収されている。 - 過去2年間に申請のあった資源回収団体に対して、毎年、制度案内等の勧奨通知を発送し、継続実施を促している。 - 令和5年度予算編成において「令和5年9月末で廃止」が決定し、令和5年3月16日付で各団体に通知したところ、区長町内会長連合会や子ども会育成連絡協議会から事業継続の要望書が提出され、再検討の結果、令和5年10月以降も事業を継続することを決定した。（令和5年度下半期は補正予算で対応） - 資源回収団体奨励金 過去5年間の実績 <table border="1" data-bbox="395 1464 1347 1666"> <thead> <tr> <th>資源回収団体</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td><td>95</td><td>105</td><td>94</td><td>79</td><td>70</td></tr> <tr> <td>収集量</td><td>744 t</td><td>760 t</td><td>769 t</td><td>703 t</td><td>617 t</td></tr> <tr> <td>交付金額 (千円)</td><td>3,722</td><td>3,801</td><td>3,847</td><td>3,515</td><td>3,084</td></tr> </tbody> </table> ※令和2年度は新型コロナの影響を受け各団体が回収を休止等したことにより、申請数、収集量ともに大きく減少し、3年度以降もコロナ前の水準には戻っていない。					資源回収団体	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	団体数	95	105	94	79	70	収集量	744 t	760 t	769 t	703 t	617 t	交付金額 (千円)	3,722	3,801	3,847	3,515	3,084
資源回収団体	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度																								
団体数	95	105	94	79	70																								
収集量	744 t	760 t	769 t	703 t	617 t																								
交付金額 (千円)	3,722	3,801	3,847	3,515	3,084																								
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																							
			2,500千円	2,480千円	3,084千円	3,515千円																							
	特定財源	千円	千円	千円	千円	千円																							
		千円	千円	千円	千円	千円																							
一般財源		2,500千円	3,084千円	3,847千円	3,801千円																								

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	資源回収団体奨励金の交付 67団体 @5円×495,832kg=2,479,160円					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	団体数		70	67	70	89
	収集量		500t	496t	617t	703t
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(課題解決のために必要な方策)			
			【判断理由】 ・収集量は減少しているが、資源の集団回収は、子ども会や学校、町内会、老人会等が実施しており、資源を分別する意識の醸成という観点から一定の効果があり、有効であると考えている。 【課題】 ・現在も回収活動中の団体には、継続して取り組んでもらうとともに、回収活動を実施していない団体に対して、奨励金制度を知ってもらうために各区・町内会を通じての案内や広報や市ホームページ等で周知を図り、回収活動を実施する団体数を増やしていく必要がある。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
・区・町内会・自治会のしおりや広報、ホームページ等で制度の周知を図る。						
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-10																				
事業名	発火性危険物分別啓発（資源分別収集）			最終更新日	令和8年5月29日																				
実施根拠	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例			担当課	ごみ減量推進課																				
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	春日井市廃棄物減量等推進審議会																					
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—																			
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進																							
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。																							
目的・ 事業概要	【目的】 充電式電池を内蔵した家電製品等の発火性危険物の分別誤りに起因するごみ収集車やクリーンセンターにおける火災事故の防止を図る。 【事業概要】 広報春日井やホームページ、SNS等の各種媒体や講座、イベントの機会を通じて、発火性危険物用指定袋を使用した分別排出の徹底を周知啓発する。																								
	事業期間	令和元年度～																							
過去の経緯、 主な実績等	【沿革】 令和元年度～ 消費生活展や春日井まつりで発火性危険物のパネル展示を実施 令和2年度～ 広報春日井で発火性危険物の分別排出を啓発 令和3年4月 金属類のうち発火性危険物（スプレー缶・ガスボンベ、使用済みライター、充電式電池を内蔵した小型家電）を分別する中間処理工程を開始 令和3年10月 金属類（発火性危険物）の分別収集開始（指定袋の導入） 令和4年1月 クリーンセンター第1工場において火災事故発生（2月末までごみ持込み停止） 令和4年度～ 市公式LINEで発火性危険物の分別排出を啓発 令和5年度～ 青空教室等の講座、消費生活展等のイベントで指定袋を配布 令和7年度 啓発用チラシ・指定袋の各戸配布を実施（令和8年3月） 【発煙・発火トラブル件数】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収集車両</td><td>3件</td><td>2件</td><td>1件</td><td>3件</td></tr> <tr> <td>クリーンセンター</td><td>33件</td><td>43件</td><td>46件</td><td>166件</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>36件</td><td>45件</td><td>47件</td><td>169件</td></tr> </tbody> </table>						3年度	4年度	5年度	6年度	収集車両	3件	2件	1件	3件	クリーンセンター	33件	43件	46件	166件	合計	36件	45件	47件	169件
		3年度	4年度	5年度	6年度																				
収集車両	3件	2件	1件	3件																					
クリーンセンター	33件	43件	46件	166件																					
合計	36件	45件	47件	169件																					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																			
			0千円	8,269千円	0千円	0千円																			
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																			
		その他	千円	千円	千円	千円																			
一般財源		千円	8,269千円	千円	千円																				

7年度の 主な実施内容 （実績）	（実施内容・事業費等） ・広報春日井やホームページ、SNS、デジタルサイネージ等のほか、消費生活展や春日井まつりで 発火性危険物の分別排出を啓発 ・青空教室等の講座やイベントで指定袋を配布 ・環境省主催自治体職員向け「リチウム蓄電池等の適正処理に関するオンライン説明会」で本市の発 火対策を事例紹介（R7.9.1） ・環境省主催「令和7年度中部地方資源循環自治体フォーラム」で本市の発火対策を事例紹介 （R7.12.19） ・物価高騰対策として指定袋（10ℓ・10枚入り）と啓発チラシを全戸配布（R8.3月） 【発煙・発火トラブル件数】 収集車両0件 クリーンセンター296件 合計296件					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	発煙・発火トラブル件数 （件）		250	296	169	47
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 様々な啓発やクリーンセンターにおける防火対策等により、令和4年1月以降は大規模火災が発生していないものの、発煙・発火トラブルは日常的に発生している。 【成果や課題等】 依然として充電式電池を内蔵した家電製品等の発火性危険物が「燃やせないごみ」等に混入し、クリーンセンター破砕機での発煙・発火トラブルにつながっているため、引き続き、分別排出の啓発やクリーンセンターにおける防火対策を推進する必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・引き続き広報春日井やホームページ、SNS、デジタルサイネージ等のほか、消費生活展や春日井まつりで発火性危険物の分別排出を啓発するとともに、青空教室等の講座やイベントで指定袋を配布する。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-11	
事業名	事業系一般廃棄物の減量対策			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			担当課	ごみ減量推進課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的・事業概要】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業者は「廃棄物を自らの責任において適正に処理し、また再生利用等を行うことによりその減量に努めること」と義務付けられている。 ・市内事業者に対しては、事業系ごみの減量及び適正排出を図るため、事業系ごみの排出指導を行っている。 ・事業系ごみの排出量は、増減を繰り返しており、近年は減少傾向にあるが、長期的には増加していることから、市内事業者を対象に事業系ごみのさらなる排出抑制、資源化促進を図っていく。					
	事業期間	平成27年度～				
過去の経緯、 主な実績等	・廃棄物展開検査（事業系ごみの搬入検査）の実施 クリーンセンターに持ち込みされる事業系ごみについて、定期的に内容物の検査（年3回～4回、不定期）を実施することにより、許可事業者を通じて、排出事業者に適正な事業系ごみの搬出を促していく。 - 廃棄物展開検査実績（事業系ごみ検査） R03 感染症拡大防止対策により中止 R04 6月、11月及び2月の3回（日） R05 5月、9月及び11月の3回（日） R06 5月、9月、11月及び2月の4回（日） R07 5月、9月の2回（日） ・排出事業者用チラシの配布 商工会議所を通じて配布 ・事業系一般廃棄物の排出抑制及びリサイクルの推進に係る事業所現地調査及び指導・啓発 R03 16件 ・廃棄物展開検査の違反事業所への訪問 R04 1件					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			0千円	0千円	0千円	0千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		千円	千円	千円	千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・資源化に伴う市外搬出についてマニュアルを作成しホームページに掲載 ・廃棄物展開検査を2回（5月、9月）実施 ・本庁舎のごみ減量対策として、インフォメーションでの啓発を実施 ・公共事業に伴い発生する剪定枝や刈草などを再生利用施設へ搬入（期間改良工事に伴う処理量減少のため） ・民間事業者を中心に事業用紙おむつの再生利用について検証					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	事業系ごみ排出量		20,750	18,905	20,991	21,069
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・事業系廃棄物の排出量が近年、緩やかながら減少している。 ・廃棄物展開検査や個別の排出指導等により、状況に応じた事業を実施した。 【成果や課題等】 ・クリーンセンターへ搬入できる廃棄物には、資源化が可能なものがある。 ・事業系ごみの減量・資源化が促進されるよう、周辺自治体の動向を踏まえたごみ処理手数料の検討が必要である（ごみ処理手数料が、資源化の処理手数料を下回っていることが、ごみ減量・資源化の支障の要因のひとつと考える）。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	・廃棄物展開検査等を通じて市内事業者への指導・啓発を実施し、適正排出やごみ減量・資源化の推進に取り組む。 ・民間事業者に対してごみ減量・資源化を推進するよう、市が率先して、公共施設から発生する資源化が可能な「食品残さ」、「剪定枝」や「刈草」等の減量・資源化の導入について検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・廃棄物展開検査を継続して実施していく。検査結果を他の許可業者にも周知し、違反ごみの排出者には指導・啓発を実施することにより、減量及び資源化を推進する。 ・廃棄物減量計画書等の提出を事業者に対して義務付けている市町村に対して、事業効果の調査を実施し、当市における適用を検討する。 ・市外搬出に伴い、再利用施設へ搬入した公共事業に伴い発生した剪定枝や刈草などの取り組みを検証する。 ・本市では「燃やせるごみ」として取り扱われるが、県下の他自治体の一部が「資源」として取り扱う「剪定枝等」について、将来的な対応・対策等を検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度			整理番号	6-2-1-12
事業名	衛生プラント施設管理					最終更新日	令和8年5月29日
実施根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律					担当課	衛生プラント ごみ減量推進課
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画 春日井市地球温暖化対策実行計画			関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境				基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ごみ減量とまちの美化の推進					
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。					
目的・ 事業概要	【目的】 廃棄物の減量化・資源化を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、効率的なし尿処理による施設の運用や安全で安定的な処理施設を確保し、循環型社会の形成を目指す。また、地球温暖化対策などの環境負荷の低減に取り組む。 【事業概要】 ・し尿及び浄化槽汚泥の安定処理（標準脱窒素処理方式） [水処理]生物処理＋高度処理(凝集沈殿,オゾン,砂ろ過,活性炭) [汚泥処理]脱水＋乾燥焼却 ・効率的な維持管理を行うため、施設の運転管理方法や薬品等の使用量を見直しつつ、二酸化炭素排出量の削減にも寄与していく。						
	事業期間	供用開始：昭和63年4月～					
過去の経緯、 主な実績等	(衛生プラント整備)※H28.10～H31.3基幹的設備改良工事 ・平成26年度 長寿命化計画 ・平成27年度 工事発注支援 ・平成28年度 汚泥脱水機[工場製作] ・平成29年度 汚泥脱水機設置、貯留槽防食、水処理槽防食、曝気装置更新 ・平成30年度 汚泥処理槽防食、高度処理設備更新、乾燥焼却設備改造、搬入車床自動扉更新 ・令和5年度 計量設備工事 (衛生プラント運転管理) ・平成30年3月～ 防食工事に伴い、水処理1系列運転に移行 ・平成30年4～7月 乾燥焼却設備改造に伴い脱水汚泥運搬・処分委託 ・平成31年2月 基幹的設備改良工事性能試験 ・平成31年4月～ 基幹的設備改良工事完了に伴い、現在の運転方式に移行						
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)	
			330,537千円	297,267千円	270,527千円	259,064千円	
	特定財源	国・県支出金	千円	千円			
		その他	千円	千円			
一般財源		330,537千円	297,267千円	270,527千円	259,064千円		

07年度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	(処理量)		(主な内訳)			
	生し尿	4,415.79KL	処理用薬品	41,625 千円		
	浄化槽汚泥	49,309.16KL	燃料費	16,560 千円		
	計	53,724.95KL	光熱水費	36,776 千円		
	(主な修繕)		修繕料	103,372 千円		
	乾燥焼却設備修繕		委託料	82,787 千円		
	乾燥焼却設備修繕		61,380 千円			
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	操業停止に伴う搬入停止や処理の外部委託の件数		0件	0件	0件	0件
	二酸化炭素排出量及び削減率（H25年度比）		867.8 t 以下 51%以上削減	331.1 t 81%	390.8 t 78%	410.8 t 77%
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・安全で安定した処理を行い、令和7年度においても、設備の故障等に伴う操業停止による搬入停止や処理の外部委託は発生しなかった。 ・令和7年度は、カーボンフリー電力を使用するほか、灯油及び処理用薬品の使用量を見直すことにより、二酸化炭素排出量は331.1 t、削減率は81%となり、目標値を達成した。 【課題】 ・令和15年度末に耐用年数を迎えるため、現行施設の操業に影響する重大な事故等を避けることを最優先にしつつ、効率的な施設マネジメントを図る必要がある。 ・浸水想定区域内に立地し、浸水による障害が発生すると、し尿処理の継続が困難となるリスクがある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	・令和15年度末に耐用年数を迎えるまで、安全で安定した運転管理及び環境・性能基準を順守しつつ、二酸化炭素排出量削減の継続達成と維持管理コストの削減ができるよう、委託業者と協力し運転管理や維持管理方法を改善していく。 ・令和16年度に次期衛生プラントが稼働見込みのため、移転整備するまでの間、現行施設の操業に影響する重大な事故を避けることを最優先にしつつ、計画的かつ効率的に施設を運営していく。 ・浸水災害に備え、継続的に災害対応訓練を行うとともに災害対応マニュアルの見直しを行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・安全で安定した処理の実施と維持管理コストの削減。 ・施設全体の老朽化、浸水災害に備えた計画的かつ効率的な施設マネジメント。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-13	
事業名	ごみ収集（民間委託含む） （ごみ処理費一般管理費・ごみ収集車車両整備）			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			担当課	清掃事業所 ごみ減量推進課	
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	春日井市廃棄物減量等推進審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 快適な市民生活を確保するため、安全かつ効率的にごみを収集する。					
	【事業概要】 家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び資源を定期的に収集するほか、その他、地域環境美化活動に伴うごみ等を依頼により収集する。					
	事業期間	昭和24年～				
過去の経緯、 主な実績等	昭和24年 ごみ収集業務開始（市内全域47.91km ² ） 昭和61年 粗大ごみの電話申込みによる各戸収集開始（直営） 平成6年 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び施行規則施行 平成14年 高蔵寺ニュータウン及び公共施設の大型コンテナ方式によるごみ収集廃止 燃やせるごみ・燃やせないごみ・危険ごみの祝休日収集開始 平成25年 ごみ収集車両の更新期間を9年から12年に延長 令和2年 動物死体処理施設を老朽化により解体 2名乗車の検証を開始 令和3年 一部2名乗車の導入と検証の拡大 令和4年 2名乗車を大半のコースで導入 令和5年 2名乗車のコースを拡大					
事業費	事業費 （直営事業費） （委託料）		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			1,411,684千円	1,443,440千円	1,307,984千円	1,349,878千円
			707,536千円	739,392千円	670,939千円	712,872千円
			704,148千円	704,048千円	637,045千円	637,006千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	19,500千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
一般財源		764,909千円	789,644千円	681,034千円	712,840千円	

7年度の 主な実施内容 （実績）	（実施内容・事業費等）					
	・可燃ごみ 収 集 日：週2回（月・木地区、火・金地区、水・土地区） 収集体制：直営、一部委託（1組合2業者：全体の約37%）					
	・不燃ごみ 収 集 日：月2回（第1・3〇曜日、第2・4〇曜日など） 収集体制：全部委託（1業者）					
7年度の 主な実施内容 （実績）	・資 源 収 集 日：プラ容器 週1回、金属類、缶ビンペットボトル、古紙類 月2回 収集体制：全部委託（プラ容器（1業者）、金属類（1業者）、缶ビンペットボトル（3業者）、古紙類（1組合7業者））					
	※その他直営業務 粗大ごみ収集、地域環境美化活動後の収集、乾電池収集、動物死体収集、 廃食用油収集、アメニティバッグ運搬、ごみステーション清掃					
	・クリーンセンター第2工場の基幹的設備改良工事に伴う市外5か所の清掃工場への一般廃棄物搬出（10～3月）					
成果指標	【7年度収集量】					
	1 ごみ収集		2 資源			
	・可燃ごみ : 47,073 t ・不燃ごみ : 2,198 t ・粗大ごみ等: 300 t		・プラスチック製容器包装 : 2,484 t ・金属類 : 303 t ・缶、びん、ペットボトル : 2,216 t ・古紙類、牛乳パック、古着: 3,967 t			
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	現業員数		90名	87名	86名	89名
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	理由及び具体的成果			
			・これまで職員の減少に対応するため、可燃ごみ収集の一部委託や資源ごみとして分別収集するなど、直営のごみ収集量の削減に努めてきた。			
			・現業員によるPTを編成し、収集及び搬出ルートの検討、搬出先の視察など、市外搬出に向けた準備を着実に進め、安全かつ確実な収集及び搬出業務を遂行することができた。			
今後の 方向性	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	課題等			
			・ごみステーション設置数やさわやか収集利用者、除草作業などのその他業務の増加のほか、災害発生時等有事の迅速な収集業務を遂行するため、適切な人員配置を検討していく必要がある。			
			・業務に支障がないよう、定年延長など高齢化する現業員の業務内容や配置のほか、子の看護や育休などに対応できる人員配置を検討していく必要がある。			
8年度の 主な実施内容	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ―：評価なし					
	（課題解決のために必要な方策等）					
	・2人乗車を基本とし、収集ルートや収集車両の配置などの編成の調整、安全かつ確実な方法や設備の導入など、最適な収集体制を検討、構築しながら、適正な人員確保に努める。					
8年度の 主な実施内容	・増加するさわやか収集への対応、公共用地の除草業務など、事務職と労務職の連携のもと適切な業務体制を検討、構築していく。					
	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	清掃事業所の体制				
8年度の 主な実施内容	・現業員数 現業員 83名 再任用 3名 会計年度 2名 計 88名 前年比1名増					
	・収集車両 パッカー車 36台（購入1台、他課へ保管転換1台）前年比1台減					
	8年度入札（～10年度債務負担行為）					
8年度の 主な実施内容	〔パッカー車（3t）3台×18,000千円=54,000千円〕					
	〔パッカー車（2t）1台×16,200千円=16,200千円〕					
	（令和8年度分0円、令和9年度分0千円、令和10年度分70,200千円）					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-14	
事業名	さわやか収集 (ごみ処理費一般管理費)			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	春日井市さわやか収集事業実施要綱			担当課	清掃事業所	
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	春日井市廃棄物減量等推進審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ごみ減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 家庭系廃棄物のごみステーションへの排出が困難な高齢者等の自立した生活の維持を図るため、当該者の家庭系廃棄物の戸別収集を行う。 【事業概要】 ●対象者 ごみステーションへごみ出しができず、家族や近隣の方からの援助を受けられない要介護または要支援認定を受けている者や、各種障がい者手帳を交付されている者のみで構成される世帯 ●内 容 週に一度、利用者宅を訪問し、全てのごみ（粗大を除く）を収集する（収集は月曜日から金曜日まで）。また、事前連絡なくごみが排出されていない場合は、地域包括支援センター等へ報告し安否確認を行う。					
	事業期間	平成15年～				
過去の経緯、 主な実績等	平成15年 さわやか収集開始 平成30年度 登録件数：246件（新規登録数：56件 登録廃止数：63件） 令和元年度 登録件数：247件（新規登録数：54件 登録廃止数：53件） 令和2年度 登録件数：253件（新規登録数：73件 登録廃止数：67件） 令和3年度 登録件数：287件（新規登録数：100件 登録廃止数：66件） 令和4年度 登録件数：303件（新規登録数：78件 登録廃止数：62件） 令和5年度 登録件数：310件（新規登録数：87件 登録廃止数：80件） 令和6年度 登録件数：320件（新規登録数：122件 登録廃止数：112件） ※令和5年9月から、収集車両（5台→6台）と人員（10名→12名）を増やして実施					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			0千円	0千円	0千円	0千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	0千円	0千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・登録件数：365件 （45件増加：新規138件、中止93件） ・さわやか収集事業実施要綱の一部改正 （対象要件の緩和、対象世帯の基準の明確化など） ・事務職と労務職との収集体制の再構築に向けた検討を実施					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	登録件数		400件	365件	320件	310件
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	理由及び具体的成果 ・令和7年度は45件増加し、登録件数が350件を超えたが、収集コースの調整などにより滞りなく実施することができた。また、ごみが出されていなかったり不在だった際に、ケアマネなどに連絡し、利用者の安否確認にもつながっている。			
			課題等 ・今後、介護を要する高齢者の増加等に伴い、登録者数が増加することが想定されるため、収集体制や収集コースの見直し等を検討する必要がある。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・高齢者の増加に伴い、今後も登録者が急激に増加することが予測されるため、収集体制の拡充に向け、引き続き、適切な収集体制等を検討、構築していく。 ・申請から面談、審査、利用開始までの処理を短縮するため、人員の配置も含め、適切な事務処理、体制を検討、構築していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・さわやか収集の実施（月～金曜日） ・登録者の増加に対応するため、安全かつ確実な収集体制等の検討				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	6-2-1-15
事業名	し尿収集（民間委託含む） （し尿処理費一般管理費）				最終更新日	令和8年5月29日
実施根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				担当課	清掃事業所
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画			関連する 附属機関	春日井市廃棄物減量等推進審議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 快適な生活環境を維持するため、一般家庭及び事業所、公共施設の汲み取り式便所や、工事現場等の仮設トイレからし尿を収集する。 【事業概要】 ・収集申請受付、手数料算定及び徴収 ・収集作業 直 営…工事現場等の仮設トイレ、公共施設の汲み取り式便所の他、狭隘道路に隣接するなどの理由で業者が対応できない世帯を対象に収集作業を行う。 また、大雨による水入り時にも臨時的な収集作業を行う。 委託業者…定額制及び従量制登録世帯を対象として収集作業を行う。 ・収集車両管理					
	事業期間	昭和27年度～				
過去の経緯、 主な実績等	昭和27年 し尿収集業務開始 昭和30年 バキューム車による収集業務開始 昭和32年 し尿収集運搬業務委託開始 昭和44年 し尿清掃手数料改正（定額…1世帯50円1人50円 従量…36ℓ60円） 昭和51年 し尿清掃手数料改正（定額…1世帯200円1人100円 従量…36ℓ150円） 平成4年 し尿清掃手数料改正（従量…36ℓ154円） 平成16年 し尿清掃手数料改正（仮設トイレの手数料追加…基本割1基1回1,000円） 平成27年 し尿清掃手数料管理システム導入（10月～） 令和2年 し尿臨時収集運搬業務委託（東部地区）開始					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			58,226千円	45,994千円	46,834千円	48,382千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
一般財源		58,226千円	45,994千円	46,834千円	48,382千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・仮設トイレ、水入り時や業者が収集困難な場所のし尿収集を実施 ・定額登録者及び従量登録者の長期間未実施者の調査及び廃止手続きの実施 ・滞納整理実績 77 か所訪問、うち 13 件 36,710 円徴収 ・収集員へ収集を手配する指示書を、手書きから電子化した帳票への運用変更。 ※令和7～8年度債務負担行為分として3 t し尿収集車1台入札実施				
成果指標	指標名	目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	手数料収納率 （現年度）	98.9%	99.2% (5/29時点)	99.0%	98.9%
	手数料収納率 （過年度）	30.4%	30.2%	33.4%	27.4%
これまでの 取組みによる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	理由及び具体的成果 ・し尿収集は、定額制については2か月に3回の収集を、従量制及び仮設トイレ等の臨時分については前日の正午までに依頼があれば、委託業者又は直営へ指示書にて収集依頼を行い、依頼日当日には収集を遅滞なく実施されている。 ・収集員へ収集を手配する指示書を、手書きから電子化した帳票へ運用変更することで、受付業務、統計業務の効率化を図ることができた。 課題等 ・汲み取り式便所対象世帯には高齢者や生活困窮者が多いので、手数料納入手続きが困難な者が多く滞納が発生している。 ・災害時（大雨時の水入り含む。）のし尿収集に迅速に対応するため、全て業者委託にするのではなく、直営の収集体制を維持する必要がある。		
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし		
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・引き続き、現年における徴収を強化し、新規滞納の発生を抑制する。 ・災害時のし尿収集に迅速に対応するため、直営の収集体制を維持していく。				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続	・仮設トイレ、水入り時や業者が収集困難な場所のし尿収集を実施 ・過去2年以上、し尿清掃手数料を滞納している者を中心に滞納整理を実施 ・現年分の徴収を強化し、新規滞納発生を抑制			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-16	
事業名	クリーンセンター施設管理			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			担当課	クリーンセンター	
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ごみ減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】廃棄物の減量化・資源化を推進するとともに、効率的なごみ処理による施設の運用や安全で安定的な処理施設を確保し、循環型社会の形成を目指す。 【事業概要】 施設関係 1 焼却炉 130 t/日 2基、150 t/日 2基 2 粗大ごみ破砕機 65 t/5h 1基、45 t/5h 1基 3 せん断破砕機 5 t/5h 1基 4 資源化施設 25 t/5h 1式 ※ 基幹的設備改良工事で第2工場の焼却炉は150t/日に能力変更した。					
	事業期間	～				
過去の経緯、 主な実績等	今までの取り組み (効率的な施設の運用) - 平成25年度から第1工場及び第2工場の運転業務を一元化し、効率化を図った。 - 令和3年度から、クリーンセンターで発電したCO2フリー電力を市内公共施設に供給し、エネルギーの地産地消を行っている。 - 溶融炉(40t/日 2基)を令和5年7月に廃止し、効率化を図った。 - 計画的に設備の定期整備を行い、適切な維持管理を行っている。 (発火対策強化) ごみに混入している発火性危険物による発火に対し、消火対策を強化している。 - 第1工場 令和4～5年度 可燃ごみピットに自動放水銃設置 - 第2工場 令和5年度 可燃ごみピットに煙検知システム設置 令和6年度 第2工場可燃ピットの放水銃を手動から自動に増強及び破砕設備のコンベアに発熱物を検知する熱源検知器を設置 (第2工場の基幹的設備改良工事への対応) - 土曜日のごみの一般持込み受入れを休止し、夜間受入れを行っている。 - 第1工場焼却炉の長期連続稼働のため、計画的な整備・点検を行っている。 (小工事) - 長寿命化総合計画の施設保全計画に合わせて適切な整備を行っている。 令和4年度 第1工場1号炉乾燥火格子取替工事 他 350,123千円 令和5年度 第1工場ボイラ1号設備取替工事 他 254,396千円 令和6年度 第2工場粗大・不燃クレーン更新工事 他 596,556千円					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			1,980,219千円	2,085,703千円	2,728,498千円	2,344,990千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
一般財源		1,980,219千円	2,085,703千円	2,344,990千円	2,499,917千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	1 定期整備					
	第1工場 焼却設備オーバーホール 他 57,440千円					
	第2工場 焼却設備オーバーホール 他 173,771千円 他					
7年度の 主な実施内容 (実績)	2 発火対策強化					
	第2工場消火ボックス設置・熱源検知器整備 他 118,482千円					
	3 小工事					
	第2工場ごみクレーン設備更新工事 他 238,825 千円					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	理由 ・安全で安定した操業を行うため計画的に機器を整備する。効率的な運用により経費を削減する。 ・機器の故障等による操業停止のリスク低減を図る。 成果や課題等 ・令和7年度下半期の第1工場焼却炉の長期連続稼働及び、近隣自治体への可燃ごみ搬出を問題なく終了している。 ・発火対策として、焼却炉停止中の可燃ピット火災の延焼防止対策として消火ボックス設置や、破碎設備のコンベアに熱源検知器を増設したほか、消防訓練により初期消火能力が向上したことから、消防への消火要請は0件であった。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・機器の重要度に合わせて更新を順次進め故障等による操業停止のリスク低減を図る。 ・発火を早期発見し、消火するためにハード・ソフト両面で対策を強化していく。 ・第1工場は、令和8年5月末にごみ処理機能（焼却炉 130 t/日×2 炉、粗大ごみ破碎機 65 t/5h、せん断破碎機 5 t/5h）を全て停止して一工場体制に移行する。 ・一工場体制においても安定したごみ処理を実現するため、プラントメーカーと災害協定を締結し、突発的な設備故障等に対し迅速な復旧体制の構築を強化していく。 ・市民のごみの持ち込みルール変更に対し、課内職員や関係部署等と十分な事前協議を実施したうえで、市民への周知を万全に行い、円滑な運用変更を図る。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	1 定期整備 第2工場プラント設備オーバーホール（第2工場焼却設備オーバーホール、第2工場破碎設備オーバーホール、リサイクル設備オーバーホール等）他				
		2 小工事 第2工場No. 1 ごみクレーン設備更新工事 他				
		3 クリーンセンター受入ルール変更の実施による受入体制の構築				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-17								
事業名	最終処分場施設管理			最終更新日	令和8年5月29日								
実施根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			担当課	クリーンセンター								
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	—									
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—							
	施策等	2 ごみ減量とまちの美化の推進											
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。											
目的・ 事業概要	【目的】 内津北山最終処分場の維持管理 平成29年4月から埋立開始し、埋立容量は475,000m³で、期間約50年を計画している。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正な維持管理を行うとともに、ごみの減量化及び資源化により、処分場の延命化を図る。 焼却灰は、埋立処分量に占める割合が大きいため、焼却灰リサイクル及び一部民間処分を継続する。 内津最終処分場跡地の維持管理 廃棄物の埋立（平成11年4月～29年3月）、最終覆土及び跡地整備を令和4年2月に完了し、一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了届出を提出している。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、場内浸出水の汚水処理を実施する。 浸出水が、処分場の廃止の排水基準を満たすまで浸出水処理施設の維持管理を継続する。 神屋最終処分場跡地の管理 廃棄物の埋立（昭和59年12月～平成12年5月）を完了し、令和2年9月29日に廃止した。引き続き、雨水調整池のポンプ管理は継続する。												
	事業期間	内津北山最終処分場：平成29年度 ～											
過去の経緯、 主な実績等	今までの取り組み （焼却灰リサイクルの促進） - 平成24年度から焼却灰のセメント原料化リサイクルを行っている。 （内津最終処分場跡地整備） - 令和元年度 跡地整備実施設計業務委託 - 令和2年度 生活環境影響調査業務委託 - 令和3年度 内津最終処分場跡地整備工事 （内津北山最終処分場埋立容量） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>埋立容量 (m³)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td><td>5,351.28</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>7,301.20</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>6,804.68</td></tr> </tbody> </table> 令和7年度測量補正の結果、残余埋立容量：422,428.97m³（88.9%） - 令和5年度 内津北山最終処分場点検調査業務委託					年度	埋立容量 (m ³)	令和5年度	5,351.28	令和6年度	7,301.20	令和7年度	6,804.68
年度	埋立容量 (m ³)												
令和5年度	5,351.28												
令和6年度	7,301.20												
令和7年度	6,804.68												
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)							
			119,352千円	114,813千円	131,998千円	88,545千円							
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円							
		その他	千円	千円	千円	千円							
一般財源		119,352千円	114,813千円	131,998千円	88,545千円								

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 処分場の延命化 令和6年度からアセック（愛知県所有の臨海最終処分場）への埋立処分量に上限が定められたことから、新たな飛灰処分先を確保した。					
	内津北山最終処分場 維持管理費 薬品・消耗品・点検・分析・修繕等 54,179 千円 侵入防止フェンス修繕 660 千円					
	最終処分場跡地管理（内津最終処分場、神屋最終処分場） 維持管理費 薬品・消耗品・点検・分析・修繕等 46,634 千円 内津最終処分場原水ポンプ吊上装置修繕 13,340 千円					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	主灰セメント原料化		3,000 t（定量）	2,726.69t	2,937.00 t	2,978.45 t
	飛灰場外処分率		100% (処分量)	100% (1,965.75t)	100% (2,183.63t)	100% (2,392.90 t)
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	理由 ・最終処分場の適正な維持管理ができており、計画的な運用により経費削減が図れている。 ・焼却灰は、埋立処分量に占める割合が大きいことから、主灰のリサイクルを継続しつつ、飛灰をアセック等へ埋立処分することで、埋立処分量も順調に推移している。最終処分場の計画的な運用に努めている。 ・内津北山最終処分場への飛灰の埋立ては、埋立完了後の浸出水の処理を長期化させるため、全量場外処分を基本方針とする。 ・最終処分場の管理に伴う業務委託及び工事を予定通り完了している。 ・内津北山最終処分場の地盤沈下やのり面等の土木構造物の状態を診断し、その結果に基づき計画的な修繕を実施している。 成果や課題等 ・内津最終処分場において、浸出水のスケール成分（固着物）により原水ポンプ故障が多発（年間9～13件）していたため、スケール分散剤の導入により原水ポンプの年間故障件数を0件に改善した。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・焼却灰のセメント原料化及び飛灰固化物のアセック等への埋立により、内津北山最終処分場の計画的な運用に努める。また、主灰の一部である落じん灰（貴金属含有量の高い焼却灰）が有価物として売却できるとの情報があるため、調査・研究を進める。 ・供用開始から9年経過し施設に劣化が見られるため、計画的な修繕を実施している。 ・内津最終処分場浸出水処理設備の老朽化が進んでいる。埋立終了後15～20年は適正な維持管理が必要となるため、計画的に設備整備を実施する。 ・神屋最終処分場跡地内の雨水調整池は、継続して使用する。					
	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
8年度の 主な実施内容	継続	最終処分場の維持管理、整備及び老朽化した浸出水処理設備の修繕を行う。				
		内津北山最終処分場 維持管理費 薬品・消耗品・点検・分析・修繕 最終処分場跡地管理（内津最終処分場、神屋最終処分場跡地） 維持管理費 薬品・消耗品・点検・分析・修繕等				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-18	
事業名	クリーンセンター施設再整備			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			担当課	クリーンセンター	
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ごみの減量と町の美化の推進				
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 廃棄物の処理の継続性を維持するために、施設の老朽化対策及びごみ処理施設の規模の適正化を目的として、クリーンセンターの施設再整備事業（第2工場の基幹的設備改良工事等）を実施する。 【事業概要】 ・ 現行の二工場体制から一工場体制とする。 ・ 一工場体制は、第1工場を廃止し、第2工場を基幹的設備改良工事による延命化で長期に稼働可能とすることで実現する。（第2工場は第1工場に比べ、しゅん工からの経過年数も短く、これまでの維持管理がより適切に行われている。資源のリサイクル設備は第2工場にしかない。） ・ 延命化計画に基づき、令和4～8年度に第2工場の焼却炉に基幹的設備改良工事を実施し、その後、令和9～11年度に第1工場の解体工事を実施する。 ・ 焼却設備等の延命化と併せて、計量設備、場内道路及びごみ搬入経路等の敷地計画を検討する。 ・ 第2工場の基幹的設備改良工事は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する。 ・ 第1工場の解体工事は、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用する。					
	事業期間	令和4年度 ～ 令和11年度				
過去の経緯、 主な実績等	実績 平成29年度 「施設整備に関する部内調整会議」 令和元年度 「次期ごみ処理施設の体制検討会議」 令和2年度 「循環型社会形成推進地域計画変更業務委託」 「施設費用対効果分析書作成業務委託」 令和3年度 「長寿命化総合計画作成業務委託」 「クリーンセンター整備に係る発注・技術支援業務委託」 クリーンセンターの長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実させるために、長寿命化総合計画を策定し、令和4年度の発注に向けて、整備に係る発注・技術支援業務委託を発注した。また、整備に係る申請書類の作成及び申請、関係部署との調整及び協議をし、現地調査（ボーリング調査等）を実施した。 令和4年度 「クリーンセンター第2工場基幹的設備改良工事」 「クリーンセンター第2工場基幹的設備改良工事施工監理業務委託」 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定を受け、クリーンセンター第2工場基幹的設備改良工事、施工監理業務委託を発注した。 令和5年度 第2工場基幹的設備改良工事において、詳細設計、仮設工事及び機器製作を行った。 令和6年度 第2工場3号焼却炉（ボイラ設備含む）について改修工事を実施した。 施設保全計画について見直しを行った。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			2,809,381千円	8,093,542千円	4,295,197千円	1,052,227千円
	特定財源	国・県支出	128,932千円	3,694,806千円	2,079,877千円	512,866千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		2,680,449千円	4,398,736千円	2,215,098千円	539,362千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・クリーンセンター第2工場基幹的設備改良工事 ・クリーンセンター第2工場基幹的設備改良工事施工監理業務委託 ・3号炉及び4号炉の停止期間のごみ処理を継続するため、名古屋市を始め4市2組合や三重中央開発株式会社に可燃ごみの搬出をした。また、清掃事業所の協力のもと、搬出費用を削減した。(市外搬出) ・第1工場解体基本計画書を作成した。					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	理由 ・施設の老朽化対策及びごみ処理施設の規模の適正化を目的として、次期ごみ処理施設の整備(施設再整備)を行うための準備を、適正に実施し、計画通りに発注した。 ・設備の詳細設計、仮設工事を完了させ機器製作を行った。 ・クリーンセンター第2工場3、4号焼却炉及び共通系設備の改修工事を終え、処理能力が向上し、順調に試運転が実施できている。 ・令和7年度下半期の第2工場の全炉停止期間は、可燃ごみの一部を市外搬出した。 成果や課題等 ・市外搬出では、清掃事業所と連携して市外搬出にかかる費用の削減に努めた。 ・一工場体制化に向けて受入設備の運用方法を整理し、職員に周知及びレクチャーする必要がある			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 令和4～5年度　詳細設計 令和5～8年度　第2工場基幹的設備改良工事 令和7年度　解体工事に伴う土地調査・基本計画等作成業務 破砕リサイクル設備中長期整備計画修正 令和7年度下半期　市外搬出 令和8年度　第1工場解体工事に伴う発注支援業務 長寿命化総合計画の見直し 第2工場破砕リサイクル設備大規模改修工事発注支援業務 令和9年度　一工場体制運用開始 令和9～12年度　第1工場解体工事 令和9～13年度　第2工場破砕リサイクル設備大規模改修工事					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・第2工場4号炉、蒸気タービンの試運転を行う。 ・一工場体制の受入設備を整備し運用を行う。 ・第1工場解体工事の発注支援業務を行う。 ・第2工場破砕リサイクル設備大規模改修工事の発注支援業務を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-1-19	
事業名	リサイクルプラザ啓発			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			担当課	クリーンセンター	
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境		基本計画 重点方針		
	施策等	2 ごみ減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 エコメッセ春日井において、市民ニーズの変化等を見極め、適宜内容の見直しを進めながら啓発事業を実施する。 見直しにあたっては、ごみの減量を目的としたリユースを促進する仕組みの実証実験である「ジモティースポット春日井」の効果や、環境部各課の啓発事業の見直し等を勘案し、エコメッセ春日井における、自然環境保全や地球温暖化防止なども加えた、環境全般に係る啓発施設への事業範囲拡大の可否について検討する。					
	事業期間	平成14年度～				
過去の経緯、 主な実績等	1 継続中の事業 ① 啓発展示 リサイクルや資源循環などの展示を実施するもの ② リサイクル講座 衣類のリサイクルや生ごみの減量化などの講座を実施するもの ③ おもちゃの病院 市民から持ち込まれたおもちゃをボランティアが修理するもの（月1回） ④ 包丁研ぎ 市民から持ち込まれた包丁を研ぐもの（月1回） ⑤ エコ先案内人 紙芝居やクイズ、工作などで、幼児や子供にもわかりやすくエコを啓発するもの（月1回） 2 終了した事業 ① フリーマーケット（令和4年度で終了） ② エコメッセフェスタ（令和4年度で終了） ③ 再利用品販売（家具は令和6年度、自転車は令和7年度で終了） ④ あげます情報（令和7年度で終了）					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			1,120千円	1,998千円	2,813千円	4,016千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
一般財源		1,120千円	1,998千円	2,813千円	4,016千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)				
	1 啓発展示	20回			
	2 リサイクル講座	54回	参加者	627人	
	3 おもちゃの病院	12回	修理依頼者	389人	
	4 再利用品販売(自転車)	6回	参加者	950人	自転車販売 80点
	5 あげます情報	8人	(ください情報	2人)	
	6 包丁研ぎ	12回	参加者	324人	
	7 エコ先案内人	8回	参加者	117人	
	(4 再利用品販売(自転車)、5 あげます情報は、令和7年度で終了)				
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	理由 リサイクルプラザにおいては、平成14年度の開館以来、啓発展示コーナーの設置や、各種講座の開催、市民団体の展示等を通じて、環境問題や4R(リユース、リデュース、リサイクル、リフューズ)の重要性を啓発してきた。 成果や課題等 ・令和8年5月に「ジモティースポット春日井」がオープンし、多くの方が利用され、盛況な滑り出しとなっている。 ・講座・展示等の啓発事業について、エコと関連が薄いものを取りやめるなど、事業の見直しを進めており、今後も引き続き見直しを進めていく必要がある。		
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし		
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 「ジモティースポット春日井」によるごみ減量効果や、環境部各課の啓発事業の見直し等を勘案し、エコメッセ春日井が自然環境保全や地球温暖化防止なども加えた、環境全般に係る啓発施設への事業範囲拡大の可能性について検討を行う。				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続	・「ジモティースポット春日井」の設置、運営 ・プロジェクトチームによる環境部各課の啓発事業の見直しを受けた、エコメッセ春日井のあり方の検討(事業内容、職員体制の見直し) ・継続事業の実施(啓発展示、リサイクル講座、おもちゃの病院、包丁研ぎ、エコ先案内人)			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	6-2-1-20
事業名	衛生プラント施設整備				最終更新日	令和8年5月29日
実施根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				担当課	クリーンセンター
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ごみ減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	1 「もったいない」の心を育み、4Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 衛生プラントは市民生活に伴い発生する生活排水による河川の汚濁防止や水質保全を確保するため必要不可欠な施設である。現在の衛生プラントは、昭和63年3月に竣工し、平成28年からは基幹的設備改良工事を行い15年間の設備の延命化を行ったが、令和15年に施設（設備）の寿命を迎えるため、衛生プラントの更新を検討する。なお、国及び県の交付金等を最大限活用できるよう努める。					
	【事業概要】 ・耐用年数を迎える衛生プラントに代わる次期衛生プラントの整備を行う。 ・整備にあたっては環境省の循環型社会形成推進交付金等を最大限に活用する。また交付金等の申請に必要な循環型社会形成推進地域計画を策定する。 ・施設の耐用年度が令和15年度までとなっているため、次期衛生プラント整備に向けた方針づくりの作業に着手する。					
	事業期間	令和5年度～令和15年度				
過去の経緯、 主な実績等	（施設整備） 平成18年度 春日井市生活排水処理基本計画の策定（H18～H30） 平成26年度 春日井市生活排水処理基本計画の改訂（H26～H36(R6)） 平成27年度 衛生プラント長寿命化計画の策定 平成28～30年度 基幹改良工事（15年間の延命化工事） 令和4年度 先進的な事例調査 令和5年度 一般廃棄物処理基本計画改訂（次期衛生プラント整備根拠） し尿等処理施設基本方針検討 令和7年度 循環型社会形成推進地域計画策定 循環型社会形成推進地域計画変更					
	（小工事） 平成19年度 衛生プラント送風機械（電気）設備工事 平成20年度 衛生プラント乾燥焼却設備工事 平成21年度 衛生プラント再整備（脱水設備等） 平成23年度 衛生プラント中央監視操作設備工事 令和5年度 衛生プラント計量設備取替工事					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			26,000千円	1,483千円	990千円	32,384千円
	特定財源	国・県支出金	8,666千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		17,334千円	1,483千円	990千円	32,384千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 施設整備 ・春日井市循環型社会形成推進地域計画を変更した ・次期衛生プラントのクリーンセンター敷地内への移転整備について、地元関係者との協議を実施した ・有機性廃棄物の処理検討のため、庁内関係者にヒアリングを実施した					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	理由 1 施設整備 ・環境省の交付金等の交付を受けるために必要な、循環型社会形成推進地域計画の変更を環境省に提出した。 ・次期衛生プラントのクリーンセンター敷地内への移転整備について、地元関係者に説明を行い、内諾を得た。 ・交付金の活用に必要な有機性廃棄物の検討を行った。 成果や課題等 ・現衛生プラントが令和15年度に施設の寿命を迎えるため、次期衛生プラントの整備計画を早急に決定する必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・次期衛生プラント基本計画、基本設計、測量地質調査 ・環境影響評価 ・都市計画決定 ・発注・技術支援業務委託 ・次期衛生プラント整備工事 ・現衛生プラント解体工事実施設計 ・現衛生プラント解体工事					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・次期衛生プラントの施設整備基本計画を策定する。 ・愛知県と協議を行う。				

政策分野等	6 環境	更新日	令和8年5月29日
施策等	2 ごみ減量とまちの美化の推進	担当部	環境部
基本的な方向性等	2 住んでいるまちを好きになるためには、衛生的で快適な生活環境の確保が欠かせないため、ごみ出しルールやマナーの遵守と地域環境に配慮した環境美化意識の向上を促進するほか、地域における自主的な環境美化活動を促進します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	ごみ出しルール・マナー啓発	継続	3,877	4,756	○	ごみ減量推進課
2	かすがいクリーン大作戦	継続	2,336	2,991	○	ごみ減量推進課
3	ポイ捨て・ふん害防止対策	継続	1,410	1,939	○	ごみ減量推進課
4	ごみステーション散乱防止	継続	8,856	10,032	○	清掃事業所
5	青空教室	廃止	0	0	○	清掃事業所
6	不法投棄防止	継続	2,249	2,331	○	清掃事業所
7	雑草対策	継続	9,359	11,957	○	環境保全課 清掃事業所
8	狂犬病予防	継続	4,500	4,480	○	環境保全課
9	飼い主のいない猫対策	継続	2,828	3,566	○	環境保全課
事業費合計			35,415	42,052		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	ごみ出しルールやマナーが守られているごみステーションの割合（％）	90.4 （2025 年度）	91.0 （2026 年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	ごみの分別や収集日については、平成30年3月に導入したごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数、アクセス数が引き続き増加している。「環境カレンダー」に分別方法を掲載することで、ごみ減量効果の一助となっている。 防鳥ネットの貸し出しと合わせ、ごみボックスの購入費補助を引き続き実施しており、ボックス設置の累計は増加している。さらに、ごみステーションのパトロールの効果により、ごみ出しルールやマナーが守られているステーションの割合は90%を維持している。 ポイ捨てによるごみやペットのふんの収集量は減少傾向にあり、ごみ出しルールに係る情報発信、地域における環境美化の啓発及び環境美化活動への市民参加の機会の提供は、成果を上げている。 飼い主のいない猫の去勢・避妊手術を実施することにより、繁殖及び発情を抑える効果があり、夜間の鳴き声や尿の臭い等による迷惑行動を減らすことに繋がり、地域の衛生面が改善される。また、手術により行動がおとなしくなる傾向があり、路上で亡くなる猫の回収頭数が年々減っている。		
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	令和9年以降は環境カレンダーを曜日表に変更し広報配布方法変更に対応する。また、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を併せて活用し、資源・ごみの排出方法などについて啓発を行う。アプリ「さんあ〜る」や「資源・ごみの出し方（概要版）」について、外国語版の有効活用及び利便性の向上を図る。「さんあ〜る」については、Web版をホームページに掲載する。 また、衛生的で快適な住環境を保つため、ポイ捨て・ふん害防止対策として、市民協議会による啓発を兼ねた清掃活動や、クリーン大作戦を今後も継続して実施する。 ごみステーションの美化推進に向けては、更なるパトロールの強化とともに、ごみステーションの新設・移設の際に、ごみステーション設置要綱に基づき、町内会等や開発行為等を行う者を指導するほか、補助対象を拡充したごみステーション整備に係る補助金交付要綱の周知を積極的に行い、ごみステーションの衛生美化推進を図る。 飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助制度の事業費財源確保を目的として、令和7年度に実施したクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した寄附募集については、地域猫活動及び補助制度の周知と財源確保の両面から効果的な手法であることから今後も継続して実施する。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-2-1	
事業名	ごみ出しルール・マナー啓発（ごみ減量啓発）			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例			担当課	ごみ減量推進課	
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	春日井市廃棄物減量等推進審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	2 住んでいるまちを好きになるためには、衛生的で快適な生活環境の確保が欠かせないため、ごみ出しルールやマナーの遵守と地域環境に配慮した環境美化意識の向上を促進するほか、地域における自主的な環境美化活動を促進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 ・衛生的で快適なまちづくりを推進するため、市民が資源やごみの排出区分や方法を正しく理解し、ごみステーションに分別して排出できるよう、ごみ出しのルールやマナーを周知啓発する。 【事業概要】 ・資源・ごみ出し曜日表示：全17地区の収集日を一覧にした曜日表示を作成し、12月号広報に挟み込み全戸配布する。 ・資源・ごみの出し方便利帳：分別ルール変更の都度、内容を改訂し配布するとともに、転入者等に配付する。 ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」：カレンダー、資源・ごみの分別方法、各施設や事業所の位置図などを表示するとともに、排出日などのプッシュ通知、お知らせ機能を利用した不定期通知を利用して排出マナーの向上を図る。 ・市公式LINE「環境・ごみ」セグメント配信：カレンダー、資源・ごみの分別方法、排出日のプッシュ通知など。 ・その他：外国人住民に対して外国語に対応したカレンダー等によりごみ出しルールを周知するほか、外国人向け日本語教室等と連携したごみの分別講座やごみ分別アプリの利用勧奨を実施する。また、市内の大学等と連携し、若年層への啓発活動を行う。					
	事業期間	平成14年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【資源・ごみ出し曜日表示】 ・市民が、資源やごみの排出区分や方法を正しく理解し、ごみステーションに分別して排出できるよう資源・ごみ出しカレンダーを導入。（平成14年度～） ・月ごとの電気、ガス等の使用量から簡単に家庭から出る二酸化炭素(CO ₂)をチェックできる「環境家計簿」と家庭でできる地球温暖化対策をごみ出しカレンダーと組み合わせ、「環境カレンダー」とした。（平成22年度～） ・環境カレンダーは、毎年1回発行（12月1日号広報と一緒に町内会等を通じて配布）し、収入確保のためカレンダーに企業広告を掲載。 ・町内会に未加入の方にもカレンダーが行き届くよう、公共施設16か所の窓口に設置。 ・2025年版（令和6年度作成）からページ数を削減し、「資源・ごみ出しカレンダー」に変更。 ・広報配布方法変更に伴いカレンダー形式から曜日表示形式に変更し、広報12月号に挟み込み全戸配布を開始。（令和8年度～） 【資源・ごみの出し方便利帳】 ・金属類のうち発火性危険物の分別ルール追加をメインに全面改訂を行い、令和3年3月に全戸配布した。 【ごみ分別アプリ「さんあ〜る」】 ・分別方法及び収集日などを知らせるごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入。（平成30年3月～） ・配信にあたっては、資源・ごみ品目別一覧(冊子版)の内容を拡充した。さらに、外国語（英語、ポルトガル語、中国語は平成30年3月から、ベトナム語は令和3年1月から）対応、Q＆A掲載など随時コンテンツの充実を図っている。 ・令和5年度から「さんあ〜る」のWEB版を導入し、ホームページからでも分別方法の検索等を行えるようにした。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			4,756千円	3,877千円	4,373千円	4,631千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
一般財源		4,756千円	3,877千円	4,373千円	4,631千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・2025年版カレンダーB地区10月収集日に誤りがあり、8/28～9/2にB地区全世帯（8,681世帯）に配布。 ・広報12月号とともに2026年版カレンダーを配布したほか、公共施設16か所の窓口にて配付。（発行部数160,000部） ・広報配付方法変更に伴い、令和8年度作成分からカレンダー形式を曜日表形式に変更し、広報12月号に挟み込み全戸配布することを決定。 ・クリーンセンター1工場化に向けて受入品目等の変更を決定し、条例を改正。 ・出前講座等でアプリを周知し、利用促進を図った。					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	カレンダー発行部数		170,000部	160,000部	143,200部	140,000部
	ごみ分別アプリ 累計ダウンロード数		57,000件	55,547件	47,985件	41,164件
	ごみ分別アプリ 年間アクセス数		1,120,000件	1,107,193件	980,906件	883,007件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・資源・ごみのごみステーション排出について、分別誤りや排出日の誤り（出し忘れ等）の削減対策に取り組む必要がある。 【成果や課題等】 ・資源・ごみ出し曜日表（旧：資源・ごみ出しカレンダー）や資源・ごみの出し 便利帳、資源・ごみ品目別一覧表、チラシ等を通じた啓発が必要である。 ・啓発物の「紙媒体」から「DX」への移行が必要である。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・令和8年2月からの広報配布方法の変更に伴い、令和9年版より、資源・ごみ出しカレンダーから資源・ごみ出し曜日表へ変更する（恒久的に使用可能な資源・ごみ出し曜日表を、広報春日井8年12月号に挟み込んで全戸配布する）。 ・イベントや講座等の機会を通じて分別方法やマナーの周知啓発を行う。 ・DXを推進するよう、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数、市公式LINEのごみ収集日のお知らせ通知機能を利用する登録者数を伸ばす啓発に取り組む。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・市民が円滑に利用できるよう、資源・ごみ出し曜日表の見方などについて、広報春日井や市ホームページなどで丁寧な周知を実施する。 ・8年10月、9年3月から変更するクリーンセンター受入ルールに合わせ、資源・ごみ出し便利帳と品目別一覧を改訂し、窓口を設置する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-2-2																																			
事業名	かすがいクリーン大作戦（環境美化啓発）			最終更新日	令和8年5月29日																																			
実施根拠	ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 春日井市一般廃棄物処理基本計画			担当課	ごみ減量推進課																																			
関連計画	—		関連する 附属機関	—																																				
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—																																		
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進																																						
	基本的な 方向性等	2 住んでいるまちを好きになるためには、衛生的で快適な生活環境の確保が欠かせないため、ごみ出しルールやマナーの遵守と地域環境に配慮した環境美化意識の向上を促進するほか、地域における自主的な環境美化活動を促進します。																																						
目的・ 事業概要	【目的】 市民等の自主的な参加のもと、地域の生活道路や公園等の清掃活動を行うことにより、快適できれいなまちづくりを推進するとともに、自分のまちは自分できれいにするという市民意識を醸成する。 【事業概要】 実施回数 年2回（春季：5月下旬頃・秋季：11月上旬頃） 実施団体 区・町内会・自治会・事業所等（事業所等の実施は任意） 収集体制 清掃事業所及びその他市職員、建設協会、スポーツ・ふれあい財団、委託業者で収集 実施方法 事前調査でクリーン大作戦を実施すると回答があった町内会等に、クリーン大作戦用のごみ袋・土のう袋を事前に配付する。集められたごみは、市内一斉実施日の場合は基本的に当日中に収集。異なる日程で実施する場合は、実施日から1週間以内で収集する。																																							
	事業期間	昭和61年度～																																						
過去の経緯、 主な実績等	・例年、約380団体、36,000人を超える市民が参加している。 ・ごみの収集量は、各回140～170tあり、地域の環境美化を促している。 ・過去の実績 通算77回実施（令和7年度実施分まで） ・平成28年度から令和4年度まで公園のベンチのペンキ塗りも同時に実施した。 【ペンキ塗り実施状況】 <table border="1"> <tr> <td>平成28年度</td><td>春季</td><td>1件</td><td>秋季</td><td>2件</td></tr> <tr> <td>平成29年度</td><td>春季</td><td>3件</td><td>秋季</td><td>5件</td></tr> <tr> <td>平成30年度</td><td>春季</td><td>3件</td><td>秋季</td><td>3件</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>春季</td><td>3件</td><td>秋季</td><td>6件</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>春季</td><td>中止</td><td>秋季</td><td>4件</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>春季</td><td>中止</td><td>秋季</td><td>3件</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>春季</td><td>3件</td><td>秋季</td><td>9件</td></tr> </table>					平成28年度	春季	1件	秋季	2件	平成29年度	春季	3件	秋季	5件	平成30年度	春季	3件	秋季	3件	令和元年度	春季	3件	秋季	6件	令和2年度	春季	中止	秋季	4件	令和3年度	春季	中止	秋季	3件	令和4年度	春季	3件	秋季	9件
平成28年度	春季	1件	秋季	2件																																				
平成29年度	春季	3件	秋季	5件																																				
平成30年度	春季	3件	秋季	3件																																				
令和元年度	春季	3件	秋季	6件																																				
令和2年度	春季	中止	秋季	4件																																				
令和3年度	春季	中止	秋季	3件																																				
令和4年度	春季	3件	秋季	9件																																				
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																																		
			2,991千円	2,336千円	2,880千円	2,508千円																																		
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																																		
		その他	千円	千円	千円	千円																																		
一般財源		2,991千円	2,336千円	2,880千円	2,508千円																																			

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	令和7年度	時季	実施日	参加団体	当日参加人数	ごみの収集量
		春季	5月25日	411団体	33,723人	175.72 t
		秋季	11月9日	400団体	20,688人	82.21 t
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	ごみの収集量 （春秋合算）		320t	258t	287t	317t
	団体参加率 （春秋平均）		75%	76%	74%	74%
	参加者数 （春秋合算）		70,000人	54,411人	68,589人	72,970人
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・例年、年2回の開催で全市民の延べ20%以上の参加者があり、環境美化意識の向上に貢献している。 【成果や課題等】 ・個人宅の剪定枝等の排出や、草の野積み、指定場所以外への排出など、ごみ出しのルールが守られていない地区がある。 ・2 t 車を運転できる職員が減少しており、本庁エリアの収集態勢を見直す必要がある。 ・町内会加入率が低下するなかで、現在の区・町内会を通じた実施方法について、今後のあり方を検討する必要がある。 ・これまで広報春日井を通じて区・町内会へ配布した（クリーン大作戦用の）ごみ袋・土のう袋等について、令和8年2月からの広報春日井の配布方法の変更に伴う配布方法を検討する必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・参加団体へは、適正なごみ出しを守ってもらうよう継続して周知していく。 ・収集車両及びドライバーの確保が困難になりつつあるので、今後の態勢について検討していく。 ・町内会を通じた実施方法の見直しについて検討する。 ・広報春日井の配布方法の変更にあわせて、クリーン大作戦用のごみ袋・土のう袋等の配布方法を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・クリーン大作戦用のごみ袋・土のう袋、参加のお知らせチラシの配布方法の見直しを実施する。 ・当日が雨天のケースの対応を検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度	整理番号	6-2-2-3
事業名	ポイ捨て・ふん害防止対策（環境美化啓発）				最終更新日	令和8年5月29日
実施根拠	春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例・施行規則 春日井市ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会要綱				担当課	ごみ減量推進課
関連計画	—			関連する 附属機関	—	
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	2 住んでいるまちを好きになるためには、衛生的で快適な生活環境の確保が欠かせないため、ごみ出しルールやマナーの遵守と地域環境に配慮した環境美化意識の向上を促進するほか、地域における自主的な環境美化活動を促進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 ・「春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」、「春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」の趣旨に基づき、まちの環境美化及び市民のマナー向上により、市民の快適な生活を確保する。 【事業概要】 ・市民相互の理解と協力によりきれいで快適なまちをつくることを目的として、地域や事業者の代表等で組織される「春日井市ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会」の活動を促進していく。 ・環境美化指導員により、市内のポイ捨て・ふん害多発地点等の巡視・清掃・美化啓発を継続的に行っていく。					
	事業期間	平成8年度～				
過去の経緯、 主な実績等	・平成8年10月の「春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」の施行に伴い、「春日井市ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会」が発足した。 ・平成19年度より、市内JR主要駅において、市民協議会委員所属団体の協力により清掃・啓発活動を実施している。 ・平成20年度より、空き缶等散乱防止協定締結事業所等の協力を得て落合公園・ふれあい緑道等の清掃及び啓発活動を実施している。平成27年度から30年度までは、周辺フェンスやガードレール等のペンキ塗りも併せて行った。 ・平成26年度から令和6年度までの10年間、ポイ捨て・ふん害防止早朝啓発活動として、職員と環境美化指導員がふれあい緑道の一定区間を歩き、緑道利用者へ声掛け及び啓発ティッシュの配布を実施した。 ・町内会等の依頼を受け、清掃活動に伴うごみ袋等の提供、ごみ収集の支援を行っている。 ・平成8年から「環境巡視員」として活動を開始、平成19年2月の要綱改正により名称を「環境美化指導員」に変更した。 ・環境美化指導員の任用期間 半年 前期：4～9月 後期：10～3月 平成19年度～平成20年度 前後期各6名 平成21年度 前後期各4名 平成22年度 前後期各6名 平成23年度 前後期各10名 平成24年度 前後期各4名 平成25年度～平成31年度 前後期各6名 令和2年度～ 会計年度任用職員として通年の任用 （4名）※令和5年度末時点4名 ・令和2年度から再任用現業員2名を配置、パッカー車1台を配備し、清掃作業の機動力を増強 ・令和3年度に再任用現業員を2名増員し、計4名配置。 ・令和5年度から金属類の分解業務をクリーンセンターに移管したことに併せて再任用現業員を2名に減員。 ・令和7年度から再任用現業員を1名減員。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			1,939千円	1,410千円	1,495千円	1,910千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		1,939千円	1,410千円	1,495千円	1,910千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・納涼まつりでの啓発 7/19(土)実施 1,000セット配布 ・JR各駅での啓発 4回(勝川、春日井、神領駅、高蔵寺駅)参加者145人 ・落合公園等のポイ捨て・ふん害防止啓発活動 3/8(日)実施 42団体404名参加 ・その他の活動:たばこ組合春日井支部清掃活動、ポイ捨て・ふん害防止早朝啓発活動 ・町内会や高校等の地域における環境美化活動を支援 ・環境美化指導員の活動による収集実績 ごみ収集量:2,972kg・ふんの収集箇所と収集量:190 か所 10.70kg					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	JR各駅清掃等参加人数		140	145	57	154
	ポイ捨て・ふん害防止啓発活動参加人数		350	404	350	350
	指導員等一人当たりが回収したごみ等の量		750	746	746	684
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・平成26年度から令和7年度まで、ポイ捨て・ふん害防止早朝啓発活動として、職員と環境美化指導員がふれあい緑道の一定区間を歩き、緑道利用者へ声掛け及び啓発ティッシュの配布を継続して実施し、ふん害の苦情が減少した。 【成果や課題等】 ・依然として市民からのポイ捨て、ふん害の相談も多い。			
	◎:期待する又は期待以上の効果があった ○:現状維持 △:期待する効果がなかった ー:評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・引き続き環境美化指導員等によるポイ捨て・ふん害の清掃や啓発活動を実施するとともに、より効果的な方策を調査研究する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度	整理番号	6-2-2-4
事業名	ごみステーション散乱防止 (ごみステーション散乱防止)				最終更新日	令和8年5月29日
実施根拠	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 春日井市ごみステーション設置要綱 春日井市ごみステーション整備に係る補助金交付要綱 ごみステーション防鳥用ネット貸与取扱基準				担当課	清掃事業所
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画			関連する 附属機関	春日井市廃棄物減量等推進審議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ごみ減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	2 住んでいるまちを好きになるためには、衛生的で快適な生活環境の確保が欠かせないため、ごみ出しルールやマナーの遵守と地域環境に配慮した環境美化意識の向上を促進するほか、地域における自主的な環境美化活動を促進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 排出されたごみの散乱を防ぐことで衛生的で快適な生活環境を保全する。					
	【事業概要】 適切な排出場所の確保に向け、ごみステーション設置要綱に基づき、新設や移設の許可を行う。 また、清掃パトロールを行い、ごみの出し方や管理状態の悪いごみステーションについては、町内会やごみステーションの利用者、共同住宅等の管理者に適正な管理を指導する。 さらに、ごみステーションのごみ散乱防止をするため、防鳥用ネットの貸与を行うほか、より効果の高い対策として、ごみボックスや非箱状ごみ散乱防止用品の設置について、広報やHP等で啓発を行うとともに、町内会等に啓発文書を送付し、ごみステーション整備用品の購入費の補助（補助対象経費の2分の1、1基あたり10,000円を限度）を実施する。					
	事業期間					
過去の経緯、 主な実績等	平成9年 防鳥用ネットの貸与開始 平成21年 ごみステーション設置要綱施行 平成28年 ごみボックス設置費補助制度開始 平成29年 清掃パトロール業務開始 平成30年 高強度の防鳥用ネットの貸与開始 令和元年 ごみステーション設置要綱一部改正 (合住宅棟に係る専用ステーション設置対象戸数の変更（10戸→4戸）) 令和4年 ごみステーション設置要綱及び同整備に係る補助金交付要綱一部改正 (設置位置（道路幅員等）の緩和、補助金上限額の引き上げ)					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			10,032千円	8,856千円	7,871千円	6,253千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		10,032千円	8,856千円	7,871千円	6,253千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
・ごみボックス設置費補助 50団体 155個 1,265,600円 ・防鳥用ネット貸与 2,943 枚						
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	ごみ出しルールやマナーが守られているステーションの割合		91.0%	90.4%	90.9%	89.0%
	ルール違反ごみ発生件数		240件	223件	166件	146件
	ごみボックス設置基数 (累計)		1,203基	1,043基	888基	720基
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	理由及び具体的な成果 ・防鳥用ネットが必要なごみステーションについては貸与を続けてきたことにより約79%に設置され、引き続き、残りのごみステーションについても設置されるよう啓発するとともに、破損や劣化による取替を行う。 ・ごみボックスを設置したことで、カラスによるごみの散乱被害や、他地域からの持込ごみの被害が減少している。 ・ごみステーション設置要綱一部改正により、新築する共同住宅等へのごみステーション設置の促進、設置基準の一部緩和により、町内会等の設置希望が実現しやすくなった。 課題等 ・町内会等では、加入率の低下や高齢化が顕著になり、問題解決が複雑化・長期化する場合が出てきている。また、ごみステーションの設置場所を決める際、地権者や近隣住民との調整に苦慮する町内会等が多くなってきている。 ・防鳥用ネットが適切に使用されていないごみステーションが多い。 ・ごみボックスの設置には十分な道路幅員が確保できるなどの条件があり、町内会等が設置を希望しても実現できない場合がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
・ごみステーションの設置場所については、各地区の事情を良く知る町内会や自治会等が主体的に調整できるよう、調整が円滑に進むよう適切なアドバイスを行っていく。 ・ごみステーションの維持管理については、市民からの通報や清掃パトロールからの報告等に基づいて、町内会や自治会、共同住宅の管理者等に適正な維持管理を指導していく。 ・カラスや強風などによるごみステーションのごみの散乱を防ぐため、防鳥用ネットを設置する区・町内会等に対して貸与を行う。 ・ごみボックス等ごみステーション整備用品設置補助制度を町内会等へ周知していくとともに、設置を推奨していく。						
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・啓発看板 @4,950×70本=346,500円 前年比増減なし ・防鳥用ネット @2,310×3,500枚=8,085,000円 前年比増減なし ・ごみステーション整備用品補助金交付（上限10,000円） @10,000×160 個=1,600,000 円 前年比 40 基増				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	廃止	年度	令和8年度	整理番号	6-2-2-5	
事業名	青空教室 (ごみ処理費一般管理費)			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	春日井市一般廃棄物処理基本計画			担当課	清掃事業所	
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	春日井市廃棄物減量等推進審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 ごみ減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	2 住んでいるまちを好きになるためには、衛生的で快適な生活環境の確保が欠かせないため、ごみ出しルールやマナーの遵守と地域環境に配慮した環境美化意識の向上を促進するほか、地域における自主的な環境美化活動を促進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 市民のごみの分別収集の周知と分別の徹底を図る。					
	【事業概要】 ・実施者 清掃事業所職員3名程度 ・期 間 随時 ・場 所 屋内で紙芝居等ができて、屋外で塵芥収集車の紹介が可能な場所 ・内 容 ごみと資源の分別の意義及び方法の紹介、塵芥収集車の紹介、体験 ・その他 ごみ処理基本計画に記載されている小学4年生を対象とした青空教室を補完					
	事業期間	平成25年度～令和7年度（令和8年度からごみ減量推進課へ移管）				
過去の経緯、 主な実績等	平成25年度 保育園を対象に「園児 青空教室」事業開始 受講者数 3,290人（年長児、年中児、年少児） 実施園数 36園（公立保育園29、私立保育園7） 平成26年度 保育園の対象を年長児とし、こども園、幼稚園の年長児を対象に追加 受講者数 1,857人（主に年長児） 実施園数 45園（公立保育園29、私立保育園7、私立こども園3、私立幼稚園6）					
	令和2年度 受講者数 860人（主に年長児） 実施園数 15園（私立保育園6、私立幼稚園9） 令和3年度 受講者数 1,579人（主に年長児） 実施園数 36園（公立保育園22、私立保育園2、私立こども園3、私立幼稚園9） 令和4年度 受講者数 1,941人（主に年長児） 実施園数 47園（公立保育園27、私立保育園7、私立こども園6、私立幼稚園7） 令和5年度 受講者数 1,917人（主に年長児） 実施園数 51園（公立保育園29、私立保育園6、私立こども園7、私立幼稚園9） 令和6年度 受講者数 1,805人（主に年長児） 実施園数 53園（公立保育園29、私立保育園10、私立こども園6、私立幼稚園8）					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			—	0千円	0千円	0千円
	特定財源	国・県支出金	—	0千円	0千円	0千円
		その他	—	0千円	0千円	0千円
	一般財源		—	0千円	0千円	0千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	受講者数 1,876人(主に年長児) 実施園数 57園(公立保育園29、私立保育園12、私立こども園6、私立幼稚園10)					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	受講者数		—	1,876人	1,805人	1,917人
	実施園数		—	57園	53園	51園
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	理由及び具体的な成果 ・アンケート結果から、園児が青空教室で学んだごみの分別などについて家庭で話をしたことが確認できており、家族ぐるみでの啓発につながっている。 ・シナリオに基づく打ち合わせを行い、職員によって伝わる内容に相違がないようにした。 課題等 ・持続可能な社会の実現に向けて、次世代を担う園児に対し、リサイクルをすることが地球環境にいい影響を及ぼすことを、わかりやすくかつ興味を持ってもらえるよう説明する必要がある。 ・小学校4年生を対象とした青空教室との棲み分けを考え、より効果的な啓発方法を検討していく必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 令和8年度からごみ減量推進課へ移管					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	廃止	令和8年度からごみ減量推進課へ移管				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-2-6	
事業名	不法投棄防止 (不法投棄防止)			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例			担当課	清掃事業所	
関連計画	春日井市一般廃棄物処理基本計画		関連する 附属機関	春日井市ポイ捨て・ふん害防止推進 市民協議会（不法投棄連絡部会）		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 ごみ減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	2 住んでいるまちを好きになるためには、衛生的で快適な生活環境の確保が欠かせないため、ごみ出しルールやマナーの遵守と地域環境に配慮した環境美化意識の向上を促進するほか、地域における自主的な環境美化活動を促進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 不法投棄は、環境の汚染や、まちの景観を著しく損なうなど生活環境を悪化させるため、不法投棄を防止するための啓発活動や監視活動を推進する。 【事業概要】 不法投棄多発箇所を中心に市内全域を巡回する不法投棄監視パトロール班を編成し、監視、収集、啓発活動等を行う。 また、不法投棄連絡部会を開催し、不法投棄に係る現状・課題について、情報共有するとともに課題解決に向け市が実施する事業などを報告し、不法投棄を防止する方法を検討する。					
	事業期間	平成13年度～				
過去の経緯、 主な実績等	平成6年度 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行 平成8年度 春日井市ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会設置 平成13年度 清掃パトロール担当を設置、名古屋市隣接市町村不法投棄連絡会議開催 平成18年度 春日井市・小牧市共同不法投棄防止連絡会議設置 平成20年度 不法投棄監視カメラ設置開始 平成21年度 夜間パトロール業務委託開始（～令和6年度） 平成23年度 ポイ捨て協議会に不法投棄連絡部会設置、合同パトロール開始 平成25年度 自主防犯団体との合同パトロール開始 平成28年度 不法投棄監視パトロール（1班）と環境パトロール（1班）を一元化 平成29年度 清掃パトロールを4班体制に強化 市内郵便局と不法投棄発見通報に関する協定締結 市内家電量販店にリサイクル家電の処分に関する消費者向けの案内を依頼 平成30年度 市内販売店に廃タイヤの不法投棄防止に関する消費者向けの案内を依頼 令和6年度 不法投棄監視カメラ（トレイルカメラ）設置開始					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			2,331千円	2,249千円	14,238千円	9,553千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		2,331千円	2,249千円	14,238千円	9,553千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・不法投棄連絡部会(7月開催)による不法投棄対策の策定 ・モデル地区(13地区)との合同パトロールの実施 ・事業者との合同パトロールの実施 ・ごみステーションへの早朝の立会い指導の実施 ・ごみステーション及び不法投棄多発地区への巡回パトロールの実施					
成果指標	指標名		目標値 (R8年度)	7年度	6年度	5年度
	不法投棄箇所数		400箇所	521箇所	346箇所	256箇所
	不法投棄物回収数		700個	988個	822個	442個
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	理由及び具体的な成果			
			・順次パトロール体制を強化した結果、ルールやマナーが守られているステーションの割合は90%を維持している。 ・また、不法投棄の箇所や回収数は増加しているものの、迅速な発見、収集につなげており、衛生的で快適な生活環境の確保に努めている。			
			課題等			
			・不法投棄行為を未然に防止するため、監視カメラや啓発看板の設置、監視パトロールの強化等を実施しているが、新たな不法投棄発生場所に対するパトロールを重点的に実施する必要がある。 ・不法投棄発生場所、件数及び個数をパトロールによって迅速に把握し、収集を継続しながら不法投棄を減少させる必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	・不法投棄の防止、ごみステーションのマナー向上については、地域住民との連携が効果的であるため、地域住民と協力しながら不法投棄多発地点にパトロールを継続的に実施する。 ・新たな不法投棄多発地点を確認しつつ、パトロール業務にいち早く組み込むことで、不法投棄多発地点の減少に取り組む。 ・不法投棄の現状に合わせ、機動性に優れたトレイルカメラの導入台数を増やす。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・不法投棄発生地点の現状を迅速に把握し収集 ・これまでに把握した不法投棄多発地点に対し、重点的にパトロールを実施 ・地域住民と連携し、ごみステーションのマナー向上、不法投棄の防止				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-2-7	
事業名	雑草対策			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	春日井市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例及び施行規則			担当課	環境保全課 清掃事業所	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	2 住んでいるまちを好きになるためには、衛生的で快適な生活環境の確保が欠かせないため、ごみ出しルールやマナーの遵守と地域環境に配慮した環境美化意識の向上を促進するほか、地域における自主的な環境美化活動を促進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 あき地に繁茂した雑草または枯草が放置されているために火災または犯罪の発生の原因となり、また、清潔な生活環境を保持できないことから、雑草または枯草の除去について必要な事項を定めることにより、住民の安全な生活を保護するとともに生活環境を保全する。 【事業概要】 火災や犯罪などの発生原因となる雑草、枯草の除去について指導を行い、所有者自身で除草できない場合は除草委託のあっせんを行っている。 また、草刈機を貸出しており、令和7年度から清掃事業所に草刈機貸出業務を移管している。なお、期間3日で2台まで貸出しすることは可能であり1台600円必要となる。ただし、自治会等が公共の土地を除草する場合は無料。					
	事業期間	昭和44年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【主な法規制の経緯】 昭和44年3月31日 春日井市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例公布 【令和4年度指導等実績】 指導件数390件 （苦情指導通知文送付：165件、委託制度事前通知：225件） 除草受託172件 （年間除草委託：143件、一回除草委託：29件） 草刈機貸出463件 （有料：218件、無料：245件） 【令和5年度指導等実績】 指導件数323件 （苦情指導通知文送付：106件、委託制度事前通知：217件） 除草受託162件 （年間除草委託：130件、一回除草委託：32件） 草刈機貸出467件 （有料：229件、無料：238件） 【令和6年度指導等実績】 指導件数320件 （苦情指導通知文送付：116件、委託制度事前通知：204件） 除草受託134件 （年間除草委託：115件、一回除草委託：19件） 草刈機貸出438件 （有料：231件、無料：207件）					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			11,957千円	9,359千円	7,558千円	1,472千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	138千円	165千円	139千円	138千円
		一般財源	11,819千円	9,194千円	7,419千円	1,334千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	指導件数 264 件 (苦情指導通知文送付：118 件、委託制度事前通知：146 件) 除草受託 107 件 (年間除草委託：72 件、一回除草委託：35 件) 草刈機貸出 453 件 (有料：275 件、無料：178 件)					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	除草指導		300	264	320	323
	除草受託		130	107	134	162
	草刈機貸出		510	453	438	467
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・除草指導や除草受託の件数は減少傾向であるため、指導等を行う必要がある対象用地は減少していると思われる。 【成果や課題等】 ・指導・通知文を送付しても除草を行わない所有者への対応に苦慮している。また、所有者へ連絡が不可能である場合、対応ができない。 ・立木、竹笹など条例の適用を受けない事象に関する苦情などの相談が増えている。 ・雑草苦情に対する指導件数や除草受託は減少傾向であるが、草刈機貸出制度の利用は横ばい。自主的な除草に伴う利用は継続している。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	・引続き住民からの苦情内容を理解し、的確な対応を行うよう努める。 ・過年度に苦情が発生した空き地について現況把握し、事前に所有者への働きかけ(適正管理や除草委託制度の周知)を行うことで、苦情発生の未然防止を行う。 ・空き地の適正管理について、引続き広報等で市民への周知を行う。 ・市外の土地所有者に対する周知について手法を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・ 雑草苦情に伴い、所有者等に対する除草指導 ・ 所有者自身で除草等対応できない場合、除草委託のあっせん ・ 草刈機貸出に係る損耗料の見直しを検討する。 ・ 市外の土地所有者に対する周知啓発方法について、関係部署に相談する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-2-8	
事業名	狂犬病予防			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	狂犬病予防法			担当課	環境保全課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	2 住んでいるまちを好きになるためには、衛生的で快適な生活環境の確保が欠かせないため、ごみ出しルールやマナーの遵守と地域環境に配慮した環境美化意識の向上を促進するほか、地域における自主的な環境美化活動を促進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。					
	【事業概要】 狂犬病予防法に基づき、犬の登録・鑑札の交付を行うとともに、狂犬病予防注射済票の交付を行う。事務手数料〔登録・鑑札交付3,000円、注射済票交付550円〕は、市が直接飼い主より徴収するが、公益社団法人愛知県獣医師会、愛知北開業獣医師連絡協議会、高蔵寺ペットクリニック及びサクマ動物病院及び株式会社テリアに徴収事務を委託しており、市民への便宜を図っている。 また、抑留犬を確認した場合、狂犬病予防法に基づき公示を行う。					
	事業期間	平成12年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【各事務の経緯】 犬の登録・鑑札の交付及び狂犬病予防注射済票の交付事務等については、平成12年度より権限移譲を受け実施している。なお、狂犬病予防注射に関しては、接種率向上のため集合注射を実施していた。しかし、近年では動物病院での接種割合が大きく増加し、平成22年度には咬傷事故もあったことから、平成28年度以降集合注射を廃止している。					
	【令和4年度実績】 登録頭数 18,523頭（鑑札交付1,372頭） 狂犬病予防注射済票交付 13,468頭 捕獲抑留公示頭数 7頭 【令和5年度実績】 登録頭数 18,314頭（鑑札交付1,269頭） 狂犬病予防注射済票交付 12,714頭 捕獲抑留公示頭数 1頭 【令和6年度実績】 登録頭数 18,044頭（鑑札交付1,230頭） 狂犬病予防注射済票交付 13,316頭 捕獲抑留公示頭数 7頭					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			4,480千円	4,500千円	4,179千円	4,333千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	11,050千円	9,616千円	11,031千円	10,820千円
	一般財源		△6,570千円	△5,116千円	△6,852千円	△6,487千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	登録頭数 17,885頭 (鑑札交付1,134頭) 狂犬病予防注射済票交付 11,568頭 捕獲抑留公示頭数 6頭					
成果指標	指標名		目標値 (年度)	7年度	6年度	5年度
	登録頭数に対する 狂犬病予防注射済票 交付件数割合 (年度毎)		70.0%	69.8%	70.6%	70.0%
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射等の徹底により、継続して狂犬病を撲滅したと考えられる状態にある。 【成果や課題等】 ・海外においては依然として狂犬病が発症していることから、狂犬病予防法により義務付けられている予防注射を継続して実施することが重要である。 ・登録頭数に対する予防注射接種率については近年70%程度で推移しており、接種率向上のためには、飼い主の方への周知・啓発が必要となる。 ・愛知県内でもマイクロチップを登録鑑札とみなす対応を始めた自治体が出てきており、今後当市でもマイクロチップへの対応を検討する必要がある。 ・厚生労働省・環境省による畜犬管理システムの共通化の方針が示されているが、同方針のスケジュールより2030年度まで検討期間となっている。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	・市内の登録頭数が非常に多く、狂犬病予防注射についての飼い主への案内、注射済票の交付事務等が負担となっているため、手続き方法等について見直しを検討する。 ・犬の登録及び狂犬病予防注射の継続的な実施について理解を得られるよう努める。 ・愛知県内でもマイクロチップを登録鑑札とみなす対応を始めた自治体が出てきており、名古屋市でも導入の動きがあることから、今後マイクロチップへの対応や犬登録システムの更新を検討する。 ・狂犬病予防法施行規則の改正に伴い、令和9年3月2日から予防注射の接種時期の限定がなくなるが、その代わりに4月から6月を予防注射強化期間として設定し、飼い主の義務である毎年1回の予防注射を実施及び市への申請・届出の忘れがないよう、犬の所有者に対して幅広くわかりやすい普及・啓発の広報を行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・狂犬病予防注射済票交付等事務委託 ・狂犬病予防注射実施通知				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	6-2-2-9	
事業名	飼い主のいない猫対策			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	春日井市飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助金交付要綱			担当課	環境保全課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	6 環境			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ごみの減量とまちの美化の推進				
	基本的な 方向性等	2 住んでいるまちを好きになるためには、衛生的で快適な生活環境の確保が欠かせないため、ごみ出しルールやマナーの遵守と地域環境に配慮した環境美化意識の向上を促進するほか、地域における自主的な環境美化活動を促進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 飼い主のいない猫による迷惑行動を防止し、公衆衛生の向上をする。 【事業概要】 補助対象は、市内に生息する飼い主のいない猫を市内の動物病院に持ち込み、避妊又は去勢の手術を受けさせる市内在住の方である。 補助金〔避妊11,500円、去勢6,500円〕は、市より直接動物病院に支払い、申請者の負担は一律5,500円である。残る手術に伴う費用は動物病院の協力（負担）となる。 飼い主のいない猫であることの確認として、市内に住所を有した申請者とは別の世帯の方の署名が必要である。					
	事業期間	平成18年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【補助制度の経緯】 飼い主のいない猫については、その鳴き声がやかましい、糞尿で困っている、ごみが散乱するなどの苦情が市にも多く寄せられていた。そのため市では、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、鳴き声などの迷惑行動を減らすことを目的として、地域住民の方が飼い主のいない猫の去勢・避妊手術を行う場合、市内の獣医師の協力を得て、平成18年度から手術費に対する補助を開始した。 ※平成28年度補助額等見直し 市 メス 12,500円→11,500円 オス 7,500円→6,500円 市民 メス、オス 5,000円→5,500円 【令和5年度補助実績】 避妊（メス）223件 去勢（オス）194件 合計 417件 交付決定通知 605頭 失効（取下含む）188頭 キャンセル率 31.1% キャンセル待ち 0頭（うち未申請 0頭） 【令和6年度補助実績】 避妊（メス）182件 去勢（オス）158件 合計 340件 交付決定通知 511頭 失効（取下含む）171頭 キャンセル率 33.5% キャンセル待ち 0頭（うち未申請 0頭）					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			3,566千円	2,828千円	3,120千円	3,826千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		3,566千円	2,828千円	3,120千円	3,826千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	避妊(メス) 169 件 去勢(オス) 136 件 合計 305 件 交付決定通知 507 頭 失効(取下含む) 202 頭 キャンセル率 39.8% キャンセル待ち 0 頭(うち未申請 0 頭)					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	補助頭数 (うち、避妊頭数)		300 (170)	305 (169)	340 (182)	417 (223)
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 ・飼い主のいない猫の去勢・避妊手術を実施することにより、繁殖及び発情を抑える効果があり、夜間の鳴き声や尿の臭い等による迷惑行動を減らすことに繋がり、地域の衛生面が改善される。 ・平成18年度から令和7年度までの補助累計5,382頭である。そのうち、避妊頭数3,439頭であり、その効果については、1回の出産で4頭、年2回の繁殖で8頭出産すると仮定した場合、27,512頭の子猫の出産が抑制される。 ・路上で亡くなる飼い主のいない猫の回収頭数が年々減少している。 【成果や課題等】 ・当制度を利用する際に、飼い主のいない猫への無責任な餌付け・糞などが地域内でトラブルとなるケースも見られ、地域の理解が必要となる。 ・事業効果を確認するために最も適した成果指標を定めたとうえで、申請状況も踏まえながら、制度の存否を判断していく必要がある。 ・多頭飼育崩壊が飼い主のいない猫の増加につながる恐れがあることから、多頭飼育に関する周知啓発が必要である。 ・補助金申請について、市民より手術後の申請(事後)への見直し要望がある。周辺市と異なり当市は獣医師の協力が前提であり、動物病院への負担があることから、申請内容を審査し申請者への通知後の手術(事前)としている。獣医師の協力を踏まえた検討が必要である。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	・去勢・避妊手術の重要性や手術後の猫のありかたを啓発し、町内会等の地域の方々の理解を得られるよう努める。 ・飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助制度の事業費財源確保を目的として、令和7年度に実施したクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した寄附募集については、地域猫活動及び補助制度の周知と財源確保の両面から効果的な手法であることから今後も継続して実施する。 ・これまでの腕章に代えて、より視認性の高い地域猫活動用のビブスを配布し、無責任な餌付けと誤解されないようにする。 ・事後申請とした場合の獣医師負担を抽出し、その負担が妥当であるか検討の上、必要な場合は、市内の獣医師と調整する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・去勢避妊手術費補助継続(避妊 170 頭、去勢 130 頭) ・去勢避妊手術制度に係る啓発(腕章を回収し地域猫活動用のビブスを配布) ・クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した寄附を募集する。				